DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

GHQ/SCAP Records(RG 331)
Description of contents

THE NATIONAL ARCHIVES OF THE UNITED STATES

(1) Box no. 2744

(2) Folder title/number: (2)
1101 - 1103

(3) Date: Oct. 1946 - Nov. 1947

(4) Subject:

Classification	Type of record
741, 760	t

(5) Item description and comment:

(6) Reproduction: (Yes) No

(7) Film no. Sheet no.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

File #1101

労働パンフレット No. 1

組合財政の栞

労働省労政局労働教育課

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 0K3

目次

一、組合財政制度の確立
二、組合財政の基本方針
三、組合財政の内容
四、組合財政處理の方法
五、參考圖書

一、組合財政制度の確立

組合がいろいろの活動を行う場合の基礎となるものは、あらゆる他の事業と同じく組合の資金であることはいうまでもない。組合の專從職員の給料を支拂わなければならないし、又組合が組合員のために機關新聞を作るにも、紙がいる、ポスターカラーがいる、筆がいる。大會を開けば會場費がいり、組合の爲遠くへ出掛ける人があれば旅費も宿泊料も要る、本部や友誼團體との連絡もある、もし又、一度鬪爭に入れば、その間の組合員の生活維持、宣傳等々、平常の何倍もの資金がいる。しかも、自主的な組合である限り、組合の資金は組合自らの手でまかなつているのであるから、組合資金の主たる財源は結局、組合員から集める組合費ということにつきり、現在のように低い賃金狀態では、組合財政もなかなか困難であるというのがいつわらぬ實情である。

しかも、それなるが故に尙更、組合財政が合理的に確立される必要がある。

というのはこうである。まづ第一に組合員が苦しい財布の中から出す組合費は、一錢でも雜な又不正な取扱いをうけることは許されない、このためには、はつきりした會計の取扱方法がどうしても必要である。組合が受取つた金は、どういう風に帳簿につけられ、誰が保管し、どうやつて使われるか。こういうことは、はつきりした一定の方式がない場合は、どこでどうなつているのかさつぱりわからず、いきおい惡い奴がいると、こつそり使つてしまつてしらん顏をしているということ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

にもなる。悪い氣がなくても、不完全なやり方ではどうしても誤りがおこりやすく、せつかくの組合費を無駄にしてしまうこともでてくる。

第二に、そういう貴重な組合費を最も有效につかうためにも合理的な制度は必要である。金錢や物品の出納、貸借は一寸考えるようにかんたんではない、現在どのくらいの物と金とをもつているかを適確にしつていなければ、組合活動の豫定をたてることは殆どできないことになる。合理的な會計制度を用うることによつて、つねに正しく自分達の資金を把握し、正しい最も有效な活動計畫をたてること、これが第二の點である。

第三の點は迅速である、いくら愼重にやるといつても遲くては困る。組合の活動は機に應じてうごかなければならない。財政制度を確立して合理的な軌道にのせることは卽ちその迅速化　更に組合活動の活潑化である。

第四には對外的信用の點である、合理的に確立された財政は對外的にも信用を與えることとなり組合活動發展の上に非常に有利である。

この他、いろ〳〵の點があげられるが、このようなないみから、組合財政制度の確立はぜひ必要である。

二、組合財政の基本原則

組合の財政制度は、普通組合の規約、或は會計規則、附則などできめられ、その具體的な事項は、その組合の實情によつて、もちろんいろ〳〵異るわけであるが、それら一般に通ずる基本的な原則として、次の三點をあげることができると思う。

第一點は、組合財政の民主的運營ということである。組合の資金は、組合員全體のものであり、組合員全部の利益のために使われねばならぬ。そのためには、組合財政そのものが、全員の總意によつてうごかされなければならない。このことは組合活動全般にわたる問題ではあるが、財政の面では特に重要なのにもかゝわらず、ともすると無關心になりがちなので特にあげておく　あとでのべるように、組合費の決定、豫算の決定、決算の承認――こういうような問題はすべて大會にかけるよう規約できめておかなければならない。

第二の點は、組合財政自立の原則である。勞働組合が自主的な組織である限り、自分達の活動の源である組合費を自分達の手でまかなうことは當然であることは前にふれた、勞働組合法でも「主なる經費を使用者の補助に仰ぐもの」は御用組合とされているが、たゞに使用者ばかりではなく、たとえば、政黨などから仰ぐことも、結局、組合が本來ゆくべき道をふみ誤まつて、組合大衆の力を缺つた方向に利用されるおそれが多分にある。こういつた點からいつて、組合の財政はいわば「組合費中心主義」でゆくべきだと思う。勿論、寄附もあろうし、事業による收入も結構ではある。しかし、本末をてんとうしないように充分注意する必要がある。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

第三の點は、組合財政公開の原則である。組合資金は、組合員全體のために利用されなければならない。そのためには、それが現在、どういう風に使われ、どうなつているかを組合員がいつでも質問することができ、又しらべることができるようにしておくことは當然である。大會の場合などは必ず會計報告を行うことが必要である。また、不正な取引が行われないように會計監査の制度が必要である。極東委員會の十六原則にも「各勞働組合の大口寄附を含む貸借對照表及び收支決算表は、公の檢査に供さるべきである。記載の正確を確保するため、組合員によつて任命された專門的な權限のある會計檢査員による年次檢査の如き措置が講ぜらるべきである。」とのべられてある。

三、組合財政の內容

組合が活動するのに必要な經費を集め(收入)、これを最も有效に用いる(支出)。原理はこれだけである。どのように資金を得、どのように使用するか——以下かんたんにのべてみる。

(一)收　入

組合の收入が組合費を中心とすることはさきにのべた。しかし、このほかに加入金、事業收入、寄附金などがある。

1、組合費

組合費は組合員全部できめる。したがつてこれは當然規約ではつきりきめられる。

普通きめ方には二つの型がある。

「組合費は平均基本給の——%とする。」(同率)

「組合費の月額は——圓とする。」(同額)

要するに、一つは、賃金に應じてきめ、一方は一率にきめるというやり方である。前者は、現在のように賃金の差が生活と大きな關係がある場合には非常に合理的だが、計算がめんどうだという難點があり、後者は、組合員の平等化をこの面で具體化したものだが、賃金體系が變りやすい現在度々變えなければならぬというめんどうがある。この兩者を折衷したような方法もある。

「組合費は、基本給千圓から二千圓までの者は三十圓、二千圓から四千圓までは六十圓、それ以上は八十圓とする。」(差等額)

「千圓から二千圓までは×パーセント、二千圓から四千圓までは×パーセント……」(差等率)。

「組合費は基本給の一%に〇〇圓を加えたものとする。」

組合費はその都度きめる。などというのは論外である。現在は同額法が壓倒的に多い。

連合體の場合は、大抵、會費といわれているが、これは、組合が一括して支拂うのを常とし、その決定は、組合員の頭割りにするものと組合員數によつてちがうものなどがある。

(規約例)「本同盟の加盟組合費は、組合員一名につき、一カ月〇圓とする。」

「加盟組合は次の基準にしたがつて會費を分擔する。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

組合員五萬人以下　一人に付〇〇錢
〃　五萬人―十萬人　〃　〇〇錢
〃　十萬人以上　〃　〇〇錢」

徴集の方法はどうか。

最も基本的な形は、組合の役員が一人一人から會費を集める方法で、これは、組合員の組合に對する意識を高め、組合活動に關心をもたせる上に非常に有效であるが、手數がかゝる點や、時間がかゝるという難點がある。よく行われるのは、使用者と交渉して、賃金支拂の時にあらかじめきめられた組合費を差引いてもらい、組合はまとめてこれを使用者からうけとるという方法である。尤もこれには組合員の同意がいり、また使用者とは、勞働協約などでくわしくその手續をきめておく必要がある。（勞働基準法第二十四條參照）連合體には各單產が持參するのがつねである。

組合員が組合費を支拂わない場合についても規約できめておくのがいい。アメリカなどでは、一定期間滯納する場合は、權利停止、更にひどい時は除名されるとしている。また、組合費を完納してからでなければ脫退できぬ、ときめているのもある。

2、加入金

新たに組合に加入したものに對しては、加入金が課せられる。アメリカなどでは、組合に加入することが組合員にとつて非常に利益であることが自覺されているせいか、かなり高額の加入金（イ

ニシエーション・タツクス）を規定しているのが多いが、わが國ではまだ加入金をきめている組合はあまり多くなく、組合收入の中でこの部分の占める地位は低い。

（規約例）「組合に加入するとき一人につき組合費一カ月分相當額を納める。」

連合體の場合には普通加盟金といつている。

3、寄附金

爭議の場合、友誼團體が資金カンパをして組合に寄附をしてくれるような場合がある。又通常の場合、たとえば組合が藝能祭をやるようなとき、會社が協力して寄附をしてくれるような場合がある。

收入さえあれば、というのでどんな寄附でももらうと、組合の自主性が害されるおそれがあるので、規約で機關の承認を必要としているのが多い。

（規約例）「寄附金の受領は、中央委員會の承認が必要である。」

4、臨時費

インフレが進むと、今までの組合費だけではたりなくなる。また、運動會をやつたりしても特別に金がかゝるし、爭議に入つても豫想外に金がかゝる。こんな時は、臨時に資金を集める必要があるので、どこの組合でも大てい臨時費の徴集についてきめている。しかし、勝手にきめられてしまつては組合員はとんだ迷惑をすることがあるので一定の手續を經てきめられ、少くともその後の大

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

會で承認をうるようにしなければならない。
（規約例）「大會又は中央委員會の決議を經て、必要ある時は、組合費の臨時徴集をすることができる。金額はその都度定める。」

5、事業收入

組合が新聞を出したり、その他、本を出版したりして收入がある場合がある。こうした組合の事業による收入は、事業收入といわれ、事業が大きい場合には、特別會計として取扱うことがある。現在、事業として組合が行つているものは今いつた出版事業くらいなもので、そのほかは殆ど問題にならない。共濟組合活動などは事業收入が目的でなくて、組合員一般の福利收入を豐かにしようということが第一義的な目的と考えられる。

なお組合の事業活動については、組合の本質論からいろいろ議論がある。

6、その他の收入

その他の收入としては、

（一）銀行利子――銀行に組合資金をあづけておいて生じた利子。

（二）雜收入――その他、組合の備品が古くなつて賣りはらつたとかいうのは雜收入として取上げる。

組合の收入は右のようなものであり、これが一切の組合活動の源泉になる。

今組合の收入が現實にどのくらいあるか、二、三の例をみてみよう。

組合員約六十二萬人の國鐵は昭和二十二年度豫算で收入約八千五百萬圓。

組合員約十一萬人を擁する電産の同年度豫算は約一千萬圓。

ずつと小さくなつて、組合員約千三百を有する某省職員組合では、一年約三十五萬圓となつている。

（二）支　出

組合の支出が最も有效に利用されねばならぬこと、それが組合員全部によつて民主的にきめられねばならぬことはくりかえしてのべた。

このために組合は、會計年度のはじめに、その年度中の豫算をたて、何にどれだけの金を使うかということを大會できめることにしている。

（規約例）「この組合の豫算と決算とは大會の承認を得なければならない。」

組合大會で豫算書をみせられると、數字ばかりあつてめんどうだから何でもいい、通してしまえ、ということに往々なりがちだが、組合の財政は組合活動の心臓ともいえるので、これをいいかげんにすることは、その年度中の組合活動――組合員にとつて非常に大きな影響をもつ組合活動――を危ないがしろにすることに等しい。これではストライキの時ばかりガンばつてもいみがない。豫算書は、はじめ一寸みるとなかなかめんどうでわかりにくいと思うが、一寸なれれば何のことはない、諸君

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

の家の家計簿を一まわりひろげたくらいのもので、家計簿がわかる人なら誰でもわかる。それに、豫算書には豫算説明書というのが必ずついていて、豫算の内容をこまかに説明しているから、これとてらし合せてみると非常によくわかる。しかし、大會にでてから急に豫算書をみせられても一寸ほごつくので、大會の半月なり一月なり前に、組合員に公表して、充分それを檢討できるようにしておくことが組合財政の民主的運營に不可缺の要件であるが、收入の方はさきにのべたとが望ましい。豫算書はいうまでもなく、收入と支出についてであるが、收入の方はさきにのべた し、また殆ど一定しているので問題はない。こゝの項では支出についてのべる。

まづ、組合員が充分檢討した上できめる豫算書の支出の部はどんな風になつているのか、小さい組合だと資金も少く支出科目もあまりこまかくなつていないのが例なので、見本として大きな組合の豫算書を一つあげてみよう。

（當産一九四七）

支出の部

	圓
一、事務費	四、六〇八、二〇〇
イ、諸給與	一、〇六五、九〇〇
1、給與對委	一一、九〇〇
2、總務部	一、〇五四、〇〇〇
ロ、旅費	二、九一一、七〇〇
1、組織對委	一、五四八、四〇〇
2、給與對委	九一九、五〇〇
3、財政委	二九、二〇〇
4、總務部	四〇二、八〇〇
5、財政部	一一、八〇〇
ハ、消耗品費	三六一、〇〇〇
1、總務部	三一二、七〇〇
2、財政部	五三〇〇

3、調査部	四三、〇〇〇
ニ、通信運搬費	二〇二、六〇〇
1、總務部	二〇二、六〇〇
ホ、雜費	六七、〇〇〇
1、總務部	六六、〇〇〇
2、財政部	一、〇〇〇
二、會議費	一、二七五、三〇〇
イ、諸給與	五六、六〇〇
1、組織對委	五一、〇〇〇
2、民主化對委	五、六〇〇
ロ、旅費	一、二一八、七〇〇
1、組織對委	九七三、七〇〇
2、民主化對委	二〇四、五〇〇
3、財政委	四〇、五〇〇
三、教育宣傳費	二、一〇四、六〇〇
イ、出版印刷費	五八一、四〇〇
1、出版部	五八一、四〇〇
ロ、諸給與	一一二、六〇〇
1、教宣部	一一二、六〇〇
ハ、旅費	一一、六〇〇
1、教宣部	七三、〇〇〇
2、出版部	四五、五〇〇
ニ、滑耗品費	一、一九三、八〇〇
1、教宣部	八五二、〇〇〇
2、出版部	三四一、八〇〇
ホ、通信運搬費	一四三、八〇〇
1、教宣部	一四〇、五〇〇
2、出版部	三、三〇〇
四、大會費	五六三、三〇〇
イ、會場費（組織對委）	三、〇〇〇
ロ、旅費（〃）	五二四、三〇〇
ハ、消耗品費（〃）	三、〇〇〇
ニ、通信運搬費（〃）	三、〇〇〇
ホ、雜費（〃）	三〇、〇〇〇
五、厚利厚生費	五一六、二〇〇
イ、諸給與	二〇六、五〇〇
1、總務部	六八、五〇〇
2、文化部	一一七、〇〇〇
3、事業部	二三、〇〇〇
ロ、旅費	三六、〇〇〇
1、文化部	二五、〇〇〇
2、事業部	一一、〇〇〇

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

ハ、消耗品費	九三、五〇〇
1、總務部	一〇、〇〇〇
2、文化部	五七、五〇〇
3、事業部	二六、〇〇〇
ニ、通信運搬費(文化部)	四、五〇〇
ホ、雜費(〃)	七
七、備品	一七三、七〇〇
1、總務部	四七一、五四五
2、財政部	三、〇〇〇
3、出版部	三一、二〇〇
4、文化部	六、〇〇〇
5、事業部	一一五、一〇〇
合計	六五、一〇〇
	九、八二五、六四六

これにさつきのべた説明書がつくが長くなるので略す。興味をもつ方は研究されたい。とにかくこれで何にいくら使うかは大體わかる。こうやつて、わざわざ便途別に項目をわけてきめたのを、資施途中で、どこが足りないからほかからまわしてくる、そういうのではせつかくみんなできめた支出豫算が全く無意味になる。したがつて原則として、これらの間の流用はさけるのが當然で、しどうしても必要な場合には、一定の範圍内に限つて嚴重な手續で決定するようにきめておけばよい。組合が、どの目的のためにどれ丈つかうかということは、それ〳〵の組合の狀態べたとえばこれが組合の支部か本部か、組合員數はどうか、どのくらい發達しているか(等々)によつてちがうので、

2、事業部	五〇、〇〇〇
ホ、寄附金(總務部)	五五、〇〇〇
ヘ、會費(〃)	一九四、二〇〇
ト、雜費(〃)	四一、七四五
七、備品	二八六、五〇〇
1、總務部	三六、〇〇〇
2、財政部	一二、〇〇〇
3、出版部	二三、〇〇〇
4、文化部	一二〇、五〇〇
5、事業部	九五、〇〇〇

で、こういう使い方が一番いいんだというようないわば模範例を示すことはとてもできない。組合のことを一番よくしつているのは、そこに參加している組合員自身であることは間違いないので、それらの人々がみんなで考え討議して作つたものが、一番適切であるといつていい。

こゝで注意しなければならないのは、豫算は大會を通過させるだけで、通過後は決定豫算に關係なく適當に處理されるというようなことがないようにしなければならないということである。こうしたことは組合會計にきゝ見受けられるが改められなければならないことである。

次に支出の實施——こうしてみんなできめた支出豫算の實施には誰かこの責任をもつものがいなければならない。

普通組合には財政(會計)部があつて、これが出納の事務を取扱うが、しかし、これは責任者とは一應別である。こういうみでの責任者は多くその組合の執行委員會であるが、このほか、組合長、或は財政(會計)部長である例もある。この財政上の責任については、これをはつきりさせるため必ず規約にあげておくことが必要である。

(規約例)「この財産の管理及收入と支出は中央執行委員會の責任である。」

つぎに支出內容をかんたんに檢討してみる。この支出科目は、分類の仕方がいろいろあつて、こゝまかに考えてゆくとかなりめんどうだけれども、こゝでは分類の方法の一つとして、人件費と物件費に分けてみよう。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

1、人件費

人件費としては給與と旅費がある。

a、諸給與

給與の中で最も大きな比重を占めるのは、何といつても組合の役、職員に對するそれである。小さい組合などで專從職員などおいているところでは、組合費の半分までこれに使つてしまい、しかも充分ではない。賃上げを要求している組合の專從職員が組合に對して賃上げを要求したというのも笑い話ではない。

最近通牒された組合の資格基準の嚴正化は、殊に專從職員の給與を組合がもたねばならぬこととし、組合の財政にはかなり負擔となるが、しかしこの點はしばしばいわれるとおり全然解決不可能な問題ではない。元來、組合の職員が使用者側から金をもらうことが變態であるのは論をまたず、また專從職員の數の問題にしても、今までむやみに多すぎた感がないでもない。このことは組合活動が活潑化しながら、しかも反面一般の組合員は運動から遠ざかり頭だけで勝手にうごく傾向が多分にでてくるおそれがある。この點、專從者はへらしても、組合員よりなる各種委員會を活潑にしてゆくことも充分考えていい問題ではなかろうか。この事が組合の民主化への大きなプラスとなることは疑いない。

このほかの手當として、講師手當等があるが前に比して大したものではない。

b、旅費

組合活動には活潑な連絡が必要で、殊に全國的組織をもつものはそうである。また、全國組合で大會などあれば、代議員の旅費、その宿泊費、日當等なかなか馬鹿にならない。

組合規約或はその規則等で、旅費の算定規準をきめている組合もかなりあるが多くは民間を下まわるようであるのは、蓋し組合財政の現狀の如實なる反映であろう。

2、物件費

a、消耗品

業務用の紙、インク、鉛筆等すべて消耗品として取扱う。鉛筆やインクのように、使えばすぐへつてなくなるようなのは消耗品であること明らかだが、そのけじめのはつきりしないのもある。しかし、この區別は、支出科目の分類をはつきりさせるためなので、そういうあいまいなものについては、各組合がこれは消耗品に入れる、これは備品（次にのべる）に入れる、という風にはつきりさえさせておけば問題はない。この額はかなり多い。

b、備品

組合員教育のために映寫機や幻灯や紙芝居を買う。これらは買つてすぐ消耗してしまうものではない。——つまり備品となる。机、椅子、電話などすべてそうだが、從來こういうものは使用者からかりていたために、この部分の費用が殆どかゝらなかつた組合もあるが、今後はそれ等も組合で

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

賄うという方向に進むべきであろう。

c、會場費

委員會、大會等の會場費である。

d、通信、運搬費

e、印刷、出版費

こゝで、印刷、出版費とは、普通組合が印刷屋なり、出版屋にたのんで作る費用をいうので組合の中でガリバンで自分たちが刷るようなのは、消耗品の中に入れているようである。だから、小さい組合が印刷出版費などと、ぎょう〳〵しくあげていないから、情報活動なんかないのだと思うのは早計で、消耗品費で自分たち手刷りの結構きれいな新聞を出している。

こゝでいう印刷出版費にはそのための用紙も含まれているのが普通である。

f、その他

組合のもつ家屋、土地等に對する稅。事務所をかりていればその借料。その他修繕費等の雜費。

以上の分類では、事業内容の面は殆どわからないが、この面からの分類もいろいろ考えられる。

例えば事務費がいくら、文化費がいくら、研究費がいくらというように。

(三)決　算

一會計年度が終るとその結果が決算としてあらわれ、これは大會に出してみなの承認をうる必要

があ る。

(規約例)「豫算、決算は中央大會の承認を得なければならない。」

この決算は、はじめにあげた十六原則にものべられているように、一つは、收支計算書、も一つは貸借對照表であるが、これについては、以下の組合會計處理の項に關連させてのべたいと思う。

四、組合會計の處理の方法

以上概觀した組合會計は實は刻々と變動しているわけである。組合費が納入される、加入金が入る、また逆に机を買つた、本をかつた——その一つ一つをまちがいなく記錄し、組合の財政狀態をつねにあきらかにしておくことは是非とも必要である。これによつて、貴重な組合費が年度はじめにきめた豫算にしたがつて有效に使われているかどうかをいつでもしらべることができ、また、現在の組合の財政狀態もはつきりとらえて、態勢をとゝのえることができるからである。しかし、そういう正確な記錄をすることはそう思つた程かんたんではない。

最も初步的な形は、收入と支出とを日附の順に記錄してゆくことである。しかし、これによるとたちまちこまつてしまう。というのは、收入にしても、支出にしてもいろいろ種類があることはさきにのべた。そうすると、今までに組合費がいくら入つて、加入金がいくら入つているか、という ようなことは、今のやり方だとその帳簿をひつくりかえして一つ一つその科目をひろつて計算して

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

出きねばならない。更に又、例えば机など買つた場合、たしかに机を買つた代金は支出されて減つているが、机という一つの財産が別に入つてきている。そうすると、さつきの帳簿だけでは組合の財産を實際にとらえることはできない、ということになる。――こういうような實際的な必要から帳簿のつけ方というものは、いろいろな人により研究されすい分簡密な方法も考えられ、十七世紀の昔から既に簿記學が體系づけられているが、労働組合は營利會社ではないし、又營利會社のような複雑な會計内容をもつているわけではない。そこで、組合の實態によつて勿論内容はいろいろ變つてこようが、ごく かんたんにその要領を示してみよう。

くわしいことは各種の參考圖書によつて研究されたい。

さず、帳簿を作る上に氣をつけるべき點をあげると、

1、その組合に適したものであること

2、なるべくめんどうでないこと

3、誤りがおこらぬよう、また誤りがでてもすぐわかるように工夫しておくこと

4、報告や、分類がすぐできるような風にしておくこと

5、分擔して記錄ができること

さて、帳簿には大體三種類ある。仕譯帳、元帳（この二つを主要簿という）と補助簿である。

(1) 仕譯帳……これはすべての收入、支出を日附の順にかきいれるもので一應これに全部記入す

る。

(2) 元帳……しかし、これだけではすでにのべたようにいろいろの不便があるので、このいわば簿から、收入、支出のいろいろな種類にしたがつて分類された帳簿をつくる。

たとえば、支出をみても、組合財政の内容でのべたように支出には人件費もあり、物件費もありその他交附金、又は納金等がある。これらについては、やはり別々に取扱うことが各々をはつきりさせ、どれにどれだけつかつたかをつねに明確に把握しうる所以である。この帳簿を元帳といい、この各種類を勘定科目という。さつきの仕譯帳というのは、この元帳に仕譯けるもとになる原簿といういようないみである。

この勘定科目の分け方は各組合の實情によつていろいろちがう。たとえば、支出科目が非常にいろいろの種類に分けられているような場合には、それに應じた勘定科目が必要になるし、そうでなければそれ程いらない。收入その他についても同じである。

今、參考のために、勘定科目を一應分類してみよう。（次頁參照）このうち、どれだけの元帳を作るかは、組合の實情に即してやつていただきたい。

(3) 補助簿……右のほか、現金や特定の勘定科目について詳細を記入する必要がある時は、補助簿をつかう。これも、その必要に應じて作るが、組合での出納の主要をなす現金について、現金出納帳をつくつているのが一番多い。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

勘定科目分類例

大分類	中分類	小分類
資産勘定	固定資産勘定	土地勘定　建物勘定　什器勘定
	流動資産勘定	現金勘定　預金勘定　貸付金勘定　有価證券勘定
	雑資産勘定	假拂金勘定
負債勘定	長期負債勘定	借入金勘定
	短期負債勘定	未拂金勘定　當座貸越勘定
	雑負債勘定	假受金勘定
支出勘定	人件費勘定	諸給與勘定　旅費勘定
	物件費勘定	消耗品費勘定　通信運搬費勘定　使用料勘定　雑支出勘定
	交付金又は納附金勘定	本部納附金勘定　支部交付金勘定
收入勘定		組合費勘定　臨時賦課金勘定　交附金勘定　寄附金勘定　事業收入勘定　雑收入勘定

勿論、實際の記入は一應の知識が必要であるが、長くなるので、この點は各自の研究にゆだねることにする。

こうした帳簿を、一定期間をくぎつて（例えば會計年度の終り）しめきつてその間の財産變動と財産狀態を示したものが收支計算書と貸借對照表である。

前者は、その期間に、どれだけの收入があり、どれだけ支出し、現在いくら殘つているかを示すものであり、後者は、その期間の終りに於ける組合の財産狀態を示すものである。

つまり、組合の財産を、資産と

負債とに分ち、資産の部には組合のもつ机とか映寫機とかの備品や現金、預金、假拂金等をかゝげ負債の部には、借入金、假受金、未拂金、積立金（例えば鬪爭資金）等をかゝげ、兩者の差額が正味財産となるわけである。

それで、資産の方が負債より多ければ、その差額は負債の部の方にかゝげ、これが組合の正味財産となる。逆の場合には、いわゆる赤字で、これは資産の部にかき入れる。これで、いづれの場合にも、資産の部と負債の部とは合計が一致することになる。

なお、收支計算書の差引殘額と、貸借對照表の收支差額とは一致する。

最後に帳簿記入上の注意をのべよう。

一、仕譯帳には元帳番號欄を設けておき元帳轉記の際必ずその番號をつけておくこと。これによつて仕譯帳との關係をはつきりさせておけばあとでしらべるのに便利であり、また不正が防げる。

二、文字は、はつきり、行の眞中にかゝないで線の上につけてかく。數字は特に明瞭に。

三、誤記は赤インクで消し、餘白に訂正の旨かきこむ。

四、二頁にまたがるような記入をしないこと。

五、その頁の餘白は斜線で消し、あとから記入されないようにすること。

非常にかんたんであつたが、これで組合會計の大體はわかつたと思う。組合財政の公開とか民主的運營とかいうが、これは、みんなが會計についての知識をもつていなければ、殆ど、から念佛に

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

終つてしまう。また組合財政を實際に擔當している人々は、更に自分たちの組合の財政處理を、正確、迅速、合理的に處理するようつねに研究することは組合に對する責任でもあろと思う。

五、參考圖書

會計上の技術についてであれば、會計學、簿記學等の參考書をみればよく、これに關する著書は少くない。しかし、特に組合の財政を取扱つたものとしては殆どなく、近く出版される「組合財政のはなし」(中央勞働學園編、一八〇頁、一五〇圓)が恐らく唯一のものであろう。組合財政のかんたんな概觀としては、一寸古くなるが一昨年(二二年)勞農通信社でだした「實際からみた勞働組合の財政活動」(七〇頁、二〇圓)がある。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

O-6 Outline of Laborer's Accident Compensation Insurance Law

by
Labor Ministry, Labor Standard Bureau

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

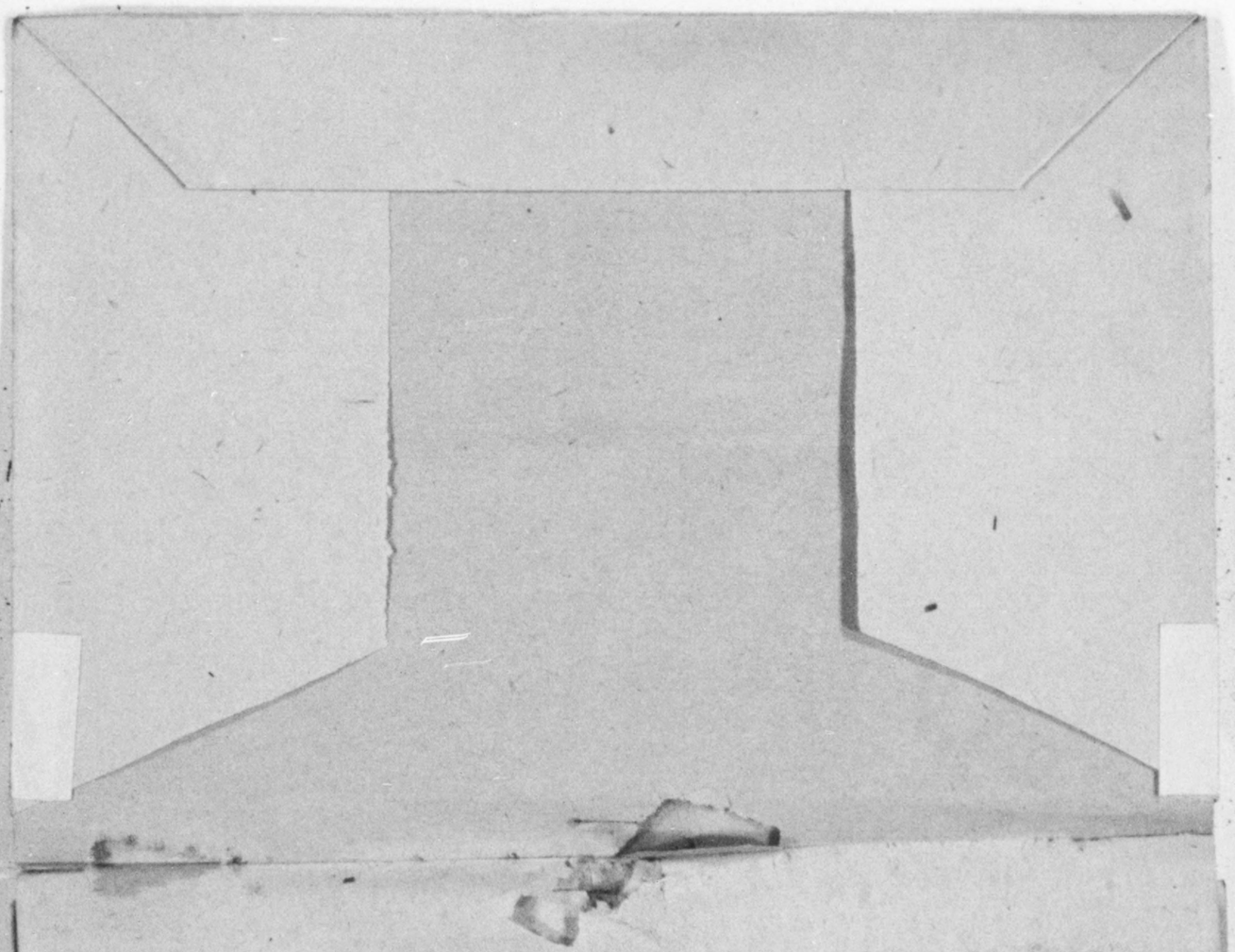

◇新憲法は労働者に何を與えたか

五月三日――それは、新憲法の實施された日であり、私たちには、永久に忘れられない日であります。新らしい日本は、この日に誕生いたしました、そして、私たちは、今後これを立派に大きく育てて行かなければならない重い責任と義務を負いました。

新憲法は多くの自由と權利とを私たちに與えてくれました。殊に、勞働者に對しては、はじめて勞働權を認めてくれましたし、また資本家に對して、團結して組合をつくり團體や勞働時間やその他勞働條件について、かけ合うことも認めてくれました。勞働基準法という、これまでの勞働法規にはみられなかつた勞働立法は、近く實施されようとしていますのも、新憲法が、勞働者に與えてくれた大きな贈りものと言えるのです。

勞働基準法は、勞働者の基本的權利を確立してくれました。もはや、勞働者にとつてはこれまでのような劣惡な勞働條件から全く解放されて、勞働に對する喜びと誇りとを持つて、日本再建の礎とならなければならないときとなつて參りました。

◇勞働者災害補償保險はこうして生れた

勞働基準法では、勞働者が業務上で、負傷したり、疾病にかゝつたり、或は又、死亡した場合には、使用者は、その災害の補償を行わなければならないことになつています。

業務災害に對する使用者の補償責任については、これまでの工場法や鑛業法や勞働者災害扶助法などでも確立されていましたが、その補償の程度は、非常に低くて他の國々とは比較にならない劣つ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

たものでした。そこで、基準法は、災害を受けた労働者の最低の必要を充す程度に、その額を引上げ、これまでの約二倍半にこれを定めたのです。そして、これまでの「扶助」といつたような恩恵的な字句をやめて「補償」という字句を用い、使用者の賠償責任とその義務を明かにいたしました。これは、労働者にとつては、當り前のことでありますが、産業の立場から見ますと、相當の負擔が加わつたと言えるのです。

言うまでもなく、敗戰という痛手を受けたわが國の産業は、いまその再建に苦しみ惱んでいます。こうした現在において、果して、すべての使用者は、この補償の義務を完全に行い得るかどうかが甚だ疑問であると思われます。例へば、勞働者が災害を受けて死んだ場合のことを考えて見ますと、使用者は少くとも十萬圓程度の補償費を、これに支拂わなければなりませんが、資力の乏しい使用者には、相當の困難が伴うのではないかと考えるのです。これでは、折角與えられた勞働者の權利も權利だけに終つてしまう心配が多分にあります。そこで、勞働者の權利も確保されて、しかも、使用者の義務も容易に果せるような、言葉をかえると、この二つのものが兩立するような何かいゝ方法は、ないものであらうか、こゝに、考へられましたのが、勞働者災害補償保險の制度であります。

◇勞働者災害補償保險とは

前にも言つたように、使用者は、災害補償の義務を負わされていますが、この義務を果すためには、相當の經濟的な負擔をしなければなりません。使用者のうちには、おそらくこの義務を果すことのできない者も出てくることでせう。

この保險は、使用者の負擔を輕くするために、平常から使用者に一定の保險料をかけてもらい、萬一災害が發生した場合には、使用者に代つて、その補償を行い、あくまでも勞働者の權利を護らうとするのがねらいです。これを、平たく云いますと、使用者には、將來の災害の補償費に充てる準備として、平素から一定の金を積んでもらつた金で、その補償費を支拂つてあげて、少しの不利益をも蒙らないよう完全に護つて行かうというのが、この保險の眼目なのです。從つて、他の社會保險のように、勞働者がお互に金を出し合つて、お互の不幸を救い合つて行くというのではなく、どこまでも基準法で與えられた勞働者の權利を護つて行かうというのが、この保險なのであります。これまでの健康保險や厚生年金保險から業務災害に關する保險給付を一切取除いて、この保險にまとめましたのも以上の理由からでありまして、この保險ができたために、かえつて勞働者は、使用者から直接補償を受けるよりも不利益となる樣な事が絶對にあつてはならないのです。これがまたこの保險の特色でもあり他の社會保險と根本的に違う點であります。

なお、この保險は、これまで災害を受けた勞働者の保護について不充分の點が多々ありましたので、かりそめにも業務災害を受けた勞働者の保護に缺けることのないよう充分編祖施設を行うことにいたしました。

◇勞働者災害補償保險のあらまし

(一) 適用範圍

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

この保険は、労働基準法の適用を受ける事業のうちで、國の直營事業とか官公署とかを除いたすべての事業に、これを適用することといたしました。しかし、これらの事業のうちには、殆んど災害の發生を見ない危險性の少ない事業も相當に含まれていますので、この保險は、すべての事業に強制適用することをやめて、強制適用するものと任意適用するものとに、これを區分したのです。これは、危險性の少ない事業を一率に強制適用して、その使用者に、保險料をかけ捨てにするような感じを與えることをさけたことと、事務の繁雜をさけるねらいがあつたからであります。

次に強制適用事業と任意適用事業とを掲げて見ませう。

一 強制適用事業 〔これまでの工場法とか鑛業法とか勞働者災害扶助法の適用を受けていた事業と同一種類のものと考へてもらへばよろしいのです。〕

(一) 左に掲げる事業で常時五人以上の勞働者を使用するもの

(1) 物の製造、改造、加工、修理、洗淨、選別、包裝、裝飾、仕上、販賣のためにする仕立、破壞若しくは解體又は材料の變造の事業（電氣、ガス又は各種動力の發生、變更若しくは傳導の事業及び水道の事業を含む。）

(2) 鑛業、砂鑛業、石切業その他土石又は鑛物採取の事業

(3)(2) 道路、鐵道、軌道、索道又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業

(二) 左に掲げる事業で常時勞働者を使用するもの又は一年以內の期間において使用勞働者延人員三百人以上のもの

(1) 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、變更、破壞若しくは解體又はその準備の事業

(3) 5 立木の伐採、造林、木炭又は薪を生產する事業その他の林業

(三) 左に掲げる事業（危險有害な事業）で常時勞働者を使用するもの

(1) 馬力數合計三以上の原動機を使用する法第三條第一項第一號(イ)及び(ロ)に掲げる事業と同種類の事業

(2) 馬力數合計二以上の原動機を使用して左に掲げる作業を行う事業で、常時勞働者を使用するもの

I 動力による木材加工

2 金屬、陶器、磁器、石膏、コルク、セルロイド、エボナイト、人造レヂン、骨、角又は貝の乾燥研磨

3 鑛石、固體燃料、硝子、土砂、貝又は骨の粉碎

4 針、釘、鉄、鋼球、金屬箔又は金屬粉の製造

5 鑢の目立

6 壓機による金屬の加工

7 金屬の切削、印刷、製本又は水洗濯

8 製綿、打綿、麻の梳解、ガラ紡、起毛又は反毛

(3) 左に掲げる作業を行う事業で常時勞働者を使用するもの

1 金屬の熔融又は精錬

2 金屬の熱處理

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 003

3 金屬の鍍金又は被膜加工
4 金屬の酸洗、腐蝕又は砂吹
5 電氣、ガス若しくはデルミット法を用うる金屬の熔接又は切斷
6 火氣を用うる金屬廢品の處理
7 汽罐、鐵槽、鐵筒、鐵製金庫、自動車フェンダー等の槌打加工
8 電球類、眞空管類又はネオン管その他これに類する放電管の製造
9 乾電池又は蓄電池の製造
10 毒劇藥、毒劇物若しくはこれに準ずる毒劇性料品の製造又はこれらの料品を用うる作業（醫師、齒科醫師、獸醫師若しくは藥劑師が豫防、治療、處置、調劑等の目的を以て取扱う場合又は學校、研究所、試驗所、病院等において試驗、實驗、研究等に用うる場合を除く。）
11 火藥、爆藥若しくは火工品の製造又は取扱
12 爆發性若しくは發火性料品の製造、加工若しくは貯藏又はこれらの料品を用うる作業（試驗、研究等のため危險のない範圍において行う場合を除く。）
13 引火性料品の製　又はこれを用うる作業（試驗、研究等のため危險のない範圍において行う場合を除く。）
14 酸素、水素、鹽素、一酸化炭素、亞硫酸ガス、硫化水素、アンモニアガス、アセチレンガス等危險若しくは衞生上有害なガスの製造又はこれらの料品を用うる作業（試驗、研究等のため危險又は害のない範圍において行う場合を除く。）
15 危險若しくは有害なガス、蒸氣又は粉塵の發散を伴う作業（その分量が少くて衞生上害のない場合を除く。）
16 壓縮ガス若しくは液壓ガスの製造又はこれらの料品を用うる作業
17 有機藥品、樹脂樣物質、肥料、染料、香料又はその中間物の合成
18 合成又は熱分解による液體若しくはガス體燃料の製造
19 天然ガスの採集
20 石炭、油頁岩、瀝靑物、木材、樹脂等の乾溜若しくは精製、鎭油、タール等の蒸溜若しくは精製又はこれらの生成物若しくは殘渣を用うる製造
21 油脂の製造、精製、加工又は小分
22 動物の臟器又は排泄物を用うる製造
23 塗料、顏料、印刷用インキ又は繪具の製造
24 ゴム又はゴム製品の製造　加工又は再製
25 鑛石類、炭素質、石膏　セメント、陶磁器、琺瑯鐵器類、煉瓦、人造砥石、耐火材料、研磨材料、骨、角又は貝の煆燒若しくは燒成
26 濕質物、油脂又は溶劑を用うる加工紙布類の製造
27 毛皮の精製製革又は製靴
28 電氣分解
29 電氣業（發電所、變電所、蓄電所又は開閉所）
30 硝子の製造、窩鈷、砂吹又は加熱加工
31 化學藥品による物品の漂白、ドライダイング又は染色

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

32 フェルト又は次付繻紗（粉状繊維を用うる模造繻紗）の製造
33 塗料の加熱乾燥若しくは焼付、塗料、染料若しくは繪具の噴霧塗装又は漆の塗装
34 ラヂウムその他の放射能物質より發する放射線、紫外線、エックス線、白熱光線、眩光線に曝露する作業（試験、研究、診療等のため危險のない範圍において行う場合を除く。）
35 獸類の屠殺

(1) 常時五人以上の労働者を使用する焼却又は清掃の事業
(2) 労働者延人員三百人以上を使用する汚汲物の引揚の事業

二、任意適用事業

(1) 船舶による旅客又は貨物の運送の事業
(2) 土地の耕作又は植物の栽植、栽培若しくは採取の事業又はその他の農業
(3) 動物の飼養又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業又はその他の畜産、養蜂又は水産の事業
(4) 物品の販賣、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
(5) 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は廣告の事業
(6) 映畫の製作又は映寫、演劇その他興業の事業
(7) 郵便、電信又は電話の事業
(8) 教育、研究又は調査の事業
(9) 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
(10) 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業

(11) その他労働基準法による命令で定める事業又は事務所

(二) 保險加入者と保險給付を受ける者

一、この保險では、保險關係の成立している、使用者のことを保險加入者というていますが、これは、普通民間の保險でいう保險契約者に當るものと考えてもらえばよいのです。

使用者というのは、單に事業主だけではなく經營擔當者やその他労働關係での利益代表者をも含めて呼んでいますので、事業によつては、幾人もの使用者がいる場合も考えられます。しかし、この保險ではなるべく事業主である使用者に保險加入者となつてもらう考えであります。なお、土木建築事業のように事業が數次の請負によつて行われる場合には、實際の問題として誰が使用者となるのか甚だ複雑となりますので、こんな場合に限つて、元請負人のみを使用者と定め、その責任を明かにしました。

二、つぎに、この保險で、保險給付を受ける者は、いうまでもなく労働者であります。しかし、もし労働者が死亡したようなときには、その遺族とか、労働者の死亡當時その收入によつて生活を支えられていた者とかが、保險給付を受ける者となるのです。遺族の順位については労働者の配偶者（婚姻の屆出をしないでも事實上婚姻と同樣の關係にあるものを含む）を第一番とし、配偶者がいないときには、労働者の子、養父母、實父母、孫、養父母の父母、實父母の父母の順序によつて、これを定めることといたしました。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

(三) 保險關係の成立と消滅

この保險では、保險關係の成立とか消滅とかむづかしい字句を使つていますが、これは、一般に使われている保險契約の成立とか消滅とほゞ同樣のものと考えてもらつてよいのです。

一、强制適用事業の場合には、その事業が開始された日とか、その事業が强制適用事業となつた日から保險關係は成立し、任意適用事業の場合には、使用者が保險加入の申込をし、政府は、これを承諾した日から保險關係は、成立するものといたしました。

こゝで、任意適用事業の使用者は、保險の加入申込をする際に、自分自身の考えによつて申込をする場合と、勞働者の過半數の希望によつて止むなく申込をする場合との二通りの場合があります。これは、この保險は、勞働者の權利を護るのが目的でありますので、たとえ、任意適用の事業であつても、勞働者が保險加入を希望するならば、その意思を尊重して、使用者が保險加入の申込をしなければならないとしたからであります。

保險關係が成立した使用者は、その日から五日以内に、次のような概算保險料算定基礎報告書を都道府縣の勞働基準局長に出さなければなりません。しかし有期事業（土木建築事業のように何日から何日までと事業の期間が豫定される事業をいう）に限つて、その使用者には成立日前十日までに、この報告書を出してもらうこととしました。

様式第一號（用紙日本標準規格B5）（勞働者災害補償保險法施行規則第四條乃至第七條）

勞働者災害補償保險

保險關係成立記號番號	第　號	概算保險料算定基礎報告書	表示	
事業場	（名稱）	（所在地）		
概算保險料算定の基礎の期間	年　月　日から　年　月　月まで　日間		常時使用勞働者數	人

保險料率の等級	事業の種類	上記期間中に使用する全勞働者の豫定延人員	左記豫定延人員に對する賃金總額の見込額	賃金一圓當りの保險料	概算保險料	事業の概要
等級		人	圓	厘	圓	
計						
記事（備考5參照）						

年　月　日

使用者の住所及び氏名
（法人のときは所在地・名稱及び使用者の氏名）

㊞

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

備考

1. 「保険関係成立記載番號」欄には，労働者災害補償保険法施行規則「以下規則という。」第六條又は第七條の規定によつて報告する場合に限り記載すること。
2. 「表示」欄には，次のように記載すること。
（イ） 規定第五條の規定によつて提出するとき「保険加入申込」
（ロ） 規則第七條の規定によつて報告するとき「變更」
3. 「保険料率の等級」欄及び「事業の種類」欄には，保険料率表の分類に從つて記載すること。一の事業場で保険料率の異る事業が含まれるときは，「保険料率の等級」欄から「概算保険料」欄までの各欄は，料率の等級別に區分して記載すること。若し區分できないときは，それらの事業のうち最も高い料率の等級によること。
4. 「事業の概要」欄には，事業の狀況及び詳細な分類を知るに必要な事項を記載すること。例えば製造事業については生産品目・製造工程，土木建築工事については設計の概要を記載すること。欄内に記入しきれないときは，用紙又は別紙に記載すること。
5. 「記事」欄には，次のやうに記載すること。
（イ） 規則第四條の規定によつて報告する場合
（A） 一般事業（有期事業以外の事業）については「月日事業開始」又は「月日强制適用事業となる。
（B） 有期事業（土木建築等事業の期間が豫定される事業）については「月日工事開始の豫定　月日工事終了の豫定」
（ロ） 規則第五條の規定によつて提出する場合
（A） 有期事業については「月日工事終了の豫定」
（B） 労働者災害補償保険法第七條第二項の規定に基くものについては「労働者の過半數が保険關係の成立を希望するため保険加入の申込をする。」
（ハ） 規則第七條の規定によつて報告するときは，變更の年月日及び原因を記載すること。（變更前及び變更後の事實は，各々相當欄に
「變更前　何々」又は「變更前　何程」
「變更後　何々」　「變更後　何程」と記載すること。
（ニ） 保険料を分割して納付したいときには，その旨記載すること。
（ホ） 保険料納入告知書その他この保険に關する書類を，使用者の住所以外において受け取りたいときには，その住所及び氏名を記載すること。

三、次に保險關係の成立している事業が廢止されたとか、終了した場合には、一應にその翌日から保險關係が消滅するものと致しました。そして任意適用事業で保險關係が成立しているものについては政府の承諾があつた日の翌日から保險關係が消滅するものとしました。從つて任意適用事業の使用者で、保險加入した者は、この保險から脫退しようとする場合には、政府の承諾を得なければなりません。この政府の承諾を得ますには、保險加入してから一年經過していることと、その事業に使用されている勞働者の過半數の同意があつたことの二つの要件が備わらなければなりません。

(四) 保險する災害補償費の範圍

この保險で、保險する災害補償の範圍は、次の通りであります。

(1) 療養補償費（療養費中百圓を超える部分）

勞働者が業務上負傷したり、疾病にかゝつた場合には、使用者は、自分の費用で必要な療養を行つたり、或は又必要な療養の費用を負擔しなくてはなりません。この保險は、使用者に代つてこの療養補償費を直接勞働者に支拂うのですが、百圓までのわずかな療養費を一々勞働者から請求して勞働者に不利益をかけますので、簡易な療養費については、直接使用者からもらつていただき、こゝでは、百圓を超える部分の療養費だけを保險することとしました。

(2) 休業補償費（休業七日を超える部分に對する休業一日につき平均賃金の百分の六十）

なお、療養補償費と云うのは、(イ)診察、(ロ)藥劑又は治療材料の支給、(ハ)處置、手術その他の治療(ニ)病院又は診療所への收容、(ホ)看護と(ヘ)移送に對する費用であります。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

身體障害等級及び災害補償表

等級	災害補償
第一級	一三四〇日分
第二級	一一九〇日分
第三級	一〇五〇日分
第四級	九二〇日分
第五級	七九〇日分
第六級	六七〇日分
第七級	五六〇日分
第八級	四五〇日分
第九級	三五〇日分
第十級	二七〇日分
第十一級	二〇〇日分
第十二級	一四〇日分
第十三級	九〇日分
第十四級	五〇日分

勞働者が業務上負傷したり、又は疾病にかゝつて、働くことができず賃金を受けないときは、使用者は、勞働者の療養中平均賃金の百分の六十の休業補償を行わなければなりません。この保險は、使用者に代つて、この休業補償費を直接勞働者に支拂うのですが、療養補償のところでいましたように、七日までの部分の休業については、これを保險しないで七日を超える部分の休業についてだけ保險することとしたのです。したがつて、七日までの休業については、使用者は、これを負擔しなくてはなりません。

(3) 障害補償費

勞働者が業務上負傷したり、又は疾病にかゝつて、なおつたときに身體障害を殘した場合には、使用者は、その障害の程度に應じた障害補償を行わなければなりません。この保險は使用者に代つて、上のような障害補償費を直接勞働者に支拂うのであります。

(4) 遺族補償費（平均賃金の千日分）

勞働者が、業務上死亡した場合には、使用者は、その遺族又は勞働者の死亡當時その收入によつて生計を維持していた者に對して平均賃金の千日分の遺族補償を行わなければなりません。この保險は、使用者に代つて、この遺族補償費を直接遺族又は勞働者の收入によつて生計を維持していた者に支拂うのであります。

(5) 葬祭料（平均賃金の六十日分）

勞働者が、業務上死亡した場合には、使用者は、葬祭を行つた者に對して平均賃金の六十日分の葬祭料を支拂わなければなりません。この保險は、使用者に代つて、この葬祭料を直接葬祭を行つた者に支拂うのであります。

(6) 打切補償費（平均賃金の千二百日分）

勞働者が業務上負傷したり又は疾病にかゝつて療養を始めてから三年を經過しても、その負傷と疾病がなおらなかつた場合には、使用者は、平均賃金の千二百日分の打切補償を行うて、その後の補償を行わなくてもよいことになつています。この保險では、使用者に代つてこの打切補償費を支拂うのでありますが、傷病勞働者を充分保護する立前から、三年を經過したから直ちにこれを打切つてしまうということをしないで、どうしても治癒する見込のない者だけにこれを支拂うこととしたのです。したがつて、治癒の見込の立つものについては、三年を經過しても休業補償費や療養補償費を支拂うつもりでありますし、なお打切補償費をも、おかずに保險施設によつて其の後の面倒をみて行く考えであります。

(2) 平均賃金

これまでの補償費のところで、平均賃金という字句を度々使つて參りました。これから平均賃金について說明して見ませう。

(イ) 勞働者が業務上で負傷したり、疾病にかゝつたり、又は死亡することを事故の發生と言いま

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

種別	等級	支給期間	支給年額
障害補償費	第一級	六年	勞働基準法第十二條の平均賃金の二四〇日分
	第二級	六年	同 二一三日分
	第三級	六年	同 一八八日分
	第四級	六年	同 一六四日分
	第五級	六年	同 一四二日分
	第六級	六年	同 一二〇日分
	第七級	四年	同 一四六日分
	第八級	三年	同 一五五日分
	第九級	二年	同 一七八日分
	第一〇級	二年	同 一三七日分
遺族補償費		六年	同 一八〇日分
打切補償費		六年	同 二一五日分

割して支拂うことが勞働者や遺族に不利益となつたり、適當でないと考えられる場合には、いつでも、一時にこれを支拂うこととしました。したがつて、只今のような貨幣價値の變動のはげしいときに分割してこれを支拂うことが非常に勞働者や遺族に不利益となりますので、當分の間分割拂はいたさない方針であります。

（六）保險施設

この保險は、勞働者が業務災害を受けた場合にその補償を受ける權利を完全に護つて行かうというものでありますが、これだけでは業務災害を受けた勞働者を充分に保護するものとはいうことができません。そこで、災害を受けた勞働者のために、直營病院や療養所を作るばかりではなく、外科後處置の施設とか傷いた人の氣持を慰めるための保養所の建設とか　義肢の支給とか　或は轉職者のために職業輔導所等の色々な施設を作ることにしたのであります。なお、その他に遺族のためには、育英資金の制度を作つたり、託兒所を建設したり、生活相談所等を作つて、勞働者には心配

なく働いていただくことを考えておるのです。これがために今後毎年多額の豫算を見積つて、この保險の施設を擴充して行き勞働者の保護の完璧を圖るつもりであります。

（七）保險料

この保險は、勞働者の補償を受ける權利を護らうとする反面使用者の經濟的な危險分散を圖るために設けたのであります。したがつて、保險料は、使用者だけにこれを負擔してもらうのであつて、勞働者には一錢の負擔もかけないこととしています。この點、健康保險や年金保險とは根本的に違つているのです。

保險料は、賃金總額に一定の保險料率をかけて計算するのですが　賃金總額というのは使用者がすべての勞働者に支拂つた賃金、給料、諸手當、賞與その他名稱の如何に拘らず勞働の對償として支拂つたすべてのものの總額（但し、三ケ月を超える期間毎に支拂つた賞與のようなものはこれから除く）をいうのであります。

なお、こゝにいう勞働者とは、前に云つた使用者でない者全部をいうのでありまして、智能勞働とか筋肉勞働とかの別なく　とも角、使用者でない者が全部勞働者なのであります。

(1) 保險料率

保險料率は、原則として過去五ケ年間の災害統計を基礎として、主務大臣がこれを定めることといたしました。しかし、この保險の施行後五ケ年間は、この原則によつて保險料率を定めることが、實際上できませんので、この期間中は、主務大臣が勞働者災害補償委員會に諮つてこれを定めることとしました。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

保險料率表

等級	賃金一圓當りの保險料	事業の種類		
		工業	鑛業	土木建築事業	その他の事業
第一級	四四			2.1. 地下鐵道建設工事 水力發電用建設土木工事	2.1. 沖仲仕業 濱仲仕業
第二級	二五			2.1. 隧道工事 鐵骨、鐵筋又は鐵筋コンクリート造家屋建築工事 4.3. 工作物の破壞工事 その他の土木建築工事	
第三級	一八	金屬精錬業	4.3.2.1. 鑛業 砂鑛業 石切業 土石又は鑛物採取の事業	2.1. 土地整理工事 道路工事 鋪裝工事 4.3. 河川工事 鐵道軌道工事 5.6. 橋梁工事 機械器具の組立又は据付工事 7.	2.1. 沈沒物の引揚 埋沒物の發掘
第四級	一〇	1. 金屬工業（金屬精錬業を除く。） 2. 機械器具工業 ガス、電氣又は水道業		2.1. 建築工事 家屋附帶設備工事	1. 貨物取扱事業（沖仲仕業及び濱仲仕業を除く。） 2. 林業 交通運輸事業
第五級	六	1. 化學工業 2. 窯業又は土石工業 3. 製材又は木製品工業			
第六級	二	1. 紡織工業 2. 食料品工業 3. 印刷又は製本業 4. その他の工業			その他の事業

右の保險料率表は、過去三ヶ年間の正確な災害統計によつて、算定したものですが、こん後實績によつて改正を加えて行くつもりであります。

こゝで、この六階級に區分した保險料率の適用について注意してもらうことがらは、一の事業場において二以上の等級に該當する事業が行われるような場合には、保險料率の等級別に賃金總額が區分されるときは別々に保險料率を適用し、區分されないときは高い方の保險料率を適用することであります。

なお、常時三百人以上の勞働者を使用する事業において、過去五ヶ年間の災害率が同種事業の災害率にくらべて著しく高率であるとか低率である場合は、その事業についての保險料率を上げたり下げたりしまして、保險料の負擔に不公正にならないようにいたしました。

(2) 概算保險料

この保險は、一種の損害保險でありますから損害保險の常態に習つて保險料を前納してもらうことといたしました。したがつて、使用者には、當初においては賃金總額も正確に定まつていませんので、その見込額によつて保險料を納入してもらわなければならないのです。こゝではこの保險料のことを概算保險料と呼ぶことにしています。

概算保險料を納入する場合において、事業は繼續して行われるものと、行われないものとによつて、その納入方法が次のように違つてまいります。即ち、期間に定めなく繼續して行われるような事業については、原則として毎年四月一日から翌年の三月末日（保險年度と呼んでいます）までのすべての勞働者に支拂われる賃金總額の見込額によつて概算保險料を算定し、これを保險加入の日から三十日以内に納入してもらうのです。また土木建築事業のように何日から何日までとその事業

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

の期間が豫定される有期事業については、事業の全期間に使用するすべての勞働者に支拂われる賃金總額の見込額によつて概算保險料を算定し、これを保險加入の日から十四日以内に納入してもらうのであります。

概算保險者は、以上のように保險加入の當初に納入することが原則でありますが、保險加入者の負擔の便宜を考えて、もし保險加入者が希望するならばこれを分割して納入する途を考えました。即ち、繼續事業では、年三回に分割してこれを納入することができるものとし、第一期は四月一日から七月末日までの分、第二期は八月一日から十一月末日までの分、第三期は十二月一日から翌年の三月末日までの分、第三回に分割してだけ保險料を各年毎に分割して納入することができるようにしました。なお、繼えるものについては、概算保險料は續事業の使用者で前に云つた保險年度の中途から保險に加入するものについては、もし分割納入を希その加入の日から保險年度の末日までの分を納入してもらえばよいのであつて、望するならば、その期に所屬する部分の保險料だけを先づ納入してもらえばよいのであります。

(3) 概算保險料の追徵

概算保險料は、保險加入者の申出を基礎として計算するのでありますから、保險年度の中途とか、或は保險期間の中途で、事業の擴張とか設計の變更等があつて、その基礎となる賃金總額の見込額に著しい變更を見るような場合もありますし、またその算定の基礎に誤りのあることが發見される場合もあるわけであります。そこで、こんな場合、この保險では、概算保險料の追徵をいたすこととしていますので、保險加入者には、變更があつた日から五日以内に變更届を出してもらわなければなりません。

(4) 保險料の精算

この保險では、前にも云つたように 險加入の當初において、概算保險料を納入してもらうのであります。したがつて、保險年度の終りとか、事業が終了したときに初めて正確な賃金總額は定まりますので、この正確に定まつた賃金總額によつて算定した保險料で、これを精算することとしたのです。即ちもしこの正當な保險料は、概算保險料にくらべて少ない場合には、取り過ぎた保險料を返還し、多い場合には、不足分の保險料を追徵することとしたのです。

しかし、實際の問題として、繼續事業などでは、その都度過剩分の保險料を返還するというのが、事務上繁雜となりますから次期の概算保險料の一部にこれを充てる便法をとることとしました。この場合において、政府は、この旨保險加入者に通知することは云うまでもありません。

なお、保險加入者は、保險年度の終つたときとか、事業が廢止又は終了したときに、次のような確定保險料算定基礎報告書を五日以内に都道府縣の勞働基準局長に提出しなければなりません。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

様式第三號（用紙日本標準規格B5・赤刷）（勞働者災害補償保險法施行規則第八條乃至第十條）

勞働者災害補償保險

保險關係成立記號番號	第　　號	確定保險料算定基礎報告書					
事業場	名稱			（所在地）			
確定保險料算定の基礎の期間		年　月　日から　年　月　日まで　日間					
保險料率の等級	事業の種類	上記期間中に使用した全勞働者の延人員	左記延人員に對する賃金總額	賃金一圓當りの保險料	確定保險料		事業の概要
第　級		人	圓	厘	圓		
計							
記事（備考3參照）							

年　月　日

使用者の住所及び氏名

（法人のときは所在地名稱及び使用者の氏名）

備　考

1. 「保險料率の等級」欄及び「事業の種類」欄には，保險料率表の分類に從つて記載すること。一の事業場で保險料率の異る事業が營まれたときは，「保險料率の等級」欄から「確定保險料」欄までの各欄は，料率の等級別に區分して記載すること。若し區分できないときは，それらの事業のうち最も高い料率の等級によること。
2. 「事業の概要」欄には，事業の狀態及び詳細な分類を知るに必要な事項を記載すること。なお，概算保險料算定基礎報告書に記載した事業の概要と全く同じであるときは，その旨を記載して內容を省略すること。
3. 「事業場」欄には，次のやうに記載すること。
   （イ）勞働者災害補償保險法施行規則第九條の規定によつて報告するとき「□月　日事業廢止」又は「　月　日工事終了」等
   （ロ）同規則第十條の規定によつて報告するとき「當事業場は何々により（例えば，物品販賣業であるから）任意適用事業で且つ使用勞働者の過半數の同意を得たので，保險關係を消滅させたい。」
   （ハ）保險料納入告知書その他この保險に關する書類を，使用者の住所以外において受け取りたいときには，その旨及び宛名を記載すること。

（八）保險給付の請求

この保險は，勞働者が業務災害を受けたときに，使用者に代つて，その補償費を支拂うものでありますから，勞働者が業務災害を受けた場合には，直ちに次のような請求書に必要な事項を記入して，政府にその補償費を請求すればよいのであります。

しかし，そのときの事情によつて，使用者は直接勞働者にその災害補償費を立替えるような場合も相當あると考えられますので，あくまでも右の原則をとることをやめて，こんな場合には，委任の形式で使用者に補償を直接支拂うことといたしました。これは，勞働者に支拂われるような補償費のようなものは，迅速であればあるだけ勞働者にとつて有利となりますので，この便法をとることとしたのであります。

なお補償費の種類によつてその請求書を次のように區分いたしました。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

様式第六號(一)〔用紙兩面使用のときは日本標準規格B4片面使用のときは日本標準規格B5〕

勞働者災害補償保險療養補償費請求書

第　號　傷病(業務の種類)　第　回目〔同一傷病についての請求回數〕

保險關係成立記號番號

災害の原因及び發生狀況

※

使用者の證明

※

月　日　年　事業場の名稱及び使用者の氏名

前記の者は當事業場の勞働者で、右のとおり業務上負傷したことを證明します。

月　日　年　雇主

傷病名

位部の害傷及び名病傷

傷病の經過の概要

轉歸(治つたものについては將來の要否を必要とする治療又は移送又は死亡の年月日)

醫師又は眞科醫師の證明

右のとおり相違ないことを證明します。

月　日　年　醫師又は眞科醫師　在地、醫院又は診療所名及び氏名

要摘及び分區	金額
初診　月　日　參考　片道里　町、村、郡、國	圓
療養費(種類、回數、數量等)(種類、回數、數量等) 處置、手術その他 月　日から　月　日まで分)	
物理的療法(類種)　回	
入院看護　日間 月　日から　月　日まで　日間	
轉院　月　日か里　町、村、郡、國	
計	
上記以外の療養費(內譯別紙請求書のとおり)　枚	
合計	
合計金額のうち　保險給付の範圍外の分　※ 保險給付を受けるべき分(同一傷病について100圓)	

負傷又は發病　年　月　日

男　年　月　日生(別及び氏名)

女　年月日

二六

傷病者の委任

前記保險給付の受領を、住所及び氏名)に委任します。

年　月　日　委任者(傷病者)の住所及び氏名

一金　圓也

右の請求します。

年　月　日　請求者(傷病者)の住所及び氏名

都道府縣勞働基準局長殿

宿所名又は鎭守局の名稱

受領希望

備考

一　第二回以後の請求書には、※印の欄は記載を要しない。

二　樣式中「男、女」「傷病」「治死轉」及び「片往」「道復」とある部分の該當しない文字は消すこと。

三　記載する必要のない欄には斜線を引くこと。

四　「療養費の區分、摘要及び金額」は、醫師等がまたその料金を受け取らない場合においても記載すること。

五　他の醫師等について療養した費用は「上記以外の療養費」欄に記載し、且つその費用の請求書又は受取書(ともにその費用の詳細な內譯を記載したもの)を添附すること。

六　同一傷病についての療養費中百圓は使用者の負擔とし、百圓を超える部分について、保險給付をする(政府から支拂う)のであるから、第一回目請求書に限つて「合計」から百圓を引いた殘額を「保險給付を受けるべき分」欄に記載すること。

七　傷病者が都合によつて、保險給付の受領を、住所に所要の記載をなすことを押すこと。

八　請求金額は、壹、貳、參、拾などの文字を用い、一、二、三、十、廿、卅などの文字を用いないこと。

九　日本銀行本支店又は代理店のない地にあつては、受領希望の郵便局名を所定欄に記載すること。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775083

様式第六號(二)（用紙兩面使用のときは日本標準規格B5 片面使用のときは日本標準規格B4）

勞働者災害補償保險 休業補償費 障害補償費 打切補償費 請求書

第　　回目（同一傷病についての請求回數）

保險關係成立記號番號	第　　號		
傷病者	（業務の種類）※	氏名及び男女別生年月日	男 女　年　月　日生
平均賃金	金		
災害の原因及び發生狀況 ※		負傷又は發病年月日	年　月　日
傷病名及び傷害の部位		傷病の經過の概要	年　月　日　治癒 死亡 轉醫
休業補償費	療養のため勞働することができなかつた期間	年　月　日から　月　日までのうち　日間	
	上記期間のうち保險給付を受けるべき日數	日	
	保險給付額	金	
	醫師又は齒科醫師の意見	前記の者は前記傷病により前記期間中療養のため勞働することができないものと認めます。 年　月　日 診療所所在地、職氏名 ㊞	
	使用者の證明	前記の者は當事業場の勞働者で、前記のとおり業務上負傷、疾病し、前記期間中療養のため勞働することができなかつたので賃金を受けないこと並びに平均賃金は前記のとおりであることを證明します。 年　月　日 事業場の名稱及び使用者の氏名 ㊞	
障害補償費	障害の狀態の詳細	（圖を以て示すことのできるものは別紙に書いて添附すること）	
	勞働者災害補償保險法施行規則第二十條による身體傷害等級	第　級	
	保險給付額	金	
	醫師又は齒科醫師の診斷	前記の者は、上記のとおり身體障害があるものと認めます。 年　月　日 診療所所在地、職及び氏名 ㊞	
打切補償費	金		
保險給付額計	金	添附書類のあるときはその表示	

傷病者の委任	前記保險給付の受領を（住所及び氏名）　　に委任します。 年　月　日 委任者（傷病者）の住所及び氏名 ㊞

前記の保險給付を請求します。

年　月　日

請求者（傷病者）の住所及び氏名 ㊞

都（道府縣）勞働基準局長殿

受領希望郵便局名	

備考

一　第二回目以後の請求書には、印の※は記載を要しない。

二　様式中「治癒 死亡 轉醫」及び「負傷 罹病」とある部分の該當しない文字は消すこと。

三　記載する必要のない欄には斜線を引くこと。

四　金額は、壹、貳、參、拾などの文字を用い、一、二、三、十、廿、卅などの文字を用いないこと。

五　「平均賃金」欄には、勞働基準法第十二條の規定による額を記載すること。

六　「上記期間のうち保險給付を受けるべき日數」欄には、第一回目請求書に限つて、療養のため勞働することができなかつた日數から七日を引いた日數を記載すること。

七　傷病者が都合によつて、保險給付の受領を、使用者等に委任するには、「傷病者の委任」欄に所要の記載をして印を押すこと。

八　同一事業場所屬の傷病者が多數あつて、療養擔當者もまた同じであるときは、第二回目以後の休業補償費は、この様式の所定事項を一覽表に記載して請求書に添附し、一括して請求してもさしつかえない。

九　日本銀行本支店又は代理店のない地にあつては、受領希望の郵便局名を所定欄に記載すること。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

様式第六號(三)（用紙兩面使用のときは日本標準規格B5片面使用のときは日本標準規格B4ヒ5）

勞働者災害補償保險遺族補償費 葬祭料請求書

保險關係成立記號番號	第　　號	死亡者（災害を受けた當時の業務の種類）※	（氏名男女別及び生年月日）男　女　年　月　日生	平均賃金	
災害の原因及び發生の狀況 ※	負傷又は發病年月日	年　月　日	死亡の日時	年　月　日　時	

前記の者は當事業場の勞働者で業務上死亡したこと並びに平均賃金は前記のとおりであることを證明します。

使用者の證明　年　月　日　事業場の名稱及び使用者の氏名　㊞

遺族補償費を受けるべき順位者の氏名 | 死亡者との續柄又は關係 | 各人の受けるべき遺族補償費 | 添附書類の表示

遺族補償費（計　人）　計　圓

葬祭料　金額

遺族補償費（請求金額）と葬祭料との計　金　圓

補償を受けるべき者の委任　前記遺族補償費（請求金額）葬祭料の受領を、（住所及び氏名）に委任します。

年　月　日　委任者（補償を受けるべき者）の住所氏名及び關印

備考

一、遺族補償費の請求者と、葬祭料の請求者が異る場合には、各別に請求書を作成すること。

二、既に休業補償費を請求した傷病者が、同一の傷病により死亡した場合には、※印の欄は記載を要しないこと。

三、記載する必要のない欄には斜線を引くこと。

四、金額は、壹、貳、參、拾などの文字を用ひ、一、二、三、十、廿、冊などの文字を用いないこと。

五、「平均賃金」欄には、勞働基準法第十二條の規定による額を記載すること。

六、遺族補償費を請求するには、勞働者災害補償保險法施行規則第二十六條の規定により、所要の書類を添附すること。

七、補償を受けるべき者が都合によつて、保險給付の受領を、使用者その他の者に委任するには、「補償を受けるべき者の委任」欄に所要の記載をして印を押すこと。

八、日本銀行本支店又は代理店のない地にあつては、受領特望の郵便局名を所定欄に記載すること。

前記の保險給付を請求します。

年　月　日　請求者（補償を受けるべき者の住所、氏名及び關印）

都（道府縣）勞働基準局長殿

希望する郵便局	

（九）勞働者災害補償保險委員會

これまでの政府の行う事業といふものは、全く政府の一方的な運營に委されていました。保險事業にしても、政府において勝手に保險料率を定めたり、剩余金の處分を獨善的に定めたりして、關係者のこれに對する參與を全然許さないで、一方的にこれを運營していたのです。こうした非民

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

主的な行き方は、憲法が實施された今日、許されるべき筈のものではありません。

この保險では、これまでの非民主的な運營方針をすつかり捨てて、勞働者災害補償保險委員會といふ民主的な委員會をつくり、この委員會によつて保險の事業を運營することといたしました。勞働者災害補償保險委員會は、民主的に選ばれました勞働者の代表委員、使用者の代表委員、公益を代表する委員各同數でこれを組織するのでありまして、保險事業に關する重要な事項を審議するばかりではなく、法令改正の草案について意見をのべるのであります。

(十) 保險審査官と保險審査機關

この保險は、勞働者の保險について、手落ちのないよう色々と氣を配つているのでありますが、それでも保險給付の決定などについて異議の生ずる場合もあることと考えられるのであります。そこで、こんな場合には、簡易にこれを裁定する機關が必要とされますので、都道府縣に保險審査官一名と保險審査機關を設けることといたしました。保險審査機關は、勞働基準法に基いて各都道府縣に設置されている勞働者災害補償審査委員會を以てこれに充てるつもりであります。

したがつて、この保險の給付の決定について異議のある者は、先づ保險審査官に審査を請求し、その決定に不服のある者は、更に保險審査機關に審査を請求し、その決定にまだ不服のある者は、裁判所に訴訟を提起すればよいのであります。

なお、保險料などの賦課又は徵收について不服のある者は訴願することができるのはもち論でありまして、この場合にも先ず保險審査機關の審査を經てから、勞働大臣が、これを裁決することとしています。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

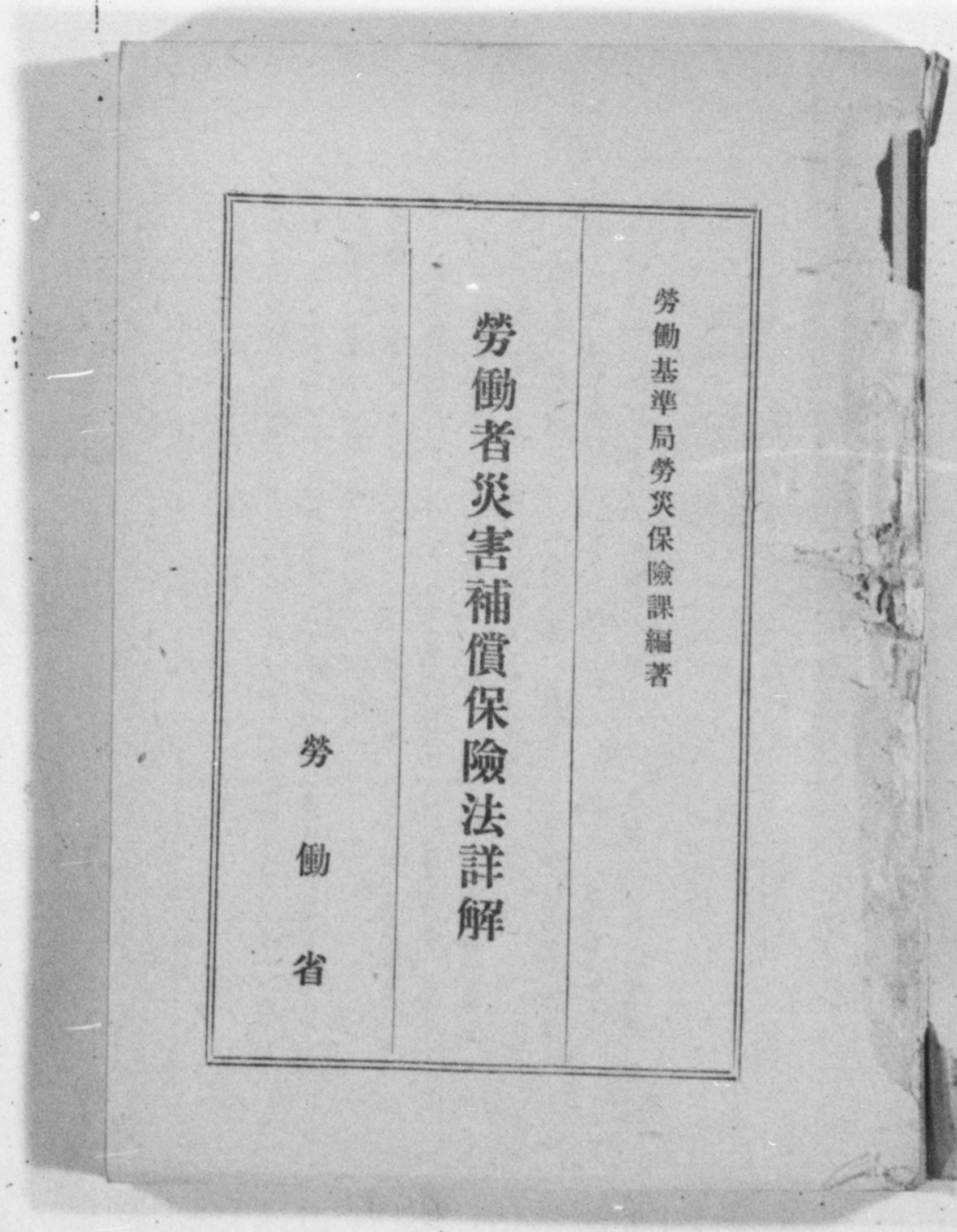

勞働基準局勞災保險課編著

勞働者災害補償保險法詳解

勞働省

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

序

わが國は今や産業立國を標榜して再起復興に邁進しているが、その建設の重任を双肩に擔う者こそ、實に勞働者諸氏である。而して、新憲法第二十七條に規定された勞働權を確立すべく、去る九月一日勞働省の新設と共に勞働基準法が施行され、勞働者の基本的權利が明示されたことは、わが國勞働行政史上劃期的にして光輝ある出來事であつた。

而して、勞働基準法の公布と同時に施行された勞働者災害補償保險法は、勞働者の災害に對して國家が使用者に代つてこれに强力な補償を與え、勞働者をして後顧の憂なく、產業再建に邁進してもらわんとするものであり、かかる法律が實施されたことは、勞働權確立の一つの表現としてまことに欣快に堪えぬ處である。

斯くの如く勞災保險法は、勞働に從事する人々の不時の災害に對し補償を與える貴重なる法律であるが故に、勞働者にも使用者にもこれが一日も早く周知徹底されることを切に希うものである。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

發刊のことば

去る九月一日、労働省の發足に當つて、これと同時に、労働者災害補償保険法がその母法とも言うべき労働基準法と轡を並べて實施されたことは、洵に意義深く且つ又慶賀にたえないところである。こゝに改めて言うまでもなく労災保険は、労働者の災害補償を受ける權利を公正に護るのみならず、使用者の危險分散を圖つて、產業の再建にこれを役立たしめようとするものであつて、直接本法の運營を擔當するわれ〳〵としては、その責務の重大さを痛感すると共にその圓滿なる運營を希求してやまない次第である。

既に、本法の施行に際して、逸早く市井に幾種かの解說書が發刊されて、本法の趣旨徹底に少からず裨益されたことは、われ〳〵として實に望外の喜である。しかし、何んとしてもこれらの解說書は、いづれも擔當責任者の責任を以て編著されたものでないため、その解說に鈔からず不徹底不充分の點が見受られ延いては運營に支障を來す處もあり、且又最近において、關係各方面から責任ある解說書の發刊を要望されるに至つたので、これに應えて本法の普及の公正統一を期し、圓滑なる運營を圖りたいと念じ、あえて新發足早々の繁忙の余暇

顧つてその解說書を見るに、既に江湖に贈られたもの少くないのであるが、從來の解說書はいづれも解釋に統一を缺き、公正を期し難く、ややもすれば立法の趣旨を歪曲せられる處なしとしなかつたのであるが、あたかもこの時、労災保險課において、本書を公刊するという。まことに時機に適したる企として、敢えて序をおくる次第である。

昭和二十二年十一月十日

労働省労働基準局長

江口見登留

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 003

目次

沿革……一
第一章　總則……一
第一條……一
(1) 業務上災害の認定基準……一
(2) 勞働者……一
(3) 業務疾病……一
(4) 迅速且つ公正な保護……一
(5) 勞働者の福祉に必要な施設……一
第二條……一
(1) 保險者……一
第三條……一
(1) 事業……一

を利用して、こゝに勞災保險課編著にかゝる逐條解說書を發刊するに至つたのである。もとより本解說書をもつて充分なりと考えるものではないが、本書が廣く關係方面に活用されんことを望むものである。

二十二年十一月十日

勞災保險課長

池邊道隆

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

(2) 常　時……九
(3) 土木建築事業、貨物取扱事業、林業……一〇
(4) その他命令で指定する強制適用事業……一〇
(5) 任意適用事業の種類……一一
(6) 國の直營事業及び官公署……一二
(7) 船員法の適用を受ける船員……一二
第四條……一三
(1) 勞働者災害補償保險委員會……一三
(2) 使用者……一四
第五條……一四
第二章　保險關係の成立及び消滅……一七
第六條……一七
(1) 新たに强制適用事業に該當するに至つた場合……一八
第七條……一八

(1) 任意適用事業における保險加入の申込……一八
第八條……一九
(1) 請負事業における使用者……一九
第九條……一九
第十條……一九
第十一條……一九
(1) 任意加入者の脫退制限……二〇
(註) 保險關係の成立、消滅、變更等による諸手續……二〇
第三章　保險給付及び保險施設……二〇
第十二條……二〇
(1) 療養補償費……二一
(2) 休業補償費……二一
(3) 平均賃金……二四
(4) 障害補償費……二四

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

(5) 遺族補償費……
(6) 葬祭料……
(7) 打切補償費……
(註) 分割支給表……
保険給付の請求手続……
第十三條……
(1) 診察……
(2) 薬剤又は治療材の支給……
(3) 處置、手術その他の治療……
(4) 病院又は診療所への収容……
(5) 看護……
(6) 移送……
第十四條……
(1) 休業補償のため削除
第十五條……

第十六條……
(1) 分割支給……
第十七條……
(1) 不實の告知……
第十八條……
第十九條……
(1) 労働者の故意又は重大過失による保険事故……
第二十條……
(1) 第三者の行為に因る保険事故……
第二十一條……
第二十二條……
(1) 免除規定……
第二十三條……
(1) その他必要と認める場合……
第四章 保険料……

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

第二十四條……八八
(1) 保險料……八八
第二十五條……八九
(1) 賃金總額……八九
(2) 保險料率……九一
第二十六條……九二
第二十七條……九二
第二十八條……九三
(1) 概算保險料……九四
第二十九條……九五
(1) 保險料の追徴……九六
第三十條……九六
(1) 保險料の精算……九七
第三十一條……九七
(1) 督促狀、督促手數料……100

6

(2) 滯納處分のための財產差押……100
第三十二條……100
(1) 延滯金の徵收免除事由……100
第三十三條……101
第三十四條……101
(1) 國稅徵收法第四條の七、八……101
第五章 審査の請求、訴願及び訴訟……101
第三十五條……101
(1) 保險給付決定に異議ある場合……101
第三十六條……102
第三十七條……102
第三十八條……102
第三十九條……102
(1) 民事訴訟費用法……102

7

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

第四十條……一〇六
(1) 訴願法……一〇七
(2) 民事訴訟法……一〇七
第四十一條……一〇八
(1) 政令第百七十八號……一〇八

第六章 雜則……一〇八

第四十二條……一〇八
(1) 民法第百五十三條……一〇九
第四十三條……一〇九
第四十四條……一〇九
第四十五條……一〇九
第四十六條……一〇九
(1) 使用者の義務……一〇九
第四十七條……一一〇

第四十八條……一一〇
(1) 様式第八號證票……一一〇
第四十九條……一一三
(1) 様式第九號證票……一一三
第五十條……一一三
(1) 勞働者災害補償保險法施行規則……一一三

第七章 罰則……一一三

第五十一條……一一三
(1) 官吏に對する罰則……一一四
第五十二條……一一四
(1) 事業主に對する罰則……一一四
第五十三條……一一四
(1) 受給者その他に對する罰則……一一五
第五十四條……一一五

(1) 法人その他に對する罰則……二四
附　則……二四
第五十五條……二四
(1) 施行期……二四
第五十六條……二四
第五十七條……二四
(1) 經過規定……二四

附屬法規

勞働者災害補償保險法施行規則……一
勞働基準法(抜萃)……一一
勞働者災害補償審査委員會官制……一六
勞働者災害補償保險委員會官制……一八
勞働者災害補償保險審査官及び
勞働者災害補償保險審査會規程……一九
勞働者災害補償保險の保險料率適用區分……三五

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

沿革

労働者災害補償保険法は、いうまでもなく労働基準法第八章災害補償に基く事業主の労働者に對する補償責任を政府が代つて保険する法律である。従つて、本制度制定の由來を知らんとすれば、先づ、事業主の労働者に對する災害補償制度の發達と、各國における立法例等を見、更に、我が國における本制度の沿革を尋ねてみる必要がある。

事業場における業務災害には、所謂職業病と言われるものと就業中において發生する突然的の災害とが考えられるが、これ等の業務に起因し若くは業務と因果關係をもつて發生する災害及び疾病は、産業の高度化に伴つて益々増加するの傾向にある。しかもこれ等の災害及び疾病は、勞働者の專業遂行に基づくものであることが極めて明白である爲、勞働者は之が犠牲に對する賠償を事業主に要求することとなり、ここに所謂勞働者災害補償の問題が生ずるに至つたわけである。

世界各國において、勞働者災害補償の問題が表面に現われたのは、機械の採用による産業革命以後のことであつて、各國における勞働法規の制定は、勞資の社會的對立によつて生ずる産業不安を緩和せんとするためのものである。言うまでもなく勞資の對立は産業革命の開始と共に始つたのであるが、これが表面に現われて、激しい抗爭を示したのは資本主義生産の特色たる機械を採用するに至つ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

たからによる。即ち機械は勞働を職場の外に驅逐し初め、その後大工業の勃興するにつれて益々この問題は擴大發展し遂に勞働者階級を資本より保護せんとする運動があらゆる方面にまで波及するに至つたのである。

今假りに、産業革命期、即ち第十八世紀より第十九世紀の中葉に至る間の歐洲諸國における勞働立法例を通觀するに大體次の如きものである。

一、イギリスにおいては、近代資本主義生産の先進國として、機械の發明とその充用とによつて、生産方面に甚大な變革を招來した所謂産業革命の現象は、第十八世紀の後半から顯著となり、その進行につれて悲慘な境遇に追い詰められた勞働者が、初めは、機械や工場の破壊、工場主に對する暴行のような自然發生的暴動を行うことによつて擾發したのである。このことはやがて議會の注意をして勞働狀態の改善に喚起することとなり、遂に工場法の制定を促がした。この勞働立法運動は第十九世紀の始めから盛んとなり、ロバート、オーウエンなどの人道主義的社會改良家の支持を得て、一八〇二年に「徒弟ノ保健及ビ風紀ニ關スル法律」が制定された。その後新しい社會的要求に基いて、十九世紀の中葉より益々かかる主義の立法が要求され問題となつたが、資本家の反對のために法律と成るに至らず、數十年の永きに亘る勞資鬪爭の結果、一八九七年に民主的な勞働者災害補償法の制定を見たのである。

二、フランスでは大革命の時期において、中世的同業組合を徹底的に廢止するために、一七九一年の所謂ル・シャプリエ法を以つて職業上の集會團結を嚴禁し、勞働組合運動を不法として、その後久しい間抑壓することになつた。産業革命期は一八一五年頃から始まり、苛酷な勞働狀態が問題となつた。殊に、一八三九年にはアカデミーから勞働調査を命ぜられたヴイレルメの報告書によつてその事實が明かにされた。他方、一八三〇年と三四年には工業都市リヨンに、世界勞働運動史上最初ともいうべき階級的一揆が蜂起した。

かくの如く、勞働問題が遂に表面化するに至つたので、政府は、勞働保護に關する法律を制定して、勞働者を勞働の桎梏から救うこととした。これが即ち、フランスにおける最初の勞働立法たる「工業ニ傭使サルル兒童ノ保護ニ關スル一八四一年三月二十二日法」である。

ついで、一八四八年の二月革命時代に多數の勞働立法が行われ、第二帝政時代となつて一八五二年から一八六〇年迄は反動期を現出したが、一八六〇年以來、ナポレオン三世は社會政策利用の方針を採用して、團結、集合等を犯罪となした從來の惡法を一八六四年五月二十五日法を以つて廢止した。

三、ドイツにおける産業革命期は、イギリスより約七、八十年、フランスより約二十年遲れている。從つて、一八五〇年頃までは、あまり顯著な勞働問題が現われなかつたのであるが、ライン河地方には早く近代工業が發達し、一八三九年にはプロイセンのライン、ウエストフアリア地方の兒童勞働保

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

護に關する立法を見受けるのである。これが一八四九年及び一八五三年に改正され、その後一八六九年制定の「工業條例」に受け繼がれ、一八七八年の「改正工業條例」として法典化された。

一八八三年六月十五日に、世界において近代的な意味における最初の社會保險といい得べき工業勞働者に對する强制的疾病保險法を公布し、翌一八八四年には、工業勞働者に對する災害保險を制定し、新しい社會保險の領域を開拓した。一八八五年及び一八八六年には右二つの保險の及ぶ範圍を擴張して、交通、農業及び森林業に從事する勞働者にもこれを適用し、翌一八八七年には更に海員にもこれを及ぼした。

以上は十九世紀までにおける歐洲主要國の勞働立法の沿革であるが、十九世紀の後半以後は、各國共事業主責任法を制定するに至り、且つ、無過失賠償の理論を採用し、扶助を受くることは勞働者の公法上の當然の權利としてこれを確保するに至つたのである。これが卽ち今日の勞働者災害補償の制度である。

然るに、一八九〇年以來、國際勞働會議の開催されるに至り、益々勞働立法の普及と發達とを見、漸次國際化するに至つた。

凡そ、一國において勞働立法が發達することは、その國における勞働者階級の地位を向上せしめることを意味し、同時に商品の生産費が高くなることを意味する。從つて、諸國の間に勞働立法の差異

が甚だしいことは、假りに他の條件を平等とすれば、國際産業戰において勞働立法の進歩した國が不利益を蒙ることとなるので、世界市場における國際産業戰が激しくなるにつれて諸國の勞働立法を國際條約を以つて統一しようという要求が生ずるのである。

この國際勞働運動は世界大戰後益々盛んとなり、その結果、國際勞働機關が成立した。一九二五年のジュネーヴにおける國際勞働會議の第七回總會において、

第一、すべての産業國は實際上既に勞働者補償法を有す、唯或國は諸種の勞働者を取扱うに同一の一般的制度を以つてせるに反し他の國は鑛夫、海員等の如き災害率の高き特定の職業に對する特殊法規を設けて此の一般的制度を補足せり

第二、諸國の法律は最近三十年間に著しき發達を遂げ今や多數の共通點を有するに至りしを以つて一般的原則及び基本的條項を定めて之を條約案中に取扱うこと可能なるが如しとの「二點の重要なる考察」によつて、勞働者補償問題を議し、

勞働者災害補償に關する條約案

勞働者災害補償の最小限度に關する勸告

勞働者災害補償の爭議の裁判に關する勸告及び

職業的疾病に對する勞働者補償に關する條約案

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

職業的疾病に關する決議
の條約案及び勸告案を採擇したのである。

我が國における近代産業は明治初頭政府によつて輸入され模範工場等において經營され、三十年代になつて産業革命期に入つたのである。この時代においては、歐洲諸國において嘗つて見たと同樣の現象が現われ、工場勞働者の酷使が問題となり、勞働立法を促進させた。しかも勞働立法中、最も古くから論議され制定に着手されたのは、災害補償に關するものであつた。卽ち明治八年に達第五四號を以つて「官役人夫死傷手當規則」の制定を見、十二年に達第四號を以つて「各廳技術工職ノ者就業上死傷ノ節手當內規」を制定している。

十三年に、政府は從來の經濟政策を變更して官業の民間拂下げの方針を採り、民間産業の發達を助長すると共に勞働狀態に關して統制保護をなさんとし、十五年農商務省において勞役法及び工場條例を立案する目的を以つてその資料調査を開始した。

二十年、ドイツ及びオーストリアの工業條例に倣つて、「職工條例」及び「職工徒弟條例」の二種の草案を作つたが、外部へ發表するに至らなかつた。

二十三年には「鑛業條例」を制定し、その第六章に「鑛夫」を挿入し、鑛夫の保護を含めて二十五年から實施した。そこで勞働立法の氣運益々盛んとなり、勞働問題が積極的に喧傳せられるようにな

つたので、三十一年、政府はさきに一度起草されたが廢案となつた職工法案を修正して工場法案と改め、これを議會に提出するばかりになつていた。然し、この法案は種々の障害に遇い、四十二年に至り、初めて第二十六議會に提出されたが、女子の深夜業禁止の條項に資本家側が强硬反對したため、更に修正の上、第二十七帝國議會に提出、協賛を經て四十四年（一九一一年）制定公布された。ここにおいて初めて、わが國工場勞働者の災害扶助が確立されたのである。但し、その實施は六年後の大正五年六月一日からである。

官業勞働に關しては明治三十六年の「砲兵工廠職工扶助令」及び明治四十年の「官役職工人夫扶助令」の二勅令が制定されているのを見受ける。

日露戰爭後大正末期に至る間は、わが國における勞働立法の發達期である。大正五年には、さきに明治四十四年制定公布されたが施行延期中の工場法が實施されたために同法施行令を制定し、鑛業法に關しては鑛夫勞役扶助規則を制定した。七年には、官役職工人夫扶助令を改めて官業被傭者のため傷人扶助令を制定し、十年には第一回國際勞働總會採擇の條約案を入れて職業紹介法及び實携マッチ製造禁止法、十一年にはわが國社會保險の嚆矢たる健康保險法が制定された。

その後、大正十五年には、明治三十三年勞働爭議取締と普選運動取締のため制定された治安警察法中第十七條が廢止され、これに代つて勞働爭議調停法が制定された外、十二年に改正された工場法及

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

び十三年に改正された鑛業法、工場法施行令、工場法施行規則、傭人扶助令、鑛夫勞役扶助規則等の改正規定が一齊に施行され、大正十二年に制定されていた工業勞働者最低年齡法及び大正十一年の健康保險法も附屬法令と共に七月一日から實施され、又同日治安警察法第十七條廢止に關する法律及び勞働爭議調停法及び同附屬法令も實施されたのである。

卽ち、大正十二年の改正工場法においては、扶助に關する基本法案たる第十五條中より扶助義務成立要素としての「職工自己ノ重大ナル過失ニ依ラスシテ」なる事項を削除し、大正十五年の工場法施行令改正に際しては、第四條を改正し第七條ノ二を新たに挿入して職工の重大過失を單に免責事由として、その認定を地方長官の認定事項として、從來往々工業主が職工の重大過失に藉口して扶助の全きを得なかつたのを救濟している。又、扶助料額を著しく引き上げ、遺族扶助料の受給者として從來徒らに形式的な戸籍上の家族に限定し、事實上の家族である內緣の妻のようなものを除外する社會の實情に卽さない規定を改正した。更に、健康保險法の實施により、業務上の疾病については勿論、業務上以外の疾病についても療養、手當等の扶助を受けることができるようになつた。

昭和時代に入り、四年には工場法施行令、四年及び八年に鑛夫勞役扶助規則の改正が行われ、六年には新たに勞働者災害扶助法、勞働者災害扶助責任保險法及び入營者職業保障法が制定され、前二法律は翌七年一月一日より、入營者職業保障法は六年十二月より實施されたのである。

從來工場と鑛山の勞働者のみが扶助されていたのであるが、勞働者災害扶助法と勞働者災害扶助責任保險法とが施行されるに至り、災害の頻發率からいつても工場、鑛山における何等異なるところのない土木建築業、砂鑛業、土石採取業、運輸業、仲仕業等の事業に從事する勞働者の業務上の災害についても保護されるようになつた。ここにおいて、諸外國のように產業災害につき大部分の勞働者が保護され、しかも扶助が保險によつて支給されるので一層完全になり、同時に事業主の損失も臨時費より經常費となり、不時過大の支出がなくなり經營に支障を來すようなことがなくなつたわけである。

昭和六年滿洲事變勃發以後は、わが國の產業運動は一變し、勞働立法停頓時代を現出し、わずかに十一年に退職積立金、退職手當法及び商店法等を制定實施したのみである。更に、十二年支那事變起るや、從來の勞働運動に代つて產業報國運動が登場し、勞資一體となつて產業報國に邁進すべき時代となつた。

昭和十三年には、わが國は國際聯盟から脫退すると共に、國際勞働機關からも脫退することとなり、一方支那事變が何時終熄するとも知れず、ここにおいて國家總力戰體制を强化するの必要に迫られ、國を擧げて皇國的勞働立法の樹立に專念するに至つた。

昭和十六年の太平洋戰爭の勃發から終戰時に至るまでは、國家總力戰體制は益々拍車を掛けられ、

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

國内の政治、經濟、産業、勞働等すべての問題が戰爭完遂を目標として處理されたのである。從つて、勞働問題などは、最早や一個の思い出にしか過ぎなくなり、勞働立法は全く停頓し顧みられなかつたのである。

然るに、昭和二十年八月十五日戰に敗れポツダム宣言を受諾するに至つてからの我が國は民主日本としての再建を目指して新憲法を制定し、その第二十七條において、勞働者に對しては勞働權を與え、第二十八條において、團結權、團體交渉權及び勞働爭議權等を規定することとなつた。これに伴つて、勞働組合法とか勞働關係調整法とかが矢繼早やに制定公布されるに至り久しく眠つていたわが國の勞働立法は急速に活潑化するに至つたのである。

これまでの工場法、商店法、勞働者災害扶助法、工業勞働者最低年齢法等從來の勞働保護法は、特定の勞働者のみを對象として特定の事項についてのみ斷片的に勞働條件の内容を規定しているが、その狙いとするところは女子及び年少者の保護或いは産業災害の犧牲者に對する生活の扶助ということが目的であつて、全面的に勞働條件の基準を定めることを目的とした法律はなかつたのである。然るに新憲法は、第二十七條第二項において、賃金、就業時間、休息その他の勤勞條件に關する基準は、法律でこれを定める。」と明示し、この規定に基いて、わが國における勞働憲章ともいうべき勞働基準法は制定せられたのである。勞働基準法は實に、わが國從來の勞働保護法に規定されていた勞働條

件を一應御破算とし、新たに八時間勞働制、週休制、年次有給休暇制のごとき劃期的基本制度を定めて、戰前國際的に兎角惡評の高かつたわが國の勞働條件を世界の水準迄上げようとするのである。敗戰の結果荒廢に歸したわが國の産業は、その負擔力において著しく弱體化していることは否めない事實であるが、政府としてはなお日本再建の重要な役割を擔當する勞働者に對して、國際社會への復歸を冀願し促進せしめんとし、萬難を排して、あえてこの法律を制定したのである。從つて、かかる理想に燃えて作られた基準法は特に「災害補償」に關する一章を設け、勞働者の業務上の負傷、疾病、廢疾、死亡に對する事業主の損害賠償責任を確立し、これによつて勞働者をして安心して業務に邁進し得られるようにした。

今、この基準法の災害補償の適用を受ける事業の範圍を見るに、從來の工場法、鑛業法、勞働者災害扶助法等と比べてずつと廣く、殆んど全産業勞働者に及んでおり、事業主の賠償金額についていえば、從來の補償額の二倍半乃至三倍になつている。これをわが國産業の現狀より見ると、すべての使用者が必ずしも基準法によるこの補償の義務を完全に履行するものとは考え得られない。例えば、勞働者が災害を受けて死亡した場合、使用者は少くとも十萬圓程度の補償費を支拂わなければならないが、資力の乏しい使用者には、相當の困難が伴い、おそらくこの義務を果すことのできない者も相當出てくることが豫想せられる。斯くては、被害勞働者にとつて洵に氣の毒千萬のことであり、折角與

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

えられた勞働者の權利も權利だけに終つてしまう惧れがある。

このような心配を無くするため、勞働基準法の發足と同時に勞働者災害補償保險法を制定し、以つて使用者の經濟的負擔を輕減し、他面被災勞働者の補償給付に萬全を期さんとしたのである。卽ち、平素より使用者に一定の保險料を支拂わせて、萬一業務上の災害が發生した場合には、使用者に代つて政府が保險者となつて補償を行い、あくまで基準法に基く勞働者の權利を護ろうとしたのである。本保險法の制定によつて初めて、勞働者の權利も確保され、同時に使用者の義務も容易に履行されることとなる。この保險は更に、職場における衞生施設の强力な指導及び監督をなし、勞働者の福祉のために必要な施設を行つて、勞働者の保護に對して遺憾無きを期している。

從つて、このような趣旨に基づいて作られたこの勞働者災害補償保險は、健康保險や厚生年金保險等の從來の社會保險とは次の點において本質的に異る。卽ち、

(イ) 社會保險が勞働者の相互扶助、相扶共濟を目的とする生存權の確保ということに根據を置いているのに反し、本保險は憲法第二十七條に規定されている勞働權に基づく無過失賠償責任を擁護することを以つて目的としている。從つて、今までの「扶助」といつたような恩惠的な字句を廢して「補償」という字句を用いて、使用者の賠償責任とその義務を明かにしている。元來、扶助と補償とはその實質においては差異がないといい得られるかも知れないが、その作用を事業主の慈惠によるものと

解するのと、勞働者の有する當然の權利乃至事業主の勞働者に對する當然の責任なりと解するのとでは、思想上における相異は絶大なるものがある。

(ロ) 社會保險が少額收入所得者をその對象としているのに對し、本保險は使用者をその對象としていること。

(ハ) 社會保險はその給付の財源として一部國庫金の負擔を仰いでいるが、本保險はすべて使用者の納入する保險料によつて賄つている。例えば、健康保險においては、事業主及び勞働者が各々保險料の二分の一を負擔する外、國庫が各健康保險組合の給付に要する費用の十分の一を負擔することとなつているが、勞災保險においては、その保險經濟をすべて使用者の負擔とし、國家には何らの負擔もかけていない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

勞働者災害補償保險法逐條解說

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

第一章　總　則

第一條　勞働者災害補償保險は、①業務上の事由による②勞働者の負傷、③疾病、癈疾又は死亡に對して④迅速且つ公正な保護をするため、災害補償を行い、併せて、勞働者の福祉に必要な⑤施設をなすことを目的とする。（規則二十八條參照）

(1)　一、業務災害とは、業務に起因し、又は業務と因果關係をもつて發生する災害をいう。ここに言う業務とは、雇傭契約の本旨に基づいてその事業場における事業達成のためにする行爲であつて、左の各號の條件を具備するものでなくてはならない。

(一)　就業場所であること。

左に揭げるものを就業場所とする。

イ、定常の就業場所。

ロ、依命行爲をする場所（出張の場合においては、出發地から目的地に至る間の順路又は順路と見なされるものを含む。）

ハ、通勤が使用者の交通機關を利用しなければならない場合の往復路。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

(二) 就業時間であること。

左に掲げるものを就業時間とする。

イ、定常の就業時間。

ロ、依命行爲をする時間（出張の場合においては出發地から目的地に至る間の順路又は順路と見なされるものを含む。）

ハ、通勤が使用者の交通機關を利用しなければならない場合の往復時間。

(三) 就業中であること。

左に掲げるものは就業中とする。

イ、定常の就業中。

ロ、依命行爲中（出張の場合においては出發地から目的地へ至る間の順路又は順路と見なされるものを含む。）

ハ、通勤が使用者の交通機關を利用しなければならない場合の往復中。

ここに言う雇傭契約の本旨に基くことは、必ずしも其の擔當する作業の範圍に限定されない。自己の受持作業を達成するための善意の行爲であるならば、必ずしも事業主の指揮を受けたことを要しないのである。又社會觀念上相當であると認められる範圍においては、同僚勞働者の擔當業

務を援助する行爲も業務上となる。なお同僚勞働者の災害救助のためとか事業場設備の危害防止のためにする緊急防護作業行爲はたとえ事業主の指示によらなくとも業務上と認むべきである。

次に、事業達成のためにする行爲であるが、これは單に事業主又は監督者と勞働者との個人的關係からする行爲は業務上ではないし、又事業主が禁止もせず認容しているような行爲も必ずしも業務上とは言われない。その行爲があくまでも事業達成のための行爲であることを必要とするものでなくてはならない。例えば製材工場における勞働者が事業主から鋸屑を貰い受けてこれを販賣するような場合における鋸屑採取の際の災害は、鋸屑の採取が製材工場の作業運行上必要なものであつて、事業主は鋸屑除去作業の代償として其の鋸屑を勞働者に與えていたものと解せられるときは勿論業務上となるが、これと反對に製材工場の作業の運行と關係をもたない場所にある鋸屑の採取の行爲が恩寵的に認容されているときは、その災害は業務上とならない。

二、事業場又は寄宿舍の設備の不完全又はその管理上の不注意（安全衞生）に因つて生じた災害は業務上の災害である。

事業主の特に休憩又は寄宿のための寄宿舍、飯場等に休息中事業場における爆發又は山間地方における雪崩等に因り死傷したときは事業場の施設そのものの原因によるものであるから業務上である。これは當該事業のために特に增大された危險に暴露されているという見解に基く

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

(二) 就業時間であること。

左に掲げるものを就業時間とする。

イ、定常の就業時間。

ロ、依命行爲をする時間（出張の場合においては出發地から目的地に至る間の順路又は順路と見なされるものを含む。）

ハ、通勤が使用者の交通機關を利用しなければならない場合の往復時間。

(三) 就業中であること。

左に掲げるものは就業中とする。

イ、定常の就業中。

ロ、依命行爲中（出張の場合においては出發地から目的地へ至る間の順路又は順路と見なされるものを含む。）

ハ、通勤が使用者の交通機關を利用しなければならない場合の往復中。

ここに言う雇傭契約の本旨に基くことは、必ずしも其の擔當する作業の範圍に限定されない。自己の受持作業を達成するための善意の行爲であるならば、必ずしも事業主の指揮を受けたことを要しないのである。又社會觀念上相當であると認められる範圍においては、同僚勞働者の擔當業

務を援助する行爲も業務上となる。なお同僚勞働者の災害救助のためとか事業場設備の危害防止のためにする緊急防護作業行爲はたとえ事業主の指示によらなくとも業務上と認むべきである。

次に、事業達成のためにする行爲であるが、これは單に事業主又は監督者と勞働者との個人的關係からする行爲は業務上ではないし、又事業主が禁止もせず認容しているような行爲も必ずしも業務上とは言われない。その行爲があくまでも事業達成のための行爲であることを必要とするものでなくてはならない。例えば製材工場における勞働者が事業主から鋸屑を貰い受けてこれを販賣するような場合における鋸屑採取の際の災害は、鋸屑の採取が製材工場の作業運行上必要なものであつて、事業主は鋸屑除去作業の代償として其の鋸屑を勞働者に與えていたものと解せられるときは勿論業務上となるが、これと反對に製材工場の作業の運行と關係をもたない場所にある鋸屑の採取の行爲が恩寵的に認容されているときは、その災害は業務上とならない。

二、事業場又は寄宿舍の設備の不完全又はその管理上の不注意（安全衞生）に因つて生じた災害は業務上の災害である。

事業主の特に休憩又は寄宿のための寄宿舍、飯場等に休息中事業場における爆發又は山間地方における雪崩等に因り死傷したときは事業場の施設そのものの原因によるものであるから業務上である。これは當該事業のために特に增大された危險に暴露されているという見解に基く

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

ものである。

寄宿舎における傳染病の感染又は食事中毒も又業務上である。事業場における給食は、有料無料を問わず、又事業主の經營であると請負であるとを問わず業務上である。

事業主の設置した休憩所において、休憩又は寄宿中事業遂行又は事業場の設備の缺陷に基いて發生した災害は、就業時間中は勿論、就業時間終了後であつても當該事業場における休憩又は寄宿が通常認容されている場合は業務上である。從つて勞働者が終業時間内の就業を終り歸宅の際飯場において休憩中事業場における爆破作業により石塊が飛來して負傷を受けたようなものも業務上である。

三、就業場所における安全衞生の必要上命ぜられた處置に起因する災害は業務上である。

公の命によるか又は事業主が衞生上の必要により實施した豫防注射に因る災害は業務上である

四、依命の範圍外の行爲であつても事業の便益のため止むを得ずなした行爲による災害は業務上の災害である。

卽ち事業場設備の危害防止のためにする緊急防護作業中の災害は、たとえ事業主の依命の範圍外の行爲であつても業務上である。

五、天災地變、其の他不可抗力に因る事故は業務遂行中と雖も業務外の事故とする。但し、業務

の性質上天災等による危險發生の程度高き業務に付發生せる事故又は左に掲げるものは此の限りでないとする。

1 事業場又は寄宿舍の設備の不完全又は管理上の不注意による災害。

2 事業場における事業の便益のため緊急止むを得ず取りたる行爲に基づく災害。

3 就業場所における同僚の救護作業中の災害。

4 出張中の災害。

六、同僚勞働者の過失、不注意等に因り偶々惹起されたる災害は業務上の災害とする。

七、結果を構成せしめたる原因が二以上競合するときは最大原因について業務上外を決する。

(2) 本法において勞働者とは、職業の種類を問わず、勞働基準法第八條に規定されている事業又は事務所（但し國の直營事業、事務所たる官公署、同居の親族のみを使用する事業及び船員法の適用を受ける船員を除く。）に使用される者で、賃金を支拂われる者をいう。

(3) 業務上の疾病については、業務上の負傷と同樣に原因である事故と時間的に極めて密接して負傷と類似した狀態をもつて發生するものは、その因果關係はほぼ負傷と同樣に解釋すべきであるが、慢性的に招致する疾病（言いかえると職業病）については、普通の疾病を排除する必要上特に疾病と業務とが特質的に牽連關係のある場合のみを業務上としている。本法の取扱としては、勞働基準

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

法の施行規則第三十五條で業務上の疾病を規定しているのである。

(4) 本法制定の眼目は、勞働基準法で規定された勞働者の災害補償を受ける權利をあくまでも公正に護ろうとするものである。從つて使用者の災害補償義務を政府は代行し、勞働者には少しの不利益もかゝらぬよう、しかも迅速に災害補償を行わうとするのである。施行規則第二十八條において、請求を受けてから七日以内に補償費を支給することとしたのが右の趣旨に外ならない。

(5) 法第二十三條に掲げる次の諸施設をいう。

一 外科後處置に關する施設
二 義肢の支給に關する施設
三 休養又は療養に關する施設
四 職業再教育に關する施設
五 その他必要と認める施設

即ち、災害を受けた勞働者のために、災害病院ともいうべき國の直營病院や療養所の設置は勿論、外科後處置のための施設とか傷ついた勞働者の氣持を慰めるための保養所の開設とか、義肢の支給とか、或は職業補導所を設置して轉職者のために再起を圖らせるようにすること等が豫定せられており、更に遺族のために育英資金の制度、託兒所の建設、生活相談所等の施設にまでこれを擴充し

て行くであらう。

第二條 勞働者災害補償保險は、政府が、これを管掌する。①（規則一條參照）

(1) 本保險は政府がこれを管掌することとしているので、保險者は言うまでもなく政府である。保險者を政府とした理由は、第一に本保險が勞働基準法に基く使用者の災害補償義務を代行して單に勞働者の權利を保護するに止まらず、更に被害勞働者のために諸種の福利厚生施設を設置して、勞働者の保護に遺憾なきを期しているので、何よりもその事業の經營は安全強固なることを必要とする。かかる見地からすれば政府が保險者であることが最も適切であること。第二に、國家機關においてこれを行うことによつて、災害の認定その他勞務者の保護の上において、勞働基準法の完全なる裏付けとなし得ることとの二つの理由による。

なお、保險事務の實際は、事業場又は事務所の所在地を管轄する都道府縣勞働基準局長が、これを管掌し、事業場が、二以上の都道府縣にまたがる場合においては、事業場における主たる事務所の所在地を管轄する都道府縣の勞働基準局長が、これを掌るのである。

第三條 この法律においては、左の各號の一に該當する②事業を①強制適用事業とする。

一 左に掲げる事業で常時五人以上の勞働者を使用するもの

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

(イ) 物の製造、改造、加工、修理、浄洗、選別、包装、装飾、仕上、販賣のためにする仕立、破壊若しくは解體又は材料の變造の事業（電氣、ガス又は各種動力の發生、變更若しくは傳導の事業及び水道の事業を含む。）

(ロ) 鑛業、砂鑛業、石切業その他土石又は鑛物採取の事業

(ハ) 道路、鐵道、軌道、索道又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業

二 左に掲げる事業で常時勞働者を使用するもの又は一年以内の期間において使用勞働者延人員三百人以上のもの③

(イ) 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、變更、破壊若しくは解體又はその準備の事業

(ロ) 船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱の事業

(ハ) 立木の伐採、造林、木炭又は薪を生産する事業その他の林業

三 ④その他命令で指定する事業

勞働基準法第八條に規定する事業で前項に掲げるもの以外のもの及び同條に規定する事務所（以下事業という。）は、これを任意適用事業とする。

⑤國の直營事業、官公署、同居の親族のみを使用する事業及び⑦船員法の適用を受ける船員については、この法律は、これを適用しない。（規則三條參照）

(1) 本法において、事業とは、一定の場所において或る組織のもとに相關連して繼續的に行われる作業の一體をいうのである。

その事業が强制適用であるかどうかは、その作業體即ち事業場の實態によつて決定すべきものである。例えば、一の事業場において主たる事業が强制適用事業に該當する場合には、その事業場の中にたとえ任意適用に該當する部分（事務所等）が含まれていても、これを一括して强制適用事業として取扱うのである。これに反して、主たる事業が任意適用に該當し、從たる事業が强制適用に該當する場合には、强制適用の部分のみを强制適用の事業場として取り扱わねばならないのである。例えば、百貨店は主たる事業が物品の販賣の事業であるから任意適用に該當するが、その一部に物の製造、運送等の强制適用に該當する部分があるときは、その部分のみを一括して强制適用の事業場として取り扱えばよい。この場合、もし任意適用に該當する部分について保險加入の申込があつたときは、强制適用に該當する部分とは別個に保險關係を成立せしめる必要がある。

(2) 常時とは、事業の繼續期間中その常態としての意義であつて、一年を通じて事業を爲すものが單

に或る期間だけ勞働者を增しそれが五人以上となつたからと言つて常時五人以上とは言われない し、これに反して一年を通じて或る期間だけ勞働者が減少し五人未滿となつたからと言つて常時五 人未滿とは言われない。從つて、その事業の常態において勞働者を幾人使用するかが常時の意であ る。

(3) 土木建築事業、貨物の取扱の事業又は林業にあつては、常時勞働者を使用する限り、たとえ使用 する勞働者が一人であつても總て强制適用を受ける。しかして常時勞働者を使用しないこれらの事 業又は直營事業にあつては、一年以內の期間において使用勞働者延人員三百人以上のものが强制適 用を受けるのである。

(4) 危險有害な事業として左に揭げる事業を指定し、これらの事業を强制適用としている。

一 馬力數合計三以上の原動機を使用する法第三條第一項第一號(イ)及び(ロ)に揭げる事業と同種類の 事業で常時勞働者を使用するもの

二 馬力類合計二以上の原動機を使用して左に揭げる作業を行う事業で常時勞働者を使用するもの

1 動力による木材加工

2 金屬、陶器、磁器、石膏、コルク、セルロイド、エボナイト、人造レヂン、骨、角又は貝の 乾燥研磨

3 鑛石、固體燃料、硝子、土砂、貝又は骨の粉碎

4 針、釘、鋏、鋼球、金屬箔又は金屬粉の製造

5 濾の目立

6 壓機による金屬の加工

7 金屬の切削、印刷、製本又は水洗禮

8 製綿、打綿、麻の梳解、ガラ紡、起毛又は反毛

三 左に揭げる作業を行う事業で常時勞働者を使用するもの

1 金屬の熔融又は精錬

2 金屬の熱處理

3 金屬の鍍金又は被膜加工

4 金屬の酸洗、腐蝕又は砂吹

5 電氣、ガス若しくはテルミット法を用うる金屬の熔接又は切斷

6 火氣を用うる金屬製品の處理

7 汽罐、鐵槽、鐵筒、鐵製金庫、自動車フエンダー等の槌打加工

8 電球類、眞空管類又はネオン管その他これに類する放電管の製造

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 003

9 乾電池又は蓄電池の製造
10 毒劇薬、毒劇物若しくはこれに準ずる毒劇性料品の製造又はこれらの料品を用うる作業（醫師、齒科醫師、獸醫師若しくは藥劑師が豫防、治療、處置、調劑等の目的を以て取扱う場合又は學校、研究所、試驗所、病院等において試驗、實驗、研究等に用うる場合を除く。）
11 火藥、爆藥若しくは火工品の製造又は取扱
12 爆發性若しくは發火性料品の製造、加工若しくは貯藏又はこれらの料品を用うる作業（試驗研究等のため危險のない範圍において行う場合を除く。）
13 引火性料品の製造又はこれを用うる作業（試驗、研究等のため危險のない範圍において行う場合を除く。）
14 酸素、水素、窒素、一酸化炭素、亞硫酸ガス、硫化水素、アンモニアガス、アセチレンガス等危險若しくは衞生上有害なガスの製造又はこれらの料品を用うる作業（試驗、研究等のため危險又は害のない範圍において行う場合を除く。）
15 危險若しくは有害なガス、蒸氣又は粉塵の發散を伴う作業（その分量が少くて衞生上害のない場合を除く。）
16 壓縮ガス若しくは液體ガスの製造又はこれらの料品を用うる作業

17 有機藥品、樹脂樣物質、肥料、染料、香料又はその中間物の合成
18 合成又は熱分解による液體若しくはガス體燃料の製造
19 天然ガスの採集
20 石炭、油頁岩、瀝靑物、木材、樹脂等の乾溜若しくは精製、又はこれらの生成物若しくは殘渣を用うる製造
21 油脂の製造、精製、加工又は小分
22 動物の臟器又は排泄物を用うる製造
23 塗料、顏料、印刷用のインキ又は繪具の製造
24 ゴム又はゴム製品の製造、加工又は再製
25 鑛石類、炭素質、石質、セメント、陶磁器、琺瑯鐵器類、煉瓦、人造砥石、耐火材料、研磨材料、骨、角又は貝の煆燒若しくは燒成
26 瀝靑物、油脂又は溶劑を用うる加工紙布類の製造
27 毛皮の精製、製革又は製膠
28 電氣分解
29 電氣業（發電所、變電所、蓄電所又は開閉所）

30 硝子の製造、腐蝕、砂吹又は加熱加工
31 化學藥品による物品の漂白、ドライダイング又は染色
32 フエルト又は吹付羅紗（粉狀纖維を用うる模造羅紗）の製造
33 塗料の加熱乾燥若しくは焼付、塗料、染料若しくは繪具の噴霧塗装又は漆の塗装
34 ラヂウムその他の放射能物質から發する放射線、紫外線、エックス線、白熱光線、眩光等有害光線に曝露する作業（試驗、研究、診療等のため危險のない範圍において行う場合を除く。）
35 獸類の屠殺
四 常時五人以上の勞働者を使用する燒却又は清掃の事業
五 勞働者延人員三百人以上を使用する沈渣物の引揚の事業

(5) 本保險は一應勞働基準法の適用を受ける全事業にこれを適用するのが本旨であるが、事業が極めて小規模であり、且つ災害發生の危險性の少いものについては、保險加入の必要性を使用者又は勞働者の判斷に任せて任意適用の制度を設けたのである。

左に揚げる事業は本法における任意適用事業である。

一 船舶による旅客又は貨物の運送の事業
二 土地の耕作又は植物の栽植、栽培若しくは採取の事業その他の農業

三 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蠶又は水産の事業
四 物品の販賣、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
五 金融、保險、媒介、周旋、集金、案内又は廣告の事業
六 映畫の製作又は映寫、演劇その他興業の事業
七 郵便、電信又は電話の事業
八 教育、研究又は調査の事業
九 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
一〇 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯樂場の事業
一一 その他勞働基準法による命令で定める事業又は事務所

(6) 國の直營事業及び官公署については扶助令があり、勅令に基く共濟組合制度及び恩給制度があるので災害發生の場合、勞働者の保護を充分行い得るものと考え除外した。

(7) 昭和二十二年九月一日公布の法律第百號に依る新船員法は、第一條に於て船員を定義して、總トン數五トン未滿の船舶、湖、川又は港のみを航行する船舶及び總トン數三十トン未滿の漁船を除く日本船舶又は日本船舶以外の命令の定める船舶に乘り組む船長及び海員並びに豫備員としており、

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

第八十九條より第九十六條に至る第十章に於て、船員に對する獨自の立場より、災害補償を規定している。

第四條 勞働者災害補償保險事業の運營に關する重要事項を審議するため、①勞働者災害補償保險委員會を置く。

勞働者災害補償保險委員會の委員は、勞働者を代表する者、②使用者を代表する者及び公益を代表する者について、主務大臣が、各々同數を委囑する。

この法律に定めるものの外、勞働者災害補償保險委員會に關し必要な事項は、命令で、これを定める。

(1) 從來政府の行う事業は、保險事業にしても、政府において勝手に保險料率を決定したり、剩餘金を獨善的に處分したりして、關係者のこれに參與することを全然許さず、政府の一方的な運營に委されていたのである。本保險は、こうした非民主的な運營方針を拋棄して、勞働者災害補償保險委員會という極めて民主的な委員會をつくり、この委員會によつて保險の事業を運營することとした。卽ち、その委員の構成は、全國的な勞働者の團體から推薦された勞働者の代表、全國的な使用

者の團體の推薦に基づいた使用者の代表及び、學識經驗者、醫師等の公益代表者各六名によつて組織せられるのであつて、本委員會は法令の改廢、保險料率の決定、保險施設の實施計畫、豫算、決算、療養補償費の支給基準及び積立金運用處分等本保險事業に關する重要事項について政府の諮問に應じて審議するばかりでなく、自らすゝんで本保險の運營に關して政府に建議するのである。

(2) 本法において使用者とは、事業主及び事業の代表者をいうのである。從つて、例えば、工場長が經營擔當者である場合であつても取締役でない場合は當然勞働者として保險料の算定及び保險給付等すべて本保險の對象として取り扱い、反對に、取締役の立場においてて右の何部長を兼務している場合には、保險料の算定及び保險給付等すべて本保險の對象として取り扱わないのである。

第五條 この法律に基いて發する命令は、その草案について、勞働者災害補償保險委員會の意見を聞いて、これを制定する。

第二章 保險關係の成立及び消滅

第六條 第三條第一項の强制適用事業の使用者については、その事業開始の日又はその

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

事業が第三條第一項の事業に該當するに至つた日に、その事業につき保險關係が成立する。①（規則四條參照）

(1) 例えば第三條第一項第一號の事業において、常時五人未滿の勞働者を使用していたところ、事業の發展擴張等によつて、常時五人以上の勞働者を使用するに至つた場合は、新たに强制適用事業に該當するに至つた日に、その事業について保險關係が成立するわけである。逆に常時使用する勞働者數が五人未滿に減少したような場合には、それが任意適用事業に該當するに至つた日の翌日から自動的に「任意適用事業における保險加入者」となつたものと看做すのである。

第七條 第三條第二項の任意適用事業の使用者については、その者が保險加入の申込をし、政府の承諾があつた日に、その事業につき保險關係が成立する。

任意適用事業に使用される勞働者の過半數が、その事業につき保險關係の成立を希望する場合は、その使用者は、保險加入の申込をしなければならない。①（規則五條）

(1) 本保險において任意適用事業を設けた理由は、前述の通りであるが、任意適用事業に從事している

る勞働者の過半數が、その從事している事業の使用者に、本保險に加入して貰いたいという希望がある場合は、使用者は本保險に加入しなければならないこととし、事實上半强制的效果が狙われている。

第八條 事業が數次の請負によつて行われる場合には、元請負人のみを、この保險の適用事業の使用者とする。①

(1) 事業が數次の請負によつてなされる場合は、元請負人が使用者であるか、直接の下請負人が使用者であるか判然しない場合があるが、本法においては元請負人のみを使用者としている。これは、保險料が賃金總額によつて算定されるので、數次の請負契約の場合は、元請負人でなければ賃金總額を把握するのに困難であるからである。

第九條 第三條第一項の强制適用事業に該當する事業が、同條第二項の任意適用事業に該當するに至つたときは、その翌日に、その事業につき第七條の規定による承諾があつたものとみなす。

第十條 その事業につき保險關係が成立している事業の廢止又は終了のあつたときは、

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

その事業についての保險關係は、その翌日に、消滅する。（規則九條參照）

第十一條 第七條又は第九條の規定によつて保險關係が成立している事業の使用者については、前條の規定によるの外、政府の承諾があつた日の翌日に、その事業についての保險關係が消滅する。但し、その承諾を受けるには、保險關係成立後一年を經過していること及びその事業に使用される勞働者の過半數の同意を得たものであることを要する。（規則十條參照）

註 ①

(1) 任意適用事業で保險關係が成立しているものについては、事業の廢止又は終了による外、政府の承諾があつた日の翌日から保險關係が消滅するのである。從つて、任意加入者が、本保險から脫退しようとする場合には、政府の承諾を得なければならない。而かも政府の承諾を取得するには、保險加入後一年を經過し且つ勞働者の過半數の同意を得てからでないと保險關係を消滅させることはできないこととした。これは第一に保險加入につき逆撰擇を防止すること卽ち、危險の多いときのみ保險に加入するとか、災害補償を多額に受けてから勝手に保險關係を消滅させることがないようにして保險の立場を考慮し、第二には勞働者の過半數の同意を得ることとして、勞働者に使用者

の補償能力の如何を判定させ災害發生の場合に補償の確保を期さんとしたからである。

(註) 強制適用事業についての保險關係が成立するに至つたときは、使用者は、その日から五日以內に、様式第一號による概算保險料算定基礎報告書二通を都道府縣勞働基準局長に提出しなければならない。但し、有期事業（土木事業又は建築事業等のように何日から何日までと事業の期間が豫定される事業）に限つて、右の報告書は、保險關係の成立すべき日前十日までに（特別の事由があるときは保險關係成立の日までに）提出しなければならない。

右報告書に記載すべき概算保險料算定の基礎となるべき事項は、保險關係成立の日からその保險年度（四月一日から翌年三月三十一日まで）の末日（有期事業については事業終了の豫定日）までの期間に對する概算保險料算定の基礎となるべき事項である。

都道府縣勞働基準局長は、右の報告書を受理したときは、保險關係成立の證據としてその報告書に様式第二號による印を捺し保險關係成立の年月日及び記號番號を記入して使用者に交付する。

任意適用事業についての使用者が保險加入の申込をするには、様式第一號による概算保險料算定基礎報告書二通に保險加入申込と表示し、所定事項を記載して、都道府縣勞働基準局長に提出しなければならない。

右書類に記載すべき概算保險料算定の基礎となるべき事項は、保險加入の申込の日からその保險

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 003

年度の末日（有期事業については事業終了の豫定日）までの期間に對する概算保險料算定の基礎となるべき事項である。

都道府縣勞働基準局長は、保險加入の申込を承諾したときは、保險關係成立の證拠として右の書類に様式第二號による印を捺し保險關係成立の年月日及び記號番號を記入して使用者に交付する。

保險關係の成立している事業の使用者は、その事業（有期事業を除く。）につき、毎年三月末日までに、次の保險年度に對する概算保險料算定の基礎となるべき事項を、様式第一號による報告書に記載して、都道府縣勞働基準局長に提出しなければならない。

右の規定によつて都道府縣勞働基準局長に提出した書類の記載事項に著しい變更を生じたときは、使用者は、様式第一號による報告書に變更と表示し、變更前及び變更後の事實並びに變更の年月日及び原因を記載して、變更を生じた日から五日以内に都道府縣勞働基準局長に提出しなければならない。

保險關係の成立している事業の使用者は、その事業（有期事業を除く。）につき、毎年四月一日から五日以内に、前保險年度に對する確定保險料算定の基礎となるべき事項を、様式第三號による報告書に記載して、都道府縣勞働基準局長に提出しなければならない。

事業の廢止又は終了によつて保險關係が消滅したときは、その使用者であつた者は、様式第三號

による確定保險料算定基礎報告書を、事業の廢止又は終了の日から五日以内に、都道府縣勞働基準局長に提出しなければならない。

右の報告書に記載すべき確定保險料算定の基礎となるべき事項は、その保險年度の初日（有期事業又は同一保險年度中において保險關係が成立し且つ消滅した事業については保險關係成立の日）から事業の廢止又は終了の日までの期間に對する確定保險料算定の基礎となるような事項である。

法第十一條の規定によつて保險關係を消滅させようとする事業の使用者は、様式第三號による確定保險料算定基礎報告書にその旨を附記して、都道府縣勞働基準局長に提出しなければならない。

右の報告書に記載すべき確定保險料算定の基礎となるべき事項は、その保險年度の初日（有期事業については保險關係成立の日）から報告書提出の日までの期間に對する確定保險料算定の基礎となるべき事項である。

都道府縣勞働基準局長は、保險關係の消滅を承諾したときは、その旨を使用者に通知することになつている。

使用者は申出によつて、概算保險料（有期事業の分を除く。）を、第一期四月から七月まで、第二期八月から十一月まで、第三期十一月から翌年三月までの三期に分割して、各期の初日から一箇月以内に納付することができる。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

使用者は申出によつて、事業の期間が一箇年を超える有期事業についての概算保險料を、最初の一箇年分は保險關係成立の日から十四日以内に納付し、以後各年（一箇年に滿たないときはその期間）分はその期間の初日から十四日以内に納付することができる。

但し右の申出は、使用者が様式第一號による概算保險料算定基礎報告書を都道府縣勞働基準局長に提出する際、その書類にその旨を記載してなさなければならない。

24

様式第一號（用紙日本標準規格B５）（勞働者災害保償保險法施行規則第四條乃至第七條）

勞働者災害補償保險
概算保險料算定基礎報告書

保險關係成立記號番號	第　　號				表示	
事業場	名稱			所在地		
概算保險料算定の基礎の期間	年　月　日から　年　月　日まで　日間				常時使用勞働者數	人
保險料率の等級	事業の種類	上記期間中に使用する全勞働者の豫定延人員	左記豫定延人員に對する賃金總額の見込額	賃金一日當りの保險料	概算保險料	事業の概要
第級		人	圓	厘	圓	
計						
記事（備考5參照）						

年　月　日

使用者の住所及び氏名
（法人のときは所在地・名稱及び代表者の氏名）

25

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

備考

1.「保險關係成立記號番號」欄には、勞働者災害補償保險法施行規則(以下規則という)第六條又は第七條の規定によつて報告する場合に限り記載すること。

2.「表示」欄には、次のように記載すること。

(イ) 規則第五條の規定によつて提出するとき「保險加入申込」

(ロ) 規則第七條の規定によつて報告するとき「變更」

3.「保險料率の等級」欄及び「事業の種類」欄には、保險料率表の分類に從つて記欄すること。一の事業場で保險料率の異る事業が營まれるときは「保險料率の等級」欄から「概算保險料」欄までの各欄は、料率の等級別に區分して記載すること。若し區分できないときは、それらの事業のうち最も高い料率の等級によること。

4.「事業の概要」欄には、事業の狀態及び詳細な分類を知るに必要な事項を記載すること。例えば、製造工業については生産品目、製造工程等、土木建築工事については設計の概要を記載すること。欄内に記入しきれないときは、附箋又は別紙に記載すること。

5.「記事」欄には、次のように記載すること。

(イ) 規則第四條の規定によつて報告する場合

(A) 一般事業(有期事業以外の事業)については「　月　日事業開始」又は「　月　日强制適用事業となる。」

(B) 有期事業(土木建築等事業の期間が豫定される事業)については「　月　日工事開始の豫定、　月　日工事終了の豫定」

(ロ) 規則第五條の規定によつて提出する場合

(A) 有期事業については「　月　日工事終了の豫定」

(B) 勞働者災害補償保險法第七條第二項の規定に基くものについては「勞働者の過半數が保險關係の成立を希望するため保險加入の申込をする。」

(ハ) 規則第七條の規定によつて報告するときは、變更の年月日及び原因を記載すること。(變更前及び變更後の事實は、各々相當欄に

「變更前　何々
變更後　何々」又は「變更前　何程
變更後　何程」と記載すること。)

(ニ) 保險料を分割して納付したいときには、その旨記載すること。

(ホ) 保險料納入告知書その他この保險に關する書類を、使用者の住所以外において受け取りたいときには、その旨及び宛名を記載すること。

樣式第二號

第　号
勞働者災害補償保險
保險關係成立
年　月　日
勞働基準局

直徑　長徑四・五センチメートル
短徑三・三センチメートル

肉色　朱

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

様式第三號（用紙日本屬準規格Ｂ５）（勞働者災害補償保險法施行規則第八條乃至第十條）

勞働者災害補償保險
確定保險料算定基礎報告書

保險關係成立記號番號	第　　號						
事業場	名稱			所在地			
確定保險料算定の基礎の期間	年　月　日から　年　月　日まで　日間						
保險料率の等級	事業の種類	上記期間中に使用した全勞働者の延人員	左記延人員に對する賃金總額	賃金一圓當りの保險料率	確定保險料		事業の概要
第　級		人	圓	厘	圓		
	計						
記事（備考5參照）							

年　月　日

使用者の住所及び氏名
（法人のときは所在地、名稱及び代表者の氏名）　㊞

備考

1.「保險料率の等級」欄及び「事業の種類」欄には、保險料率表の分類に從つて記載すること。一の事業場で保險料率の異る事業が營まれたときは、「保險料率の等級」欄から「確定保險料」欄までの各欄は、料率の等級別に區分して記載すること。若し區分できないときは、それらの事業のうち最も高い料率の等級によること。

2.「事業の概要」欄には、事業の狀態及び詳細な分類を知るに必要な事項を記載すること。なほ、概算保險料算定基礎報告書に記載した事業の概要と全く同じであるときは、その旨を記載して內容を省略すること。

3.「記事」欄には、次のように記載すること。

(イ) 勞働者災害補償保險法施行規則第九條の規定によつて報告するとき「　月　日事業廢止」又は「　月　日工事終了」等

(ロ) 同規則第十條の規定によつて報告するとき「當事業場は何々により（例えば、物品販賣業であるから）任意適用事業で、且つ使用勞働者の過半數の同意を得たので保險關係を消滅させたい。」

(ハ) 保險料納入告知書その他この保險に關する書類を、使用者の住所以外において受け取りたいときには、その旨及び宛名を記載すること。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

第三章　保険給付及び保険施設

第十二條　この法律で保険する災害補償の範圍は、左の各號による。

一　療養補償費（療養費中命令で定める金額を超える部分）

二　休業補償費（休業七日を超える休業一日につき平均賃金の百分の六十）

三　障害補償費（別表に定めるもの）

四　遺族補償費（平均賃金の千日分）

五　葬祭料（平均賃金の六十日分）

六　打切補償費（平均賃金の千二百日分）

前項の規定による災害補償の事由は、勞働基準法第七十五條乃至第八十一條に定める災害補償の事由とする。

第一項第一號の規定による災害補償については、政府は命令の定める場合には、同號の療養補償費の支給にかえて、直接勞働者に療養の給付をすることができる。

第一項の平均賃金とは、勞働基準法第十二條の平均賃金をいう。（規則十八條乃至二十八條及三十六條參照）

(1)　勞働者が業務上負傷したり、疾病にかゝつた場合に、使用者は、勞働基準法第七十五條に基づき、當分の費用で必要な療養を行つたり、又は必要な療養の費用を負擔しなければならない。本保險は、政府が使用者に代つてこの療養補償費の中百圓を超える部分についてだけ直接勞働者に支拂うことゝしている。これは、百圓未滿のわずかな療養費を一々勞働者から請求してもらつて、これを支拂うというのは、何うかすると勞働者に權利を抛棄させる結果となつて却つて勞働者に不利益をかけるので、輕易な療養費については、直接使用者に對して請求してもらつた方がよいからである。

尙、勞働者が使用者の診療機關で療養した場合は、專業主がその療養費を立替えたことになるので、使用者は勞働者より委任狀を受けて、その費用の百圓を超える部分についてのみ療養費を請求することができる。

右の療養補償費とは、(イ)診察　(ロ)藥劑又は治療材料の支給　(ハ)處置、手術その他の治療　(ニ)病院又は診療所への收容　(ホ)看護　(ヘ)移送に要する費用を言うのであつて、その算定については、社會通念により療養上相當と認められる適正な費用を支拂うのである。

本保險の療養補償は現金拂を建前としているが、勞働者が、告示を以て指定する病院又は診療所によつて療養をする場合には、療養費の支給に替えて療養の現物給付を行い得る途を設けている。

玆に、業務上の疾病とは、次に揭げるものである。

一、負傷に起因する疾病
二、重激なる業務に因る筋肉、腱、關節の疾病並びに内臓脱
三、高熱、刺戟性の瓦斯著しくは蒸氣、有害光線又は異物に因る結膜炎その他の眼の疾患
四、ラヂウム放射線、紫外線、エックス線及びその他の有害放射線に因る疾病
五、暑熱な場所における業務に因る日射病及び熱射病
六、暑熱な場所における業又は高熱物體を取扱う業務に因る第二度以上の熱傷及び寒冷な場所における業又は低温物體を取扱う業務に因る第二度以上の凍傷
七、粉塵を飛散する場所における業務に因る塵肺症及びこれに伴う肺結核
八、地下作業に因る眼球震盪症
九、異常氣壓下における業務に因る潜函病その他の疾病
十、製糸又は紡績等の業務に因る手指の蜂窩織炎及び皮膚炎
十一、さく岩機、鋲打機等の使用により身體に著しい振動を與える業務に因る神經炎その他の疾病
十二、強烈な騒音を發する場所における業務に因る耳の疾患
十三、電信手、タイピスト、箏耕手等の手指の痙攣及び書痙
十四、鉛その合金又は化合物に因る中毒及びその續發症

十五、水銀、そのアマルガム又は化合物に因る中毒及びその續發症
十六、マンガン又はその化合物に因る中毒及びその續發症
十七、クローム、ニツケル、アルミニウム又はそれらの化合物に因る潰瘍その他の疾病
十八、亞鉛その他の金屬蒸氣に因る金屬熱
十九、砒素又はその化合物に因る中毒及びその續發症
二十、燐又はその化合物に因る中毒及びその續發症
二十一、硝氣又は亞硫酸ガスに因る中毒及びその續發症その他の疾病
二十二、硫化水素に因る中毒及びその續發症
二十三、二硫化炭素に因る中毒及びその續發症
二十四、一酸化炭素に因る中毒及びその續發症
二十五、青酸その他のシアン化合物に因る中毒並びにその續發症
二十六、鐵肺、苛性アルカリ、鹽素、弗素、石炭酸又はそれらの化合物に因る腐蝕、潰瘍及び炎症
二十七、ベンゼン又はその同族體並びにそのニトロ及びアミノ誘導體に因る中毒並びにその續發症
二十八、アセトン又はその他の溶劑に因る中毒並びにその續發症その他の疾病

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

二十九、前二號以外の脂肪族又は芳香族の炭化水素化合物に因る中毒及びその續發症その他の疾病
三十、煤煙、鑛物油、桐油、ウルシ、ターパ、セメント等に因る蜂窩織炎、濕疹その他皮膚疾患
三十一、煤煙、タール、ピッチ、アスファルト、鑛物油、パラフィン又はこれらの物質を含む物に因る原發性上皮癌
三十二、第十四號乃至第三十一號に掲げるもの以外の毒性、劇性その他有害物に因る中毒及びその續發症又は皮膚及び粘膜の疾患
三十三、患者の檢診、治療及び看護その他病原體によつて汚染の惧れある業務に因る各種傳染性疾患
三十四、濕潤地における業務に因るワイル氏病
三十五、屋外勞働に起因する慈蟲病
三十六、動物又はその屍體、獸毛、革その他動物性の物及びぼろその他古物の取扱による炭疽病、丹毒、ペスト及び痘瘡
三十七　前各號の外中央勞働基準委員會の議を經て勞働大臣の指定する疾病
三十八、その他業務に起因することの明な疾病

(2) 勞働者が業務上負傷したり、又は疾病に罹つて、働くことができず賃金を受けないときは、勞働

基準法第七十六條に基づき、使用者は、勞働者の療養中平均賃金の百分の六十（六割）の休業補償を行わなければならない。本保險は、使用者に代つて、この休業補償費を直接勞働者に支拂うのであるが、七日までの休業については、使用者においてこれを負擔し、七日を超える部分の休業についてだけ政府が保險することになつている。而して、休業補償を受けるべき期間内にその補償を受けるべき者が、使用者より賃金の一部を支拂われる場合には、使用者は、平均賃金とその部分の差額の百分の六十の休業補償支行はなければならない、と基準法施行規則第三十八條は規定している。

(3) 平均賃金とは、勞働基準法第十二條に規定せられている通りに、勞働者が業務上負傷したり、疾病に罹つたり、又は死亡したりするなど事故が發生した日の前日より計算して三箇月間に勞働者に對して支拂われた賃金の總額を、その期間の總日數で除した金額をいうのである。

賃金とは、賃金、給料、手當、賞與その他名稱の如何を問わず、勞働の對價として使用者が勞働者に支拂うすべてのものと言うのであつて、家族手當、物價手當、勤務地手當、住宅手當、通貨以外のもので支拂われた賃金で金錢に換算することができるもの等すべて勞働の對價として支拂われるものと解されるのであるが、右に言う總賃金とは、この中より、臨時に支拂われた賃金（例えば越年手當、越冬資金又は飢餓突破資金とか言つたようなもの）とか、三箇月を超える期間ごとに支

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

拂われる賃金（例えば賞與のようなもの）とか、通貨以外のもので支拂われた賃金でどうしても金錢に換算することのできないようなものを除いたものである。

然し、右の原則でゆくと、三箇月間に病氣や其他のことで一箇月も二箇月も休んだというような場合には、日給者にとつてはこの間の總收入が少なくなり、從つて平均賃金は不當に少額となつて不利益となる惧があるので、これを防ぐために最低基準を設けている。卽ち、

日給者には、純粹に日給だけのものと、本給は日給であるが家族手當は月極めであるというようなものがある。この場合、日給だけの者については、三箇月間の總收入を其の間に働いた日數で割つたもの（一日分の日給）の六割を平均賃金の最低基準とし、本給は日給であるが家族手當は月極めであるという者については、三箇月間の家族手當の總額を三箇月間の總日數で割つて、一日分の家族手當を出し、これに日給一日分の六割を加えた額を平均賃金の最低基準とする。

なお、業務上負傷し、又は疾病にかゝり療養のために休業した期間、産前産後の女子が休業した期間及び使用者の責に歸すべき事由によつて休業した期間について右の平均賃金を定めることは酷であるので、當該日數及びその期間中の賃金はいづれも賃金の總額から控除することとなつている。但し、これらの期間が平均賃金を算定すべき事由の發生した日以前三箇月以上にわたる場合又は雇い入れの日に平均賃金を算定すべき事由の發生した場合の平均賃金は、都道府縣勞働基準局長

の定めるところによることとしている。

更に、賃金締切日がある場合には、直前の賃金締切日から起算するとか、雇入後三箇月に滿たない者については、雇入後の期間とするとの特例が認められている。

日傭勞働者については、平均賃金を算定すべき事由の發生した日以前三箇月間に、その勞働者に對して支拂われた賃金の額が明らかである場合には、その賃金の總額を、その期間の總日數で割つた金額を以つて平均賃金とし、その勞働者に支拂われた賃金の額が、三箇月に滿たない期間について明らかである場合には、その期間の總日數で割つた金額を以つて平均賃金とする。斯かる方法によつては算定し得られない場合には、平均賃金を算定すべき事由の發生した日に當該事業場において同一業務に從事した日傭勞働者一人平均の賃金額の百分の六十を以つて平均賃金とする。この方法によつても算定し得ない場合又は勞働者若しくは使用者が、これらの方法によつて算定することを不適當と認め申請した場合には、都道府縣勞働基準局長の定めた金額を以つて平均賃金とする。

(4) 勞働者が業務上負傷したり、又は疾病に罹つて、なおつたときに身體障害を殘した場合には、使用者は、勞働基準法第七十七條に基づき、その障害の程度に應じた障害補償を行わなければならない。その金額は、平均賃金に次表に定める日數を乘じて得た金額である。

（身體障害等級及び災害補償表）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

各等級に該當する身體障害の程度は次表の通りである。

（身體障害程度表）

等級	災害補償
第一級	一三四〇日分
第二級	一一九〇日分
第三級	一〇五〇日分
第四級	九二〇日分
第五級	七九〇日分
第六級	六七〇日分
第七級	五六〇日分
第八級	四五〇日分
第九級	三五〇日分
第一〇級	二七〇日分
第一一級	二〇〇日分
第一二級	一四〇日分
第一三級	九〇日分
第一四級	五〇日分

等級	身體障害程度
第一級	1 兩眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廢したもの 3 精神に著しい障害を殘し常に介護を要するもの 4 胸腹部臟器の機能に著しい障害を殘し常に介護を要するもの 5 半身不隨となつたもの 6 兩上肢を肘關節以上で失つたもの 7 兩上肢の用を全廢したもの 8 兩下肢を膝關節以上で失つたもの 9 兩下肢の用を全廢したもの
第二級	1 一眼が失明し他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 2 兩眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 3 兩上肢を腕關節以上で失つたもの 4 兩下肢を足關節以上で失つたもの
第三級	1 一眼が失明し他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 2 咀嚼又は言語の機能を廢したもの

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

	3 精神に著しい障害を殘し終身勞働に服することができないもの
	4 胸腹部臟器の機能に著しい障害を殘し終身勞務に服することができないもの
	5 十指を失つたもの
第四級	1 兩眼の視力が〇・〇六以下になつたもの
	2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を殘すもの
	3 鼓膜の全部の缺損その他に因り兩耳を全く聾したもの
	4 一上肢を肘關節以上で失つたもの
	5 一下肢を肘關節以上で失つたもの
	6 十指の用を廢したもの
	7 兩足をリスフラン關節以上で失つたもの
第五級	1 一眼が失明し他眼の視力が〇・一以下になつたもの
	2 一上肢を腕關節以上で失つたもの
	3 一下肢を足關節以上で失つたもの
	4 一上肢の用を全廢したもの
	5 一下肢の用を全廢したもの

	6 十趾を失つたもの
第六級	1 兩眼の視力が〇・一以下になつたもの
	2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を殘すもの
	3 鼓膜の大部分の缺損その他に因り兩耳の聽力が耳殼に接しなければ大聲を解することができないもの
	4 脊柱に著しい畸形又は運動障害を殘すもの
	5 一上肢の三大關節中の二關節の用を廢したもの
	6 一下肢の三大關節中の二關節の用を廢したもの
	7 一手の五指又は拇指及び示指を併せ四指を失つたもの
第七級	1 一眼が失明し他眼の視力が〇・六以下になつたもの
	2 鼓膜の中等度の缺損その他に因り兩耳の聽力が四十センチメートル以上では尋常の話聲を解することができないもの
	3 精神に障害を殘し輕易な勞務の外服することができないもの
	4 胸腹部臟器の機能に障害を殘し輕易な勞務の外服することができないもの

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 003

第八級

5 一手の拇指及び示指を失つたもの又は拇指若しくは示指を併せ三指以上を失つたもの
6 一手の五指又は拇指及び示指を併せ四指の用を廃したもの
7 一足をリスフラン關節以上で失つたもの
8 十趾の用を廃したもの
9 女子の外貌に著しい醜状を残すもの
10 兩側の睾丸を失つたもの

1 一眼が失明し又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの
2 脊柱に運動障害を残すもの
3 神經系統の機能に著しい障害を残し輕易な勞務の外服することのできないもの
4 一手の拇指を併せ二指を失つたもの
5 一手の拇指及び示指又は拇指若しくは示指を併せ三指以上の用を廃したもの
6 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの
7 一上肢の三大關節中の一關節の用を廃したもの

8 一下肢の三大關節中の一關節の用を廃したもの
9 一上肢に假關節を残すもの
10 一下肢に假關節を残すもの
11 一足の五趾を失つたもの
12 脾臟又は一側の腎臟を失つたもの

第九級

1 兩眼の視力が〇・六以下になつたもの
2 一眼の視力が〇・〇六以下になつたもの
3 兩眼に半盲症、視野狹窄又は視野變狀を残すもの
4 兩眼の眼瞼に著しい缺損を残すもの
5 鼻を缺損しその機能に著しい障害を残すもの
6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの
7 鼓膜の全部の缺損その他に因り一耳を全く聾したもの
8 一手の拇指を失つたもの、示指を併せ二指を失つたもの又は拇指及び示指以外の三指を失つたもの
9 一手の拇指を併せ二指の用を廃したもの
10 一足の第一趾を併せ二趾以上を失つたもの
11 一足の五趾の用を廃したもの
12 生殖器に著しい障害を残すもの

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

第一〇級

1 一眼の視力が〇・一以下になつたもの
2 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
3 十四歯以上に對し歯科補綴を加えたもの
4 鼓膜の大部分の缺損その他に因り一耳の聽力が耳殻に接しなければ大聲を解することができないもの
5 一手の示指を失つたもの又は拇指及び示指以外の二指を失つたもの
6 一手の拇指の用を廢したもの、示指を併せ二指の用を廢したもの又は拇指及び示指以外の三指の用を廢したもの
7 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの
8 一足の第一趾又は他の四趾を失つたもの
9 一上肢の三大關節の一關節の機能に著しい障害を殘すもの
10 一下肢の三大關節中の一關節の機能に著しい障害を殘すもの

第一一級

1 兩眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を殘すもの
2 兩眼の眼瞼に著しい運動障害を殘すもの

3 一眼の眼瞼に著しい缺損を殘すもの
4 鼓膜の中等度の缺損その他に因り一耳の聽力が四十センチメートル以上では尋常の話聲を解することができないもの
5 脊柱に畸形を殘すもの
6 一手の中指又は環指を失つたもの
7 一手の示指の用を廢したもの又は拇指及び示指以外の二指の用を廢したもの
8 一足の第一趾を併せ二趾以上の用を廢したもの
9 胸腹部臟器に障害を殘すもの

第一二級

1 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を殘すもの
2 一眼の眼瞼に著しい運動障害を殘すもの
3 七歯以上に對し歯科補綴を加えたもの
4 一耳の耳殻の大部分を缺損したもの
5 鎖骨、胸骨、肋骨、肩骨胛又は骨盤骨に著しい畸形を殘すもの
6 一上肢の三大關節中の一關節の機能に障害を殘すもの

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

7	一下肢の三大關節中の一關節の機能に障害を殘すもの
8	長管骨に畸形を殘すもの
9	一手の中指又は環指の用を廢したもの
10	一足の第二趾を失つたもの、第二趾を併せ二趾を失つたもの又は第三趾以下の三趾を失つたもの
11	一足の第一趾又は他の四趾の用を廢したもの
12	局部に頑固な神經症狀を殘すもの
13	男子の外貌に著しい醜狀を殘すもの
14	女子の外貌に醜狀を殘すもの

第一三級

1	一眼の視力が〇・六以下になつたもの
2	一眼に半盲症、視野狹窄又は視野變狀を殘すもの
3	兩眼の眼瞼の一部に缺損を殘し又は睫毛禿を殘すもの
4	一手の小指を失つたもの
5	一手の拇指の指骨の一部を失つたもの
6	一手の示指の指骨の一部を失つたもの
7	一手の示指の末關節を屈伸することができなくなつたもの
8	一下肢を一センチメートル以上短縮したもの

9	一足の第三趾以下の一趾又は二趾を失つたもの
10	一足の第二趾の用を廢したもの、第三趾以下の三趾の用を廢したもの又は第三趾以下の三趾を失つたもの

第一四級

1	一眼の眼瞼の一部に缺損を殘し又は睫毛禿を殘すもの
2	三齒以上に對し齒科補綴を加えたもの
3	上肢の露出面に手掌面大の醜痕を殘すもの
4	下肢の露出面に手掌面大の醜痕を殘すもの
5	一手の小指の用を廢したもの
6	一手の拇指及び示指以外の指骨の一部を失つたもの
7	一手の拇指及び示指以外の指の末關節を屈伸することができなくなつたもの
8	一足の第三趾以下の一趾又は二趾の用を廢したもの
9	局部に神經症を殘すもの
10	男子の外貌に醜狀を殘すもの

（備考）

1　視力の測定は萬國式試視力表による。屈折異狀のあるものについては矯正視力について測定する。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

2　指を失つたものとは拇指は指關節、その他の指は第一指關節以上を失つたものをいう。
3　指の用を廢したものとは指の末節の半分以上を失い又は掌指關節若しくは第一指關節（拇指にあつては指關節）に著しい運動障害を殘すものをいう。
4　趾を失つたものとはその全部を失つたものをいう。
5　趾の用を廢したものとは第一趾は末節の半分以上、その他の趾は末關節以上を失つたもの又は蹠趾關節若しくは第一趾關節（第一趾にあつては趾關節）に著しい運動障害を殘すものをいう。

右の表に揭げる身體障害が二以上あるときは、重い方の身體障害の該當する等級によつて定め、右の表に揭げるもの以外の身體障害のある者については、その障害の程度に應じ、右の表に揭げる身體障害に準じて、等級を定める。

次に揭げる場合においては、等級を次の通りに繰り上げる。但し、その障害補償費は、各々の身體障害の該當する等級毎に計算した障害補償費の合算額を超えてはならないこととなつている。

1　第十三級以上に該當する身體障害が二以上あるとき　一級
2　第八級以上に該當する身體障害が二以上あるとき　二級
3　第五級以上に該當する身體障害が二以上あるとき　三級

既に身體障害のあつた者が、負傷又は疾病によつて、同一部位について障害の程度を加重したときは、現在の障害の該當する等級による障害補償費から、既にあつた障害の該當する等級による障害補償費を差し引いて支給することになる。

前揭の身體障害程度表を障害の部分別に一括すれば次の通りとなる。

(一)　眼の障害

第一級の1　兩眼が失明したもの
第二級の1　一眼が失明し他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの
2　兩眼の視力が〇・〇二以下になつたもの
第三級の1　一眼が失明し他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの
第四級の1　兩眼の視力が〇・〇六以下になつたもの
第五級の1　一眼が失明し他眼の視力が〇・一以下になつたもの
第六級の1　兩眼の視力が〇・一以下になつたもの
第七級の1　一眼が失明し他眼の視力が〇・六以下になつたもの
第八級の1　一眼が失明し又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの
第九級の1　兩眼の視力が〇・六以下になつたもの

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

2　一眼の視力が〇・〇六以下になつたもの
3　兩眼に半盲症、視野狹窄又は視野變狀を殘すもの
4　兩眼の眼瞼に著しい缺損を殘すもの

第十級の1　一眼の視力が〇・一以下になつたもの
第十一級の1　兩眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を殘すもの
2　兩眼の眼瞼に著しい運動障害を殘すもの
3　一眼の眼瞼に著しい缺損を殘すもの

第十二級の1　一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を殘すもの
2　一眼の眼瞼に著しい運動障害を殘すもの

第十三級の1　一眼の視力が〇・六以下になつたもの
2　一眼に半盲症、視野狹窄又は視野變狀を殘すもの
3　兩眼の眼瞼の一部に缺損を殘し又は睫毛禿を殘すもの

第十四級の1　一眼の眼瞼の一部に缺損を殘し又は睫毛禿を殘すもの

（備考）

(1)　視力障害

視力障害は最低を視力〇・六と定めている。從つて視力〇・七とか〇・八の程度のものは、現實の勞働力に殆んど支障のないものとして、これを身體障害を殘したものとは取扱わない。

(2)　眼球及眼瞼の障害

(イ)　眼球の障害中、調節機能障害と運動機能障害とについては、第十一級の1、第十二級の1において規定している。ここに言う「著しい」とは、少くとも生理的機能の二分の一以上を言うのであつて、著しくない調節機能又は運動障害は事實上正確に見極めることが困難であるのでこれは障害と認めないこととしている。

(ロ)　眼瞼の障害中、運動機能障害と組織缺損と睫毛禿とについて、第九級の4、第十一級の2、3、第十二級の2、第十三級の3、第十四級の1において規定している。

眼瞼の場合における「著しい」と言うのも同樣に二分の一以上の運動障害を言うのであつて、眼瞼の組織的缺損については、假令著しくない缺損であつても或る程度の障害を殘すものとしてこれを規定している。

(3)　以上の障害の外、第九級の3、第十三級の2において、半盲症、視野狹窄又は視野變狀を規定している。

(ニ)　耳鼻の障害

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

(1) 耳の障害

(イ) 両耳の場合

第四級の3　鼓膜の全部の缺損その他に因り両耳を全く聾したもの

第六級の3　鼓膜の大部分の缺損その他に因り両耳の聽力が耳殼に接しなければ大聲を解することができないもの

第七級の2　鼓膜の中等度の缺損その他に因り両耳の聽力が四十糎以上では尋常の話聲を解することができないもの

(ロ) 一耳の場合

第九級の7　鼓膜の全部の缺損その他に因り一耳を全く聾したもの

第十級の4　鼓膜の大部分の缺損その他に因り一耳の聽力が耳殼に接しなければ大聲を解することができないもの

第十一級の4　鼓膜の中等度の缺損その他に因り一耳の聽力が四十糎以上では尋常の話聲を解することができないもの

(ハ) 耳殼の缺損

耳殼の缺損は元來聽力には殆んど影響がないから、第十二級の4において、一耳の耳殼の大部

分を缺損したもののみについて規定している。

兩耳の缺損の場合については、一耳宛を併合してその等級を決すればよい。

(備考)

耳の障害に基く作業能力の低下は、特殊の職業を除いては、視力程の影響がない。それに耳の障害の程度を正確に定めることが、事實上困難であるので、障害程度表においては、全聾、中程度聾、輕度聾の三階段に分類したものである。

なお、聽力は專ら自覺症狀によつて決定するのであるが、單に自覺症狀だけを信用するときは、詐病の虞が多分にあるので、これに他覺的標準として鼓膜の大部分の缺損、中程度の缺損等を附加したのである。

(2) 鼻の障害

第九級の5　鼻を缺損しその機能に著しい障害を殘すもの

(備考)

鼻の障害については、右の項目だけであるが、ここに言う鼻の缺損と言うのは、鼻軟骨の大部分を缺損した程度を指すのである。

なお著しい機能障害と言うのは、鼻孔閉塞、鼻呼吸の困難、臭覺消失等と言うのであつて、鼻翼

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

の缺損程度では第九級に達しない。斯かる場合、女子にあつては、第十四級の14、男子にあつては第十四級の10の外貌に醜状を殘すものとして取扱うべきである。

(三) 咀嚼と言語障害

(1) 咀嚼障害

第一級の2　咀嚼及び言語の機能を廢したもの

第三級の2　咀嚼又は言語の機能を廢したもの

第四級の2　咀嚼及び言語の機能に著しい障害を殘すもの

第六級の2　咀嚼又は言語の機能に著しい障害を殘すもの

第九級の6　咀嚼及び言語の機能に障害を殘すもの

第十級の2　咀嚼又は言語の機能に障害を殘すもの

咀嚼障害の主なものは齒牙損傷によるものであるが、齒牙については別に規定しているので、ここにいう咀嚼障害は、齒牙によらない舌、口唇、硬口蓋、軟口蓋、頰、下顎關節の障害に伴うものである。

なお、右に列擧したものの中、用を廢したもの、著しい障害、單なる障害の三項目につき、夫々その程度を示せば次の通りである。

(イ) 用を廢したもの

咀嚼については流動食以下でなくては攝取できない程度を指す。

言語については、ここでは大體語音構成機能障害をいうのであつて、口唇音不全、齒生音不全、口蓋音不全、喉頭音不全の四種のうち三種以上の發音不能なものを指す。

(ロ) 著しい障害

咀嚼については、粥食又はこれに準ずる程度の軟食物でなくては攝取できないものを指す。

言語については、二種の發音不能のものを指す。

(ハ) 單なる障害

咀嚼については、固形食物を攝取することができるがこれには制限があり、或は咀嚼が充分でない程度を指す。

言語については、一種發音不能のものを指す。

(2) 齒牙障害

第十級の3　十四齒以上に對し齒科補綴を加えたもの

第十二級の3　七齒以上に對し齒科補綴を加えたもの

第十四級の2　三齒以上に對し齒科補綴を加えたもの

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

醜狀としては、瘢痕、脫毛、軟部組織の缺損等が考えられる。

顏面部の著しい醜狀というのは、大體鷄卵大の瘢痕又は五糎以上の線狀痕或は一錢銅貨大の組織凹陷をいい、人に觸れ遙つた際でも他人の注目を惹く程度のものである。

頭部における著しい醜狀というのは半掌面大の瘢痕、脫毛を指している。

著しくない醜狀というのは、顏面にあつては、一錢銅貨大の瘢痕又は三糎以上の線條痕をその標準と定めてよい。頭部にあつては、少くとも鷄卵大の瘢痕又は脫毛を標準と定めてよい。

(六) 內臟の障害

第一級の4　胸腹部臟器の機能に著しい障害を殘し常に介護を要するもの

第三級の4　胸腹部臟器の機能に著しい障害を殘し終身勞務に服することができないもの

第七級の4　胸腹部臟器の機能に障害を殘し輕易な勞務の外服することができないもの

第八級の12　脾臟又は一側の腎臟を失つたもの

第十一級の9　胸腹部臟器に障害を殘すもの

第七級の10　兩側の睾丸を失つたもの

第九級の12　生殖器に著しい障害を殘すもの

(備考)

第七級の適用例としては、外傷性肋膜炎を發して引續き肺結核を誘發した場合の如く大體急性の症狀が治癒し、殆んど變化のない程度に至つたときなどである。

(七) 軀幹の障害

第一級の5　半身不隨となつたもの

第六級の4　脊柱に著しい畸形又は運動障害を殘すもの

第八級の2　脊柱に運動障害を殘すもの

第十一級の5　脊柱に畸形を殘すもの

第十二級の5　鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい畸形を殘すもの

第十二級の8　長管骨に畸形を殘すもの

(備考)

著しい畸形というのは、衣服を着用して尙外部からこれを知り得る程度のものであり、著しい運動障害というのは、生理的運動範圍の半以上の障害である。

頸部の運動障害で、中頸椎の障害に原因する場合は、いうまでもなく第六級としてこれを取扱い

瘢痕、手術等に原因する運動障害で生理的運動範圍の大體半分程度のものが第八級を適用すべきである。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

第十一級の畸形は「レントゲン」寫眞によつてこれを發見することができる程度のものである。

(ハ) 上肢の障害

(1) 器質的の障害

第一級の6　兩上肢を肘關節以上で失つたもの

第二級の3　兩上肢を腕關節以上で失つたもの

第四級の4　一上肢を肘關節以上で失つたもの

第五級の2　一上肢を腕關節以上で失つたもの

第八級の9　一上肢に假關節を殘すもの

第十四級の3　上肢の露出面に手掌面大の醜痕を殘すもの

(備考)

上肢の障害は兩上肢と一上肢の場合を別別にし腕關節以上肘關節以上というように切斷部位を標準としてこれを定めている。

なお、露出面は前膊の部分を指すのである。

(2) 機能的障害

第一級の7　兩上肢の用を全廢したもの

第五級の2　一上肢の用を全廢したもの

第六級の5　一上肢の三大關節中の二關節の用を廢したもの

第八級の7　一上肢の三大關節中の一關節の用を廢したもの

第十級の9　一上肢の三大關節中の一關節の機能に著しい障害を殘すもの

第十二級の6　一上肢の三大關節中の一關節の機能に障害を殘すもの

(備考)

機能的障害については、全廢したもの、用を廢したもの、機能に障害を殘すものの三階段に區分して定めている。

全廢とは、殆んど完全に用を廢した意味であつて、完全麻痺或は肩甲關節、肘關節、腕關節の三大關節の完全强直をいうのである。

用を廢したものというのは、關節の生理的運動範圍の半以上に制限された場合である。

機能に著しい障害を殘すものとは、用を廢したものよりも輕易な障害であり、機能に障害を殘すものとは、生理的運動の完全でないものをいう。

(九) 下肢の障害

(1) 器質的の障害

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 003

第一級の8　兩下肢を膝關節以上で失つたもの
第二級の4　兩下肢を足關節以上で失つたもの
第四級の5　一下肢を膝關節以上で失つたもの
第五級の3　一下肢を足關節以上で失つたもの
第八級の6　一下肢を五糎以上短縮したもの
第八級の10　一下肢に假關節を殘すもの
第十級の7　一下肢を三糎以上短縮したもの
第十三級の8　一下肢を一糎以上短縮したもの
第十四級の4　下肢の露出面に手掌面大の醜痕を殘すもの

（備考）

下肢の障害は全く上肢の場合と同樣に足關節、膝關節以上というように切斷部位を標準としてこれを定めている。

露出面とは、下腿の部分を指し、短縮とは、直立した時の短縮度をいうのであつて、機能的障害としての關節强直の場合にも短縮の現象が現われるが、この場合は、原因は一つであるから併合を行わずに重い障害等級によつて等級を定めなければならない。

(2)　機能的障害

第一級の9　兩下肢の用を全廢したもの
第五級の5・一下肢の用を全廢したもの
第六級の6　一下肢の三大關節中の二關節の用を廢したもの
第八級の8　一下肢の三大關節中の一關節の用を廢したもの
第十級の10　一下肢の三大關節中の一關節の機能に著しい障害を殘すもの
第十二級の7　一下肢の三大關節中の一關節の機能に障害を殘すもの

（備考）

下肢の機能的障害については上肢の場合と全く同樣に取扱つてよい。

(十)　指の障害

第三級の5　十指を失つたもの
第四級の6　十指の用を廢したもの
第六級の7　一手の五指又は拇指及び示指を併せ四指を失つたもの
第七級の5　一手の拇指及び示指を失つたもの又は拇指若しくは示指を併せ三指以上を失つたもの

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

第七級の6　一手の五指又は拇指及び示指を併せ四指の用を廃したもの
第八級の4　一手の拇指を併せ二指を失つたもの
第八級の5　一手の拇指及び示指又は拇指若しくは示指を併せ三指以上の用を廃したもの
第九級の8　一手の拇指を失つたもの、示指を併せ二指を失つたもの又は拇指及び示指以外の三指を失つたもの
9　一手の拇指を併せ二指の用を廃したもの
第十級の5　一手の示指を失つたもの又は拇指及び示指以外の二指を失つたもの
第十級の6　一手の拇指の用を廃したもの示指を併せ二指の用を廃したもの又は拇指及び示指以外の三指の用を廃したもの
第十一級の6　一手の中指又は環指を失つたもの
7　一手の示指の用を廃したもの又は拇指及び示指以外の二指の用を廃したもの
第十二級の9　一手の中指又は環指の用を廃したもの
第十三級の4　一手の小指を失つたもの
5　一手の拇指の指骨の一部を失つたもの
6　一手の示指の指骨の一部を失つたもの

7　一手の示指の末關節を屈伸することができなくなつたもの
第十四級の5　一手の小指の用を廃したもの
6　一手の拇指及び示指以外の指の指骨の一部を失つたもの
7　一手の拇指及び示指以外の指の末關節を屈伸することができなくなつたもの

（備考）

指を失つたものというのは、拇指については指關節、其の他の指については第一指關節以上を失つたものであり、用を廢したものとは、指の末節の半以上を失つたものとか、或は掌指關節又は第一指關節（拇指については指關節）に著しい運動障害を殘すものをいうのである。

指の障害については、五指を一手として扱うのであるから、一手の指の障害については、併合をしないで重い障害の等級によつてこれを定めるのである。例えば、一手の拇指、示指を失い中指、環指の用を廢した場合には、拇指、示指を失つたものは第七級、用廢について考えれば第八級、從つてこの場合は第七級を決定すべきである。

（十）　趾の障害

第四級の7　兩足をリスフラン關節以上で失つたもの
第五級の6　十趾を失つたもの

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

父母、孫及び祖父母で第三項の規定に該當しない者並びに勞働者の兄弟姉妹とし、支給の順位は前段に掲げる順序による。

前二項の規定にかかわらず、勞働者が遺言又は使用者に對してした豫告で、同項の規定に該當する者のうち遺族補償費を受けるべき者を特に指定したときは、これに從う。

遺族補償費を受けるべき順位の同じ者が二人以上あるときは、これをその人數により等分して支給する。

遺族補償費を受けるべきであつた者が死亡した場合においては、遺族補償費を受ける權利を失う。この場合においては、使用者は第二項乃至第六項の規定による順位の者から死亡者を除いて第三項乃至第七項の規定により遺族補償費を支給しなければならない。

なお、遺族補償費の請求書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一、勞働者の死亡診斷書、死體檢案書、檢視調書その他勞働者の死亡を證する書類又はその寫

二、遺族補償費を受けるべき者の本籍、勞働者との續柄又は關係及び氏名に關する市町村長（東京都の區域並びに地方自治法第百五十五條第二項の市にあつては區長）の證明書（戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本を以てこれにかえることができる。）

三、遺族補償費を受けるべき者が婚姻の屆出はしないが事實上婚姻と同樣の關係にある者であるときは、その事實を認めることができる書類

四、遺族補償費を受けるべき者が配偶者以外の者であるときは、右の規定による先順位者のないことを證することができる書類

五、遺族補償費を受けるべき者が第三項又は第四項の規定に該當する者であるときは、勞働者の死亡當時その收入によつて生計を維持していた事實又は勞働者の死亡當時これと生計を一にしていた事實が認めることができる書類

六、遺族補償費を受けるべき者が第六項に規定する特に指定された者であるときは、これを證することができる書類

遺族補償費は、勞働者が業務上死亡した場合に支給されるが、ここにいう死亡とは卽死たると療養中の死亡たると、又一旦治癒後再發した場合の何れたるとを問わない。更に業務上の死亡である以上、勞働者の重大なる過失によつて生じたものであつても、使用者は、遺族補償をしなければならない。

(6) 勞働賃が業務上死亡した場合においては、勞働基準法第八十條に基づき、使用者は、葬祭を行う者に對して、平均賃金の六十日分の葬祭料を支拂わなければならない。

葬祭料の受給者は、葬祭を行う者であつて、必ずしも勞働者の遺族たることを要せず、使用者其

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

の他の者であつても、現實にその葬祭を行つた者であればよいのである。

(7) 勞働者が業務上負傷し、又は疾病に罹つて、勞働基準法第七十五條の規定により、療養補償を受けている場合、療養開始後三年を經過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、使用者は、勞働基準法第八十一條によつて、平均賃金の千二百日分の打切補償を行い、その後の補償を行わなくてよいことになつている。但しこの打切補償費の支給は、都道府縣勞働基準局長の認可を必要としている。

本保險においては、使用者に代つてこの打切補償費を支拂うのであるが、傷病勞働者が完全に治癒する迄充分に保護することが建前であるので、三年を經過したからといつて直ちにこれを打切つてしまうということをしないで、どうしても治癒する見込のない者だけに限つてこれを支拂うこととした。從つて、治癒の見込の立つものについては、三年經過しても療養補償費や休業補償費の支拂を受け、打切補償費の支拂を受けても、更にその後は保險施設によつて保護されてゆくのである。

(註)

障害補償費や打切補償費は、何れも勞働能力の損失に對して、これを補償するものであり、遺族補償費は、その遺族の生活を保障するものであり、共にその額が非常に高額であつて將來の生活費の補給を意味しているのであるから、勞働者又はその遺族の保護の立場からすると、これを一時金として支給するよりも年金として支給する方が、寧ろ災害補償の目的に合致する場合が多いと思われる。從つて、補償金額の高額なる第一級乃至第十級の障害補償費、遺族補償費及び打切補償費は、次表の通りに分割して支給することが認められている。

(保險給付分割支給表)

種別	等級	支給期間	支給年額
障害補償費	第一級	六年同	勞働基準法第十二條の平均賃金の二四〇日分
	第二級	六年同	二一三日分
	第三級	六年同	一八八日分
	第四級	六年同	一六四日分
	第五級	六年同	一四二日分
	第六級	六年同	一二〇日分
	第七級	四年同	一四六日分
	第八級	三年同	一五五日分
	第九級	二年同	一七八日分
	第一〇級	二年同	一三七日分

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

遺族補償費	六年	同 一八〇日分
打切補償費	六年	同 二一五日分

なお、分割補償は、第一回の補償を行つた月より起算して、毎年當月に、これを行わなければならない。然し、この分割支拂いも、勞働者や遺族のために好結果をもたらすものと考えて設けられたのであるから、分割支拂が却つて勞働者や遺族に不利益となつたり、適當でないと考えられる場合には、何時でも、一時にこれを支拂うこととしている。即ち、都道府縣勞働基準局長が必要と認める場合には、障害補償費、遺族補償費及び打切補償費を一時に支給することができる上に、たとえ分割支給を開始した後でも、都道府縣勞働基準局長が必要と認めた場合においては、次表によつて、殘餘の保險給付を一時に支給できることとしている。

（分割保險給付の殘餘額一時支給表）

種別	等級	支給額				
		既に支給した分割保險給付が一年分のとき	同 二年分のとき	同 三年分のとき	同 四年分のとき	同 五年分のとき
障害補償費	第一級	勞働基準法第十二條の平均賃金の 一、一三三日分	同 九一九日分	同 六九九日分	同 四七五日分	同 二四〇日分
	第二級	同 一、〇〇五日分	同 八一五日分	同 六二一日分	同 四二〇日分	同 二一五日分
	第三級	同 八八七日分	同 七二〇日分	同 五四八日分	同 三七一日分	同 一八八日分
	第四級	同 七七四日分	同 六二八日分	同 四七八日分	同 三二三日分	同 一六四日分
	第五級	同 六七〇日分	同 五四四日分	同 四一四日分	同 二八〇日分	同 一四二日分
	第六級	同 五六六日分	同 四五九日分	同 三五〇日分	同 二三七日分	同 一二〇日分
	第七級	同 四二五日分	同 二八八日分	同 一四六日分		
	第八級	同 三〇五日分	同 一五五日分			
	第九級	同 一七八日分				
	第一〇級	同 一三七日分				
遺族補償費		同 八四九日分	同 六八九日分	同 五二四日分	同 三五五日分	同 一八〇日分
打切補償費		同 一、〇一四日分	同 八二五日分	同 六二六日分	同 四二四日分	同 二一五日分

更に、補償を受ける者に特別の事情のある場合とか、現今のように經濟事情の激變に因る貨幣價値の變動極りないときに分割拂いをすることは、勞働者や遺族にとつて非常に不利益となるので、當分の間分割拂は行わないこととしている。

（註）保險給付を請求するには、様式第六號による請求書を、都道府縣勞働基準局長に提出することを要する。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

様式第六號(一)　(用紙兩面使用のときは日本標準規格B5片面使用のときは日本標準規格B4)

勞働者災害補償保險療養補償發請求書

第　回目（同一傷病についての請求回數）

保險關係成立記號番號　第　號

傷病者（業務の種類）※

災害の原因及び發生狀況※

（氏名、男女別及び生年月日）女　年　月　日生

負傷又は發病年月日　年　月　日

使用者の證明※

前記の者は當事業場の勞働者で、右の通り業務上負傷又は發病したことを證明します。

年　月　日

使用者の氏名　　㊞

醫師又は齒科醫師の證明

右の通り相違ないことを證明します。

年　月　日

診療所在地、職及び氏名　　㊞

傷病名及び傷害の部位	

傷病の經過の概要
月　日治癒・死亡・轉醫
醫學的治療を要する物理的治療をしたときは、その必要のつき入院・看護・附添・移送又は物理的治療をしたときは、その必要のつき事由（症狀等）。なお移送については、その方法。

療養の費用	區分及び摘要	金額
	初診　月　日	圓
	往診　月　日　回　道　里　町　片道	
	診療（種類、回數、量等）	
	藥劑又は治療材料（種類、回數、量等）	
	處置、手術、その他の治療（種類）	
	入院看護（月　日から　月　日まで　回數　日間）	
	移送　區　片道　往復　里　町　から　まで	
	計	
上記以外の療養の費用	（別紙請求書又は領收書　枚　通り）（內譯別紙　參照）	
	合計	
合計のうち保險給付の範圍外の分	保險給付を受けるべき分	
	同一傷病について1年間	

前記保險給付の受領を、（住所及び氏名）に委任します。

年　月　日

委任者（傷病者）の住所及び氏名　　㊞

傷病者の委任

郵便局の受領證書	希望名

一金　　圓也

右請求します。

年　月　日

請求者（傷病者）の住所及び氏名　　㊞

內譯前記の通り

勞働基準局長殿

備考

一、第二回目以後の請求書には、※印の欄は記載を要しない。

二、樣式中、「兒」、「重傷」、「廢疾」、「死亡」及び「通夜」、「葬祭」とある部分の該當しない文字は消すこと。

三、記載する必要のない欄には斜線を引くこと。

四、「業務の種類」欄には、負傷又は發病當時の業務の種類を記載すること。

五、「災害の原因及び發生狀況」欄には、災害發生當時の被害者の動作、機械又は設備によつて發生した場合においては、その名稱、大きさ、能力、高さ、壓力、荷重又は使用者が記載すること。疾病の場合は、その原因を具體的に記載すること。

六、「業務災害の區分・摘要及び金額」は、醫師等がまだその料金を受け取らない場合においても記載し、且つその費用の請求書又は受取書（ともにその費用の詳細を內譯を記載したものを）添附すること。

七、他の醫師等について診療した費用は「上記以外の療養費」欄に記載すること。

八、同一傷病についての療養費中百圓は使用者の負擔とし、百圓を超える部分について、保險給付をすること。

九、傷病者が都合によつて、保險給付を受けるべき分」欄に記載すること。

十、請求金額は、壹、貳、參、拾などの文字を用い、一、二、三、十、百、阡、萬などの文字を用いないこと。

十一、日本銀行本店又は代理店のない地にあつては、受領希望の郵便局名を所定欄に記載すること。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775083

様式第六號(二)　(用紙兩面使用のときは日本標準規格B5 / 片面使用のときは日本標準規格B4)

勞働者災害補償保險 休業補償費 障害補償費 打切補償費 請求書

第　　回目(同一傷病について の請求回數)

保險關係成立記號番號	第　　　號
傷病者	氏名、男女別及び生年月日　　男 女　　年　月　日生
業務の種類 ※	
平均賃金	金
災害の原因及び發生状況 ※	
負傷又は發病年月日	年　月　日
傷病名及び傷害の部位	
傷病の經過の概要	年　月　日　治癒 死亡 轉醫

休業補償費

療養のため勞働することができなかつた期間：月　日から 月　日までのうち　日間

上記期間のうち保險給付を受けるべき日數：日　　保險給付額　金

醫師又は齒科醫師の意見：前記の者は前記傷病により右期間中療養のため勞働することができなかつたものと認めます。
年　月　日　診療所所在地 職及び氏名　㊞

使用者の證明：前記の者は當事業場の勞働者で、前記の通り業務上負傷し、前記期間中療養のため勞働することができなかつたので賃金を受けないこと及び平均賃金は前記の通りであることを證明します。
年　月　日　事業場の名稱及び使用者の氏名　㊞

障害補償費

障害状態の詳細(は、圖を以て示すことのできるものは、別紙に書いて添附すること)

勞働者災害補償保險法施行規則第二十條による身體障害等級：第　級

醫師又は齒科醫師の診斷：前記の者は、上記の通り身體障害があるものと認めます。
年　月　日　診療所所在地、職及び氏名　㊞

保險給付額　金

打切補償費　金

保險給付額計　金

添附書類のあるときはその表示

傷病者の委任：前記保險給付の受領を、(住所及び氏名)　　に委任します。
年　月　日
委任者(傷病者)の住所及び氏名　㊞

前記の保險給付を請求します。
年　月　日
請求者(傷病者)の住所及び氏名　㊞

勞働基準局長殿

受領希望の郵便局名

備考

一、第二回目以後の請求書には、※印の欄は記載を要しない。
二、様式中「男、女」「治癒 死亡 轉醫」及び「負傷 發病」とある部分の該當しない文字は消すこと。
三、記載する必要のない欄には斜線を引くこと。
四、金額は、壹、貳、參、拾などの文字を用い、一、二、三、十、廿、卅などの文字を用いないこと。
五、「平均賃金」欄には、勞働基準法第十二條の規定による額を記載すること。
六、「業務の種類」欄には、負傷又は發病當時の業務の種類を記載すること。
七、「災害の原因及び發生状況」欄には、災害發生前の被災者の動作、操作、災害發生の場所、災害發生位置の高さ又は深さ、災害が機械又は設備によつて發生した場合においては、その名稱、大きさ、能力、高さ、壓力、電壓又は強度その他災害の原因及び状況を知るに必要な事項を使用者が記載すること。疾病の場合は、その原因を具体的に使用者が記載すること。なお同一の傷病について、既に他の保險給付請求書に記載濟みであるときは、この欄に、例えば「第一回目療養補償費請求書に記載濟み」のように記入すること。
八、「上記期間のうち、保險給付を受けるべき日數」欄には、第一回目請求書に限つて、療養のため勞働することができなかつた日數から七日を引いた日數を記載すること。
九、傷病者が都合によつて、保險給付の受領を、使用者等に委任するには、「傷病者の委任」欄に所要の記載をして印を押すこと。
十、同一事業場所屬の傷病者が多數あつて、療養補償費もまた同じであるときは、第二回目以外の休業補償費は、この様式の所定事項を一覽表に記載して請求書に添附し、一括して請求してもさしつかえない。
十一、日本銀行本店又は代理店のない地にあつては、受領希望の郵便局名を所定欄に記載すること。

樣式第六號㈢（用紙両面使用のときは日本標準規格B5／片面使用のときは日本標準規格B4）

勞働者災害補償保險 遺族補償費／葬祭料 請求書

保險關係成立記號番號	第　　號
死亡者（災害を受けた當時の業務の種類）※	
氏名、男女別及び生年月日	男女　年　月　日生
平均賃金	金
負傷又は發病年月日	年　月　日
死亡の年月日	年　月　日
災害の原因及び發生の狀況 ※	
使用者の證明 ※	前記の者は當事業場の勞働者で、右の通り業務上死亡したこと及び平均賃金は前記の通りであることを證明します。 年　月　日 事業場の名稱及び使用者の氏名　㊞
遺族補償費を受けるべき同順位者の氏名	生年月日
死亡者との續柄又は關係及び生計上の關係	
各人の受けるべき遺族補償費	
添附書類の表示	

遺族補償費	
請求金額	金
（計　人）	計　圓

葬祭料	金
葬祭料を受けるべき者の氏名及び死亡者との續柄又は關係	
遺族補償費（請求金額）と葬祭料との計	金

補償を受けるべき者の委任	前記遺族補償費（請求金額）葬祭料の受領を、（住所及び氏名）に委任します。 年　月　日 委任者（補償を受けるべき者）の住所、氏名及び調印

受領希望の郵便局名	

前記の保險給付を請求します。

年　月　日

請求者（補償を受けるべき者）の住所、氏名及び調印

勞働基準局長殿

考

一、遺族補償費の請求者と、葬祭料の請求者が異る場合には、各別に請求書を作成すること。
二、既に休業補償費を請求した傷病者が、同一の傷病により死亡した場合には、※印の欄は記載を要しない。
三、記載する必要のない欄には斜線を引くこと。
四、金額は、壹、貳、參、拾などの文字を用い、一、二、三、十、廿、卅などの文字を用いないこと。
五、「平均賃金」欄には、勞働基準法第十二條の規定による額を記載すること。
六、「災害の原因及び發生狀況」欄には、災害發生前の被害者の動作・操作、災害發生の場所、災害發生の位置の高さ又は深さ、災害が機械又は設備によつて發生した場合においては、その名稱、大きさ、能力、高さ、壓力、氣壓又は溫度その他災害の原因及び狀況を知るに必要な事項を使用者が記載すること。疾病の場合は、その原因を具体的に使用者が記載すること。なお同一の傷病について、既に他の保險給付請求書に記載済みであるときは、この欄に、例えば「第一回目療養補償費請求書に記載済み」のように記入すること。
七、遺族補償費を請求するには、勞働者災害補償保險法施行規則第二十六條の規定により、所要の書類を添附すること。
八、補償を受けるべき者が都合によつて、保險給付の受領を、使用者その他の者に委任するには、「補償を受けるべき者の委任」欄に所要の記載をして印を押すこと。
九、日本銀行本支店又は代理店のない地にあつては、受領希望の郵便局名を所定欄に記載すること。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775083

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

様式第七號

證　明　書

保險關係成立記號番號　第　號

住所

氏名

年　月　日生

右の者は當事業場の勞働者で、　年　月　日業務上負傷した（又は疾病にかかつた）ことを證明します。

年　月　日

事業場の所在地及び名稱
使用者の住所及び氏名

㊞

但し、療養の給付を受けようとするときは、勞働者は、様式第七號による證明書を、病院又は診療所に提出しなければならない。

保險給付を受けるべき者が、事故のためみずから保險給付の請求その他の手續を行うことが困難であるときは、使用者はこれに助力しなければならない。

使用者は、保險給付を受けるべき者から、保險給付を受けるために必要な證明を求められたときは、迅速に正當な證明をしなければならない。

都道府縣勞働基準局長は、保險給付の請求書を受けたときは、七日以内に、支給に關する通知書を、請求者に發送しなければならない。

第十三條　前條第一項第一號の療養補償費又は同條第三項の療養の範圍は、左の各號（政府が必要と認めるものに限る。）による。

① 診察
② 藥劑又は治療材料の支給
③ 處置、手術その他の治療
④ 病院又は診療所への收容

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

⑤ 看護
⑥ 移送

(1)診察、診察には次の種類がある。
通常の診察、各種の檢査、レントゲン診斷
料金の種類は次の通りである。
初診料、再診料、往診料、診斷書、意見書等の文書料

(2)藥劑又は治療材料の支給　内外藥、外用藥、容器代、各種治療材料の支給をいう。醫療を受けることができないため自ら藥劑を求めた場合も含む。義肢、コルセット等の支給は療養の範圍外とし保險施設として行う。

(3)處置、手術その他の治療　創傷、火傷、凍傷等の處置、各種の手術及び處理、輸血、齒科治療等をいう。電氣療法、マッサージ等の物理的治療、柔道整復術師等の療術者による手當を含む。

(4)病院又は診療所への收容　食費を含まない入院料を以て入院した場合の食事の費用は、療養上必要と認められるものは入院の費用である。しかしその額は一日七十五圓を限度として實際に要した費用による。

(5)看護　看護婦以外の者に附添看護をさせたときは、その症狀に應じた所要看護婦を使用したとして要すべき料金を標準として附添料を定めるのが至當である。附添料の外に食事又は食費を支給する約定で附添人を雇つたときは、その食事の費用も看護の費用である。しかしその額は一日四十五圓を限度として實際に要した費用による。

(6)移送とは、療養の必要上、原則として傷病の勞働者を病院又は診療所に運ぶことをいう。勞働者が業務上負傷したり、又は疾病に罹つた場合において、治療の爲めに病院に行きたくも傷病のため歩行することができず、又歩行するにしても著るしく困難な場合には、保險者が療養上必要と認めたものに限つて、移送の給付を受けることができる。この移送の費用は、主として移送のための車馬賃、使役した者の賃金、手當又は宿泊料等すべての費用を包含する。退院して事業場へ戻る場合、屍體を遺族に引渡す場合も移送に含まれる。

第十四條　第十二條第一項第二號の休業補償費の支給を受けるべき期間に、その補償を

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

⑤ 看護

⑥ 移送

(1)診察、診察には次の種類がある。

通常の診察、各種の檢査、レントゲン診斷

料金の種類は次の通りである。

初診料、再診料、往診料、診斷書、意見書等の文書料

(2)藥劑又は治療材料の支給　内外藥、外用藥、容器代、各種治療材料の支給をいう。醫療を受けることができないため自ら藥劑を求めた場合も含む。義肢、コルセット等の支給は療養の範圍外とし保險施設として行う。

(3)處置、手術その他の治療　創傷、火傷、凍傷等の處置、各種の手術及び處理、輸血、齒科治療等をいう。電氣療法、マッサージ等の物理的治療、柔道整復術師等の療術者による手當を含む。

(4)病院又は診療所への收容　食費を含まない入院料を以て入院した場合の食事の費用は、療養上必要と認められるものは入院の費用である。しかしその額は一日七十五圓を限度として實際に要した費用による。

(5)看護　看護婦以外の者に附添看護をさせたときは、その症狀に應じた所要看護婦を使用したとして要すべき料金を標準として附添料を定めるのが至當である。附添料の外に食事又は食費を支給する約定で附添人を雇つたときは、その食事の費用も看護の費用である。しかしその額は一日四十五圓を限度として實際に要した費用による。

(6)移送とは、療養の必要上、原則として傷病の勞働者を病院又は診療所に運ぶことをいう。勞働者が業務上負傷したり、又は疾病に罹つた場合において、治療の爲めに病院に行きたくも傷病のため歩行することができず、又歩行するにしても著るしく困難な場合には、保險者が療養上必要と認めたものに限つて、移送の給付を受けることができる。この移送の費用は、主として移送のための車馬賃、使役した者の賃金、手當又は宿泊料等すべての費用を包含する。退院して事業場へ戻る場合、屍體を遺族に引渡す場合も移送に含まれる。

第十四條　第十二條第一項第二號の休業補償費の支給を受けるべき期間に、その補償を

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

受けるべき者が、使用者から賃金の全部又は一部を受けたときは、命令の定めるところによつて、政府は、その賃金を受けた期間の休業補償費の全部又は一部を支給しない。①

(1) 休業補償費は労働者が業務上の負傷又は疾病に必要な療養のため、労働することができないために賃金を支給されない場合において労働基準法第七十六條に基づいて給付されるものである。但し労働者が、その受給期間中に、使用者から賃金の全部を受けたときは、休業補償費は成り立たないから當然本保險においても支給すべきでない。次ぎに、賃金の一部を受けたときは、命令に何等の定めがないので當然平均賃金の百分の六十の休業補償費を支給すべきである。

第十五條 第十二條第一項の規定による保險給付は、これを補償を受けるべき勞働者、遺族又は勞働者の死亡當時その收入によつて生計を維持した者に支給する。(規則二十一條參照)

第十六條 第十二條第一項の障害補償費、遺族補償費及び打切補償費は、命令の定めるところにより、命令の定める期間毎年これを支給する。但し、主務大臣は、必要と認めるときは、別段の定をなすことができる。①(規則二十四、三十六條參照)

(1) 障害補償費、遺族補償費又は打切補償費は何れもこれらを一時に支拂うよりもむしろ一定期間分割

して支拂う方が、勞働者のためにも遺族のためにもよい結果をもたらすものと考えられるが、現在のように貨幣價値の變動の激しいときに分割して支拂うことは却つて勞働者や遺族に不利益となるので、當分の間分割拂はしないで、一時に支給することとしている。

第十七條 事業につき保險關係の成立している事業についての使用者(以下保險加入者という。)が、保險料の算定又は保險給付の基礎である重要な事項について、①不實の告知をしたときは、政府は、保險給付の全部又は一部を支給しないことができる。

(1) 保險料の算定に當り、その重要な基礎である賃金總額を過少に報告したり、或いは保險給付の重要な基礎である平均賃金を過大に報告する場合等をいう。なほ、この場合には保險給付を制限するばかりでなく、第五十二條第一號の規定によつて六箇月以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處せられる。使用者に代つて不實の告知をした者があるときは使用者とともに双方が處罰せられる。

第十八條 保險加入者が、故意又は重大な過失によつて保險料を滯納したときは、政府は、その滯納に係る事業について、その滯納期間中に生じた事故に對する保險給付の全部を支給しないことができる。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

第十九條 故意又は重大な過失によつて、保險加入者が、補償の原因である事故を發生させたとき、又は勞働者が、業務上負傷し、若しくは疾病に罹つたときは、政府は、保險給付の全部又は一部を支給しないことができる。

(1)故意又は重大な過失によつて、勞働者が、業務上負傷し、若しくは疾病に罹つたときとは、勞働者が保險給付を受けようとして、自ら身體の一部を傷けた所謂自傷行爲の場合、又は自殺未遂によつて負傷した場合、故意に危害豫防に關する規則を守らずに事故を起した場合、或いは普通人の注意力をもつてすれば、當然に豫見し得る災害を、本人の不注意により蒙りそれが原因で保險事故を生じさせた場合等をいうのである。

なお、勞働基準法第七十八條は、勞働者が重大な過失によつて業務上負傷し、又は疾病にかゝり、且つ使用者がその過失について行政官廳の認定を受けた場合においては、休業補償又は障害補償を行わなくてもよいと規定してをり、使用者は、右の重大な過失の認定については、その事實を證明する書面を添え、次の樣式によつて、所轄勞働基準監督署長より、これを受けなければならぬこととしている。

樣式第十五號

業務傷病に關する重大過失認定申請書

事業の種類		事業の名稱		事業の所在地	
勞働者の氏名		生年月日	性別	業務の種類	就業の場所	雇入年月日
負傷疾病の別	發生年月日	傷病の部位	症狀	負傷又は疾病にかかつた場合		
重大過失と認められる理由						

事實を證明する書面は別添の通りである。

年　月　日

使用者　職　氏　名㊞

勞働基準監督署長殿

記載心得　事業の種類は、工業にあつては、工業分類(中分類)により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。

第二十條 政府は、補償の原因である事故が、第三者の行爲に因つて生じた場合に保險給付をしたときは、その給付の價額の限度で、補償を受けた者が第三者に對して有す

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

る損害賠償の請求權を取得する。①（規則二十九條參照）

(1)保險給付の原因である事故が、第三者の行爲に因つて生じたときは、保險給付を受けるべき者又は使用者は、その事實、第三者の氏名及び住所（氏名又は住所が不詳であるときはその旨）並びに被害の狀況を遲滯なく、都道府縣勞働基準局長に屆けなければならない。

第二十一條 保險給付を受ける權利は、これを讓り渡し、又は差し押えることができない。

第二十二條 保險給付として支給を受けた金品を標準として、租稅その他の公課を課してはならない。①

(1)保險給付として支給を受けた金品に對しては、所得稅、都道府縣稅、市町村稅等の租稅及び農會、水利組合、借地農理組合等の賦課金を免除されることは勿論、百圓以內の療養補償費及び七日間以內の休業補償費に對しても、すべて課稅の對象としない。

第二十三條 政府は、この保險の適用を受ける事業に係る業務災害に關して、左の保險

施設を行う。

一 外科後處置に關する施設
二 義肢の支給に關する施設
三 休養又は療養に關する施設
四 職業再教育に關する施設
五 ①その他必要と認める施設

(1)例えば、災害防止についての指導をしたり、遺族のために育英資金の制度を作つたり、託兒所を設したり、生活相談所等を作つて、勞働者をして不安なく充分に働き易いようにすることをいう。

第四章 保險料

第二十四條 政府は、勞働者災害補償保險事業に要する費用に充てるため、保險加入者から①保險料を徴收する。

(1)保險料は保險加入者たる事業主に全額負擔してもらうのであつて、被保險者たる勞働者には一錢の負擔もかけないこととしている。この點、健康保險や年金保險とは根本的に違つている譯である。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

第二十五條　保險料は、賃金總額にその事業についての保險料率を乘じて得た金額とする。

前項の賃金總額とは、その事業に使用するすべての勞働者に支拂つた賃金、給料、手當、賃與その他名稱の如何を問わず勞働の對償として使用者が勞働者に支拂うすべてのもの（三箇月を超える期間毎に支拂われる賃金その他命令で定めるものは、これを除く。）の總額をいう。（規則十一、十二條參照）

(1)　賃金總額とは、使用者が、その事業に使用するすべての勞働者に支拂つた賃金、給料、諸手當、賃與その他名稱の如何に拘らず勞働の對償として支拂つたすべてのものの總額（但し、三箇月を超える期間毎に支拂つたすべてのものの總額は、これから除く）をいうのである。從つて現物給與の場合は、一定範圍に屬するものの中、金錢に算定できるものに限つて賃金に算入する。

なお、こゝにいう勞働者とは、智能勞働者たると筋肉勞働者たるとの區別なく、使用者でないもの全部をいう。

又、前記の賃金は、勤勞所得稅その他の稅金公課、健康保險料、勞働組合費等はすべて差引かない

いものであること勿論である。

(2)保險料率は、原則として本保險法の適用をうけるすべての事業の過去五年間の災害率を基礎として、數等級に區別して、賃金一圓當りについて主務大臣が、これを定めることとなつている。然し、本保險の施行後五箇年間は、右の原則によつて保險料率を定めることが實際上できないので、この期間中は、主務ナ臣が勞働者災害補償保險委員會に諮つて、これを定めることとなつている。（第五十六條）。

次の保險料率表は、過去三箇年間の正確な災害統計によつて、負擔の均衡を期するため各種產業を通じて比較的災害の多い事業、少い事業に分類し、大體六階級に區分して料率を算定したのである。但し、一の事業場において二以上の等級に該當する事業若しくは工事が行われ又は事務所若しくはこれに準ずるものがある場合には、保險料率の等級別に賃金總額が區分されるときは別ゝに保險料率を適用し、區分されないときは高い方の保險料率を適用すべきである。

又、常時三百人以上の勞働者を使用する個々の事業において、過去五年間の災害率が、同種事業の災害率にくらべて著しく高率であるとか低率である場合は、その事業についての保險料率を上げたり下げたりして、保險料の負擔が不公正にならないようにしている。

保険料率表

等級	賃金一圓當りの保険料	事業の種類	
第一級	四四厘	土木建築事業	1、地下鐵道建設工事 2、水力發電用建設土木工事
		工業鑛業	その他の事業
第二級	二五		1、隧道工事 2、鐵骨、鐵筋又は鐵筋コンクリート造家屋建築工事 3、工作物の破壞工事 4、其他の土木建築事業
第三級	一八	1、金屬鑛業（金屬精鍊業を除く。） 2、機械器具工業 3、ガス電氣又は水道業	1、土地整理工事 2、道路工事 3、舖裝工事 4、河川工事 5、鐵道軌道工事 6、橋梁工事 7、機械器具の組立又は据付工事
第四級	一〇	1、鑛業 2、砂鑛業 3、石切業 4、土石又は鑛物採取の事業	1、沈沒物の引揚
第五級	六	1、化學工業 2、窯業又は土石工業 3、製材又は木製品工業	1、建築工事 2、家屋附帶設備工事
第六級	三	1、紡織工業 2、食料品工業 3、印刷又は製本業 4、その他の工業	1、貨物取扱事業（沖仲仕業及び瀕仲仕業を除く。） 2、林業 1、交通運輸事業
			1、その他の事業

備考　事務所又はこれに準ずるものは、第六級とする。

第二十六條　保險料率は、この法律の適用を受けるすべての事業の過去五年間の災害率を基礎として、數等級に區別して、賃金一圓當りについて主務大臣が、これを定める。

第二十七條　當時三百人以上の勞働者を使用する個々の事業についての過去五年間の災害率が、同種の事業について前條の規定による災害率に比し著しく高率又は低率であるときは、政府は、その事業について、同條の規定による保險料率と異なる保險料率を定めることができる。

第二十八條　保險加入者は、毎年四月一日から翌年三月末日まで（以下保險年度という。）に使用するすべての勞働者（保險年度の中途に保險加入者となつた者についてはは、加入の日からその保險年度の末日までに使用するすべての勞働者）に支拂う賃金總額の見込額に、保險料率を乘じて算定した概算保險料を、四月一日（保險年度の中途に保險加入者となつた者については加入の日）から三十日以内に納付しなければならない。

事業の期間が豫定される事業については、その保險加入者は、前項の規定にかかわらず、その全期間に使用するすべての勞働者に支拂う賃金總額の見込額に、保險料率

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

等級	賃金一種當りの保	事業の種類

を乘じて算定した概算保険料を、保険加入の日から十四日以内に納付しなければならない。

保険加入者は、申出によつて、前二項の概算保険料を命令の定めるところによつて、分割して納付することができる。（規則四、五、六、七、十三條參照）

(1) 本保険は、一種の損害保険であり、創設資金を全然國庫に仰がず實施するものであり、特に土木建築事業等において事業終了次第使用者が作業場から引揚げるので保険料の徴收困難な場合が多々あるので、保険料を前納してもらうこととしている。從つて、使用者には、當初においては賃金總額も正確に定まつていないので、大體の見込額によつて概算保険料を納入してもらわねばならない。若しも精算にて徴收することにすると、災害事故のなかつた事業所は、どうしても保険料納付の義務觀念が薄らぎ勝ちとなり延いては保険經濟を破壞に導く虞れがある。

概算保険料を納入する場合において、期間に定めなく繼續して行われるような事業については、原則として毎年四月一日から翌年三月末日（これを保険年度と呼ぶ）まで使用するすべての勞働者（保険年度の中途に保険加入者となつた者については、加入の日からその保険年度の末日までに使用するすべての勞働者）に支拂う賃金總額の見込額によつて概算保険料を算定し、これを保険加入

の日から三十日以内に納入してもらい、又土木建築事業のように何日から何日までと事業の期間が豫定される有期事業については、事業の全期間に使用するすべての勞働者に支拂う賃金總額の見込額によつて概算保険料を算定しこれを保険加入の日から十四日以内に納入してもらうのである。

(2) 概算保険料は、保険加入の當初に納入することが原則であるが、保険加入者の負擔の便宜を考慮し、もし保険加入者が希望するならばこれを分割して納入することができる。即ち、繼續事業では、年三回に分割してこれを納入することができるものとし、第一期は四月一日から七月末日までの分、第二期は八月一日から十一月末日までの分、第三期は十二月一日から翌年の三月末日までの分とし、各期の初日から一箇月以内に納入することができるのである。期間の定めのある有期事業では、事業の期間が一年を超えるものについてだけ保険料を各年毎に分割して當該期間の初日から十四日以内に納入することができる。なお、繼續事業の使用者で保険年度の中途から保険に加入するものについては、概算保険料はその加入の日から三十日以内に納入すればよいのであつて、もし分割納入を希望するならば、その期に屬する部分の保険料だけを先づ納入すればよいのである。

第二十九條 政府は、前條の賃金總額の見込額に變更を生じたときその他必要がある場合においては、概算保険料を追加徴收することができる。(1)（規則七條參照）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

(1) 概算保險料は、保險加入者の申出を基礎として計算するのであるから、保險年度の中途とか、或いは保險期間の中途で、事業の擴張とか設計の變更等があつて、その基礎となる賃金總額の見込額に著しい變更を來すような場合もあるし、またその算定の基礎に誤謬のあることが發見される場合もある。斯ういう場合、本保險では、概算保險料の追徴をすることとしているので、保險加入者は、變更のあつた日から五日以内に變更屆を都道府縣勞働基準局長に提出しなければならない。

第三十條 前二條の規定によつて拂い込んだ概算保險料が、保險年度の末日又は保險關係の消滅する日に、第二十五條の規定により確定する保險料に比し過不足があるときは、政府は、保險料を返還し、又はこれを追加徴收する。

前項の規定によつて返還する保險料は、その事業についての次期の概算保險料に、これを充當することができる。この場合においては、政府は、その旨を當該保險加入者に通知しなければならない。①（規則八、九條參照）

(1) 本保險においては、保險加入の當初における概算保險料を納入するのであるから、保險年度の終りとか、事業が終了したときに初めて正確な賃金總額が定まるので、この正確に定まつた賃金總額によつて算定した保險料を以つて、概算保險料を精算することとしたのである。即ち、もしこの確

定保險料が、概算保險料に比べて少ない場合には、取り過ぎた保險料を返還し、多い場合には不足分の保險料を追徴することとしている。然し、實際問題として、繼續事業などでは、その都度過剩分の保險料を返還することが、事務上繁雜となるので、これを次期の概算保險料の一部に充當する便法を採ることとしている。但し、この場合において、政府は、その旨を當該保險加入者に通知しなければならぬこと勿論である。

なお保險加入者は保險年度の終つたときとか、事業が廢止又は終了したときには、樣式第三號に依る確定保險料算定基礎報告書を五日以内に都道府縣勞働基準局長に提出しなければならない。

第三十一條 保險料その他この法律の規定による徴收金を滯納する者があるときは、政府は、期限を指定して、これを督促しなければならない。

前項の規定によつて督促するときは、政府は、納付義務者に對して督促狀を發する。この場合においては、督促手數料として命令で定める金額を徴收する。①

第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、保險料その他この法律の規定による徴收金を納付しないときは、政府は、國税滯納處分の例によつて、これを處分する。②（規則十四、十七條參照）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

保険料本表

様式第四號

第　　號 年度	住所（所在地） （納付義務者）　　氏　　名（法人名）
一金　　年　月　日から　年　月　日まで（第　期分） 労働者災害補償保険法第（　）条の（　）保険料（　　円）	
一金　　円也　督促手数料	
一金　　円也　延滞金 （納期限の翌日から納付の日までの日数　日）	

右　年　月　日限り日本銀行本店（日本銀行何支店又は何代理店）（何労働基準局）へ納付しなければならない。

指定期間までに保険料及び督促手数料を完納したときは、延滞金を徴収しない。

指定期間を過ぎても完納しないときは、財産差押の処分をする。

年　月　日

歳入徴収官　官　氏　名㊞

備考

一、延滞金を徴収しないものについては、延滞金に関する事項を記載しないこと。

二、日本銀行に納付を指定したときは、本文の「納付しなければならない。」の下に左の但書を加えること。

「但し、同日を経過したときは、何労働基準局へ納付することを要する。」

三、保険料以外の徴収金の督促状は、この様式に準ずること。

様式第五號（用紙厚紙白紙日本標準規格B8）

（表面）

第　　號

労働者災害補償保険
徴収金納付書封筒兼用領収証書

局基準監督署
所轄

（裏面）

何労働基準局
官　　氏　　名

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

(1) 保險料の納付義務者は保險加入者たる使用者であり、勞働者は保險給付を受ける權利はあるが、保險料を納入する必要はない。從つて保險料等を滯納した場合における强制徵收の相手方は常に使用者であつて、勞働者の何等關知するところではない。

政府が、納付義務者に對して發する督促狀は、様式第四號によるものであり、この場合督促手數料として三圓を徵收する。

(2) 官吏が滯納處分のため財産の差押をする場合においては、その命令を受けた官吏たるの證票は、様式第五號による。

第三十二條 前條の規定によつて督促をしたときは、政府は、徵收金額百圓につき一日四錢の割合で、納期限の翌日から徵收金完納又は財産差押の日の前日までの日數により計算した①延滯金を徵收する。但し、督促狀に指定した期限までに徵收金及び督促手數料を完納したときその他命令で定める場合は、この限りでない。（規則十五條參照）

(1) 法第三十二條の規定による延滯金は、左の各號の一に該當する場合又は滯納についてやむを得ない事情があると認めた場合には、これを徵收しないことができる。

一、督促狀に指定した期限までに徵收金及び督促手數料を完納したとき

二、法第三十二條によつて計算した金額が一圓未滿のとき

法第三十二條の規定による延滯金は、左の各號の一に該當する場合又は滯納についてやむを得ない情狀があると認めた場合には、これを徵收しないことができる。

一、納入の告知書一通の徵收金額が百圓未滿のとき

二、納付義務者の住所及び居所が日本國内にないため又はその住所及び居所が不明なため公示送達の方法によつて納入の告知又は督促をしたとき

滯納についてのやむを得ない情狀とは例えば、水害、火災、地震等の災害に遭遇する等、眞に已むを得ない事由をいう。

第三十三條 保險料その他この法律の規定による徵收金の先取特權の順位は市町村その他これに準ずべきものの徵收金につき、他の公課に先だつものとする

第三十四條 保險料その他この法律の規定による徵收金に關する書類の送達については、①國稅徵收法第四條の七及び第四條の八の規定を準用する。（規則十六條參照）

(1) 國稅徵收法

第四條ノ七、納稅ノ告知、督促及滯納處分ニ關スル書類ハ名宛人ノ住所又ハ居所ニ送達ス名宛人カ